

平成28 ～ 32年度

第4次 呉市長期総合計画
～ 後期基本計画編 ～
(案)

「絆」と「活力」を創造する都市・くれ
～ 協働による自主的で自立したまちを目指して～

※表紙のデザインは現在検討中です。

総論

| | |
|----------------------------|---|
| 第1編 総論 | 2 |
| 第1章 後期基本計画の策定方針 | |
| 第2章 後期基本計画の進捗管理 | |
| 第2編 重点戦略の具体化に向けての重点プロジェクト | 3 |
| 第1章 重点プロジェクトの趣旨 | |
| 第2章 重点プロジェクトの構成 | |
| 【参考】 呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について | 4 |
| 「くれ絆プロジェクト」について | 5 |

重点プロジェクト

| | |
|------------------------------|----|
| 第4次呉市長期総合計画 後期基本計画（H28～H32） | |
| 重点プロジェクト | 9 |
| （参考）重点プロジェクトの見方 | 12 |
| 重点戦略1 人づくり ～ 市民主体のまちづくりの展開 ～ | |
| 第1項 未来を担う人材の育成 | 14 |
| 第2項 市民の健康づくりの推進 | 16 |
| 第3項 地域協働によるまちづくりの推進 | 18 |
| 重点戦略2 地域づくり ～ 地域の魅力の更なる創出 ～ | |
| 第1項 安全・安心な生活環境の確保 | 20 |
| 第2項 産業競争力の更なる強化 | 22 |
| 第3項 産業を支える人材の確保・育成 | 24 |
| 重点戦略3 都市づくり ～ 都市機能の強化・充実 ～ | |
| 第1項 高次都市機能の強化・充実 | 26 |
| 第2項 魅力ある住生活環境の確保 | 28 |

基本政策

| | |
|----------------------------|----|
| 第4次呉市長期総合計画 後期基本計画 基本政策体系図 | 33 |
| （参考）基本政策の見方 | 34 |
| 第1節 市民生活分野 | |
| 第1項 市民協働 | 36 |
| 第2項 消防・救急・防災 | 38 |
| 第3項 生活安全 | 40 |
| 第4項 人権尊重・男女共同参画 | 42 |

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第2節 | 福祉・保健分野 | |
| 第1項 | 地域福祉・地域医療 | 44 |
| 第2項 | 健康づくり | 46 |
| 第3項 | 結婚・妊娠・出産・子育て | 48 |
| 第4項 | 高齢者福祉 | 50 |
| 第5項 | 障害者福祉 | 52 |
| 第6項 | 生活保護・社会保険 | 54 |
| 第3節 | 教育分野 | |
| 第1項 | 学校教育 | 56 |
| 第2項 | 社会教育 | 58 |
| 第3項 | 文化・スポーツ | 60 |
| 第4節 | 環境分野 | |
| 第1項 | 環境保全 | 62 |
| 第2項 | 循環型社会 | 64 |
| 第5節 | 産業分野 | |
| 第1項 | 農林水産業 | 66 |
| 第2項 | 工業 | 68 |
| 第3項 | 商業 | 70 |
| 第4項 | 観光 | 72 |
| 第5項 | 勤労者対策 | 74 |
| 第6節 | 都市基盤分野 | |
| 第1項 | 上下水道 | 76 |
| 第2項 | 道路・公園・墓地 | 78 |
| 第3項 | 都市施設 | 80 |
| 第4項 | 住生活環境 | 82 |
| 第5項 | 交通体系 | 84 |
| 第6項 | 港湾機能 | 86 |
| 第7節 | 都市経営分野 | |
| 第1項 | 行財政改革 | 88 |
| 第2項 | 資産経営 | 90 |
| 第3項 | 職員・職場活性化 | 92 |
| 第4項 | 協働型自治体 | 94 |
| 第5項 | 都市ブランド | 96 |
| 第6項 | 交流・連携 | 98 |

附属資料

| | |
|------------------------------|-----|
| 呉市の特色，市政を取り巻く環境と重点プロジェクトとの関係 | 102 |
| 前期基本計画に基づく市政運営の振り返り | 105 |
| 呉市民意識調査の結果概要 | 109 |

参考資料

| | |
|-----------|-----|
| 地域まちづくり計画 | 113 |
|-----------|-----|

総論

第1編 総論

第1章 後期基本計画の策定方針

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間で取り組む「重点プロジェクト」や、その他市政全般に係る「基本政策」の方向性及び代表的な施策を明示します。

なお、後期基本計画の策定に当たっては、呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念を盛り込むとともに、合併建設計画を踏まえた市域の一体感の更なる醸成や、過疎地域の日常生活基盤の維持・向上を図り、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを展開していきます。

第2章 後期基本計画の進捗管理

時代のニーズに応じた施策を展開していくため、重点プロジェクトに関連する個別事業について、財政見通しとの連動を図りながら、適宜、事業の追加や事業内容・実施時期の見直し（ローリング）を行っていきます。

また、後期基本計画で示した重点プロジェクトごとに、「目指すべき姿（目標）」を掲げ、期末時に達成状況を確認するとともに、結果を公表します。

図1 構成のイメージ

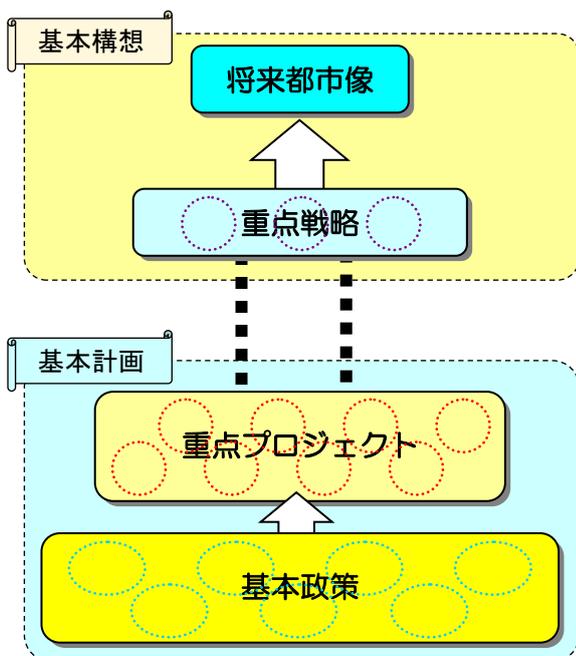
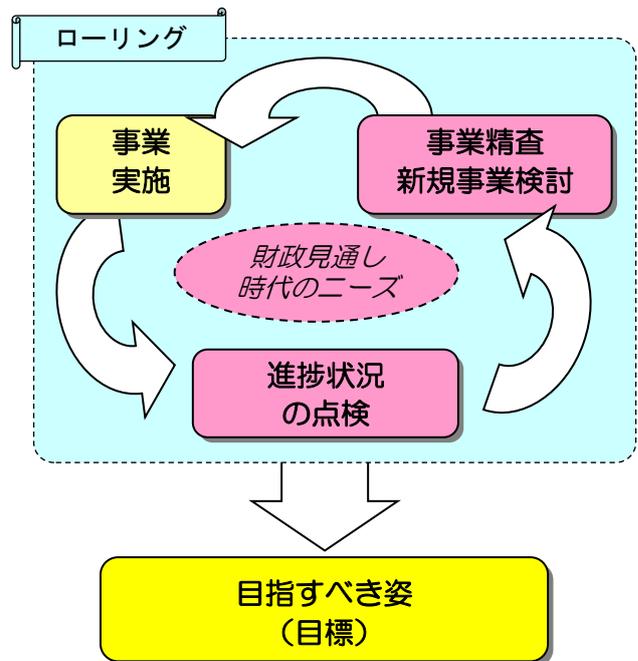


図2 進捗管理のイメージ



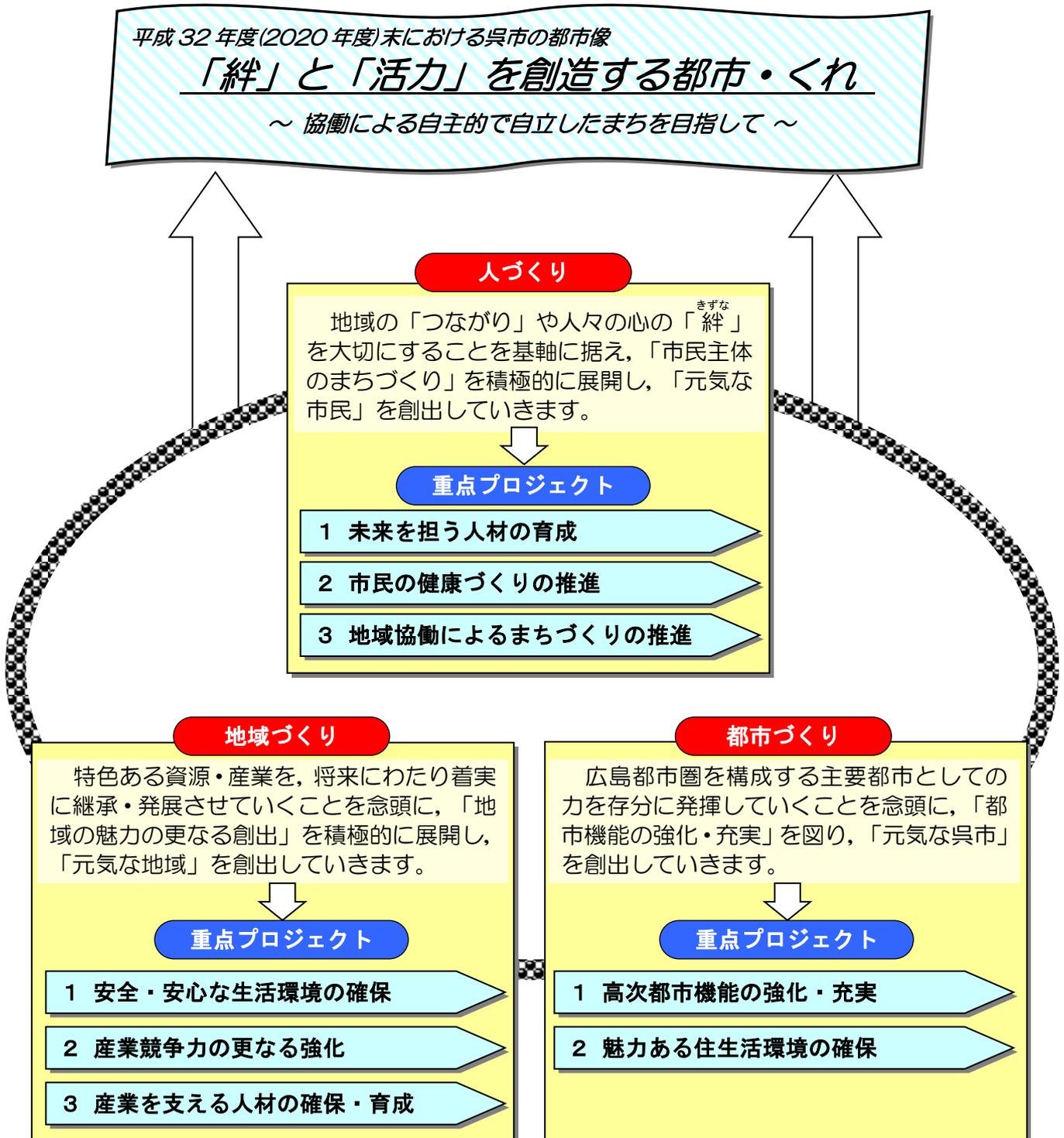
第2編 重点戦略の具体化に向けての重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトの趣旨

将来都市像の実現に向けた「重点戦略」の具体化として、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間で重点的に取り組む次の8つの施策を「重点プロジェクト」と位置付け、厳しい財政状況の中で「選択と集中」を図りながら、真に必要な施策へ重点的に投資します。

第2章 重点プロジェクトの構成

後期基本計画における「重点プロジェクト」の構成は、次のとおりです。

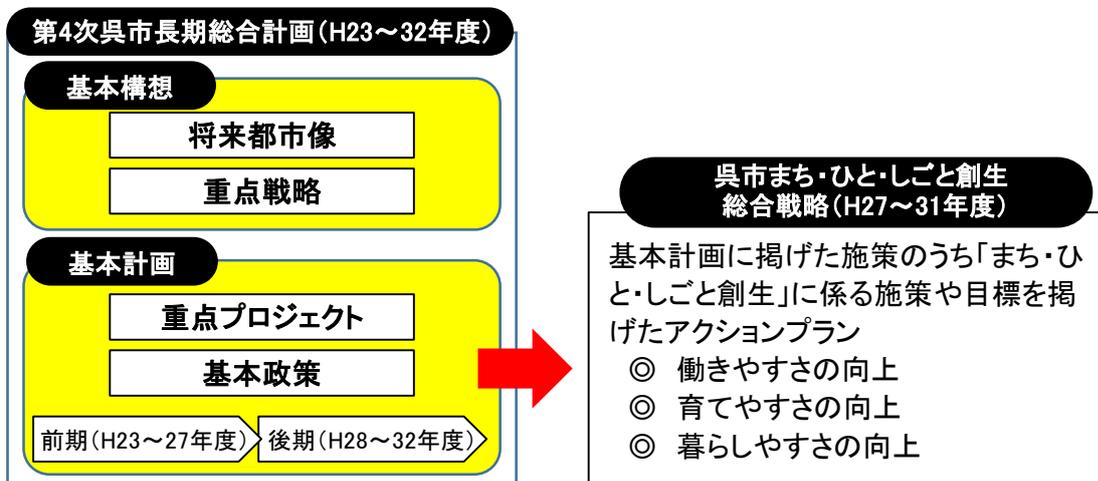


【参考1】 呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

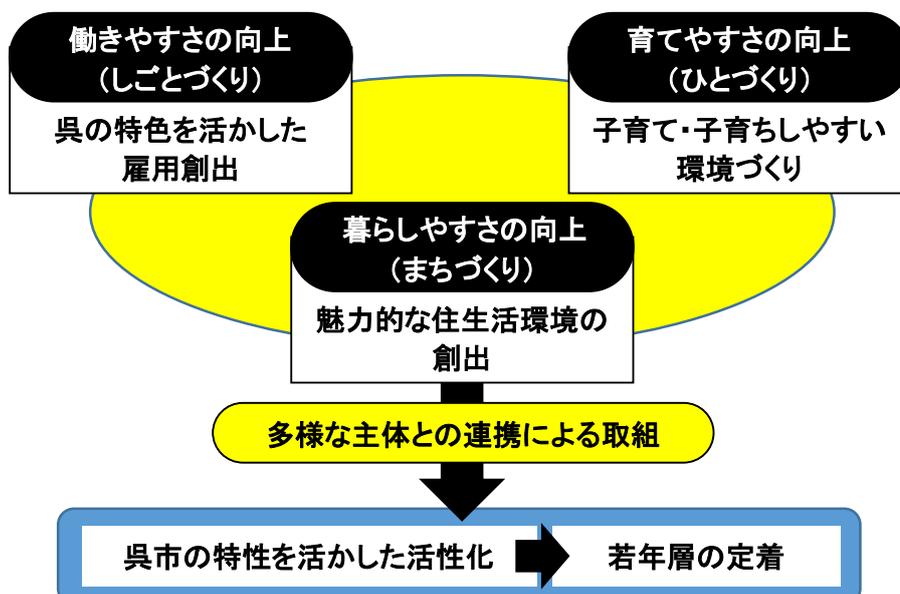
呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の減少に歯止めを掛け、新たな活力を創造するため、呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「若年層の定着 ～ 若者が集い、にぎわうまちづくり～」を基本理念に据え、若年層をターゲットとした地方創生に特に力を入れることにより、呉市の特性（呉らしさ）を活かしたまち・ひと・しごと創生を目指していきます。

後期基本計画の策定に当たっては、まち・ひと・しごと創生（地方創生）の理念を盛り込み、若年層をターゲットとした「働きやすさの向上」「育てやすさの向上」「暮らしやすさの向上」に力を入れて取り組みます。

【図1】 第4次呉市長期総合計画と呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係】



【図2】 総合戦略の基本目標】



【参考2】「くれ絆プロジェクト」について

平成24年に市制110周年を、平成26年には近隣8町との合併後10年という節目を迎えた呉市は、地域の「つながり」や人々の心の「絆」を大切にしながら、市民や市域の一体感を更に高めていく取組を進めています。

古くから日本で育まれてきた「絆」を大切にしながら、美しい自然や歴史、文化といった地域の様々な魅力・お宝を再発見・再確認し、呉市全体の魅力・お宝として市民みんなで共有するとともに、次世代に引き継ぐための磨き上げを行っていくための取組を、「くれ絆プロジェクト」として位置付け、積極的に推進します。

くれ絆プロジェクト

呉の魅力再発見事業

呉の魅力・お宝を再発見し、市民が一体となって呉の魅力を磨き輝かせる取組を推進します。

魅力やお宝を分野毎に集めた本を平成25年度から5年間、年に1冊ずつ発行していく予定です。

地域で眠るお宝の再生・伝承

再発見した魅力やお宝を具体的に再生・伝承するための取組を推進します。

【H29年度の取組】

- ・くれ絆盆踊り大会
- ・旧金子家住宅保存修理
- ・真光寺橋改修

観光資源のブラッシュアップ

観光資源を活かしながら、ハード・ソフト両面からブラッシュアップを進めます。

【H29年度の取組】

- ・あび展示資料移設改修

呉ふるさと納税制度による絆づくり

呉市へご寄附をいただいた市外住民の方に、感謝の気持ちとして、呉の特産品を送付することで、呉市との絆を感じていただくとともに、呉市の魅力を全国に発信します。

伝えておきたい 呉の魅力・お宝90選



第1巻(文化財・建物・橋・海軍遺構編)、第2巻(イベント・祭り・風習編)、第3巻(自然・景観・動植物編)に続く、第4巻(先人・民話・伝統の技・特産品編(予定))、第5巻(総集編(予定))を発刊します。

「呉音頭」の普及



昭和26年に制作された「呉音頭」を市民に広く親んでもらうとともに、伝統文化の継承と市民の絆意識の醸成を図るために「くれ絆盆踊り大会」を開催します。

呉市の魅力を全国に発信



「呉の魅力・お宝90選」の贈呈とともに、寄附金額に応じて、カキや大長みかん、川尻の化粧筆などの特産品を返礼品としてお送りします。

重点プロジェクト

『「絆」と「活力」を創造する都市・くれ』の実現に向けた取組

～ 重点プロジェクト事業 (H28～H32) ～

◎ 重点戦略1 「人づくり」

1 未来を担う人材の育成

- ◎(新) 妊娠から出産・育児までの包括支援
1,031 万円 (5,200 万円)
子育て世代包括支援センターの運営等
- ◎(新) 不妊治療の支援
4,400 万円 (2.2 億円)
一般・特定不妊治療費に対する助成
- ◎(新) 大学と連携したアスリートの育成
166 万円 (800 万円)
子ども・指導者へのスポーツ技術指導等
- ◎(新) 小中学校普通教室への空調設備の設置
中学校: 実施設計 4,000 万円 (14.5 億円)
- ◎(拡) ファミリー・サポート・センター事業の充実
24 時間サポート体制の整備等 895 万円 (4,500 万円)
- ◎(拡) 特色ある具の教育の推進
1,518 万円 (7,600 万円)
ふるさと子ども夢実現事業の推進等

- ◎ 結婚の応援 255 万円 (1,300 万円)
- ◎ 子育て支援センターの充実 2,085 万円 (1.0 億円)
- ◎ 保育サービスの充実 6,160 万円 (4.7 億円)
- ◎ 放課後児童会の充実 1,250 万円 (1.0 億円)
- ◎ 小中一貫教育の推進 3,322 万円 (1.6 億円)
- ・ 小中学校施設の建替 10 億 7,800 万円 (58.4 億円)
- ◎ 呉高等学校施設の耐震化 1 億 5,300 万円 (1.5 億円)
- ◎ 呉高等学校選択教室への空調設備の設置
400 万円 (400 万円)

2 市民の健康づくりの推進

- (新) 健康つながりサポート事業 1,500 万円
高齢者等の心身の活力低下の防止 (7,500 万円)
- (拡) 一般介護予防の充実 8,092 万円 (4.0 億円)
口腔ケア教室の開催等
- ◎ ウオーキングを柱とした健康づくりの推進 (大学と連携した健康づくり普及促進等) 200 万円 (1,000 万円)
- ・ 地域に根ざす健康づくりの推進 745 万円 (3,700 万円)
- ◎ 地域総合チーム医療の推進 2,333 万円 (1.2 億円)
- ◎ 地域包括ケアの推進 3 億 1,060 万円 (15.5 億円)
- ・ 健診の受診促進 (特定健診, がん検診)
1 億 5,335 万円 (7.7 億円)
- ・ おいしい減塩食による健康生活の推進
876 万円 (4,400 万円)
- ・ 救急医療体制の確保 7,015 万円 (3.5 億円)
- ・ 医療機器の整備 (公立下蒲刈病院) 1,002 万円 (5,000 万円)

3 地域協働によるまちづくりの推進

- ◎(拡) 地域おこし協力隊の受入れ推進 1,669 万円
受入れ地区の拡大 (蒲刈地区, 豊浜地区) (1.3 億円)
- ◎ 担い手育成の推進 (まちづくりサポーターの育成, ゆめづくりフォローアップ, まちづくりセンター人材活用等)
98 万円 (500 万円)
- ◎ 協働型職員 (市民公務員) の育成
3,595 万円 (1.9 億円)
- ・ まちづくりセンターの指定管理者制度移行
2,632 万円 (1.3 億円)
- ・ 市民協働センターの運用 2,632 万円 (1.3 億円)
- ◎ 地域まちづくり計画に基づく地域活動の支援
4,650 万円 (2.3 億円)
- ◎ 市民まち普請事業 1,000 万円 (5,000 万円)
- ◎ 市民ゆめ創造事業 750 万円 (3,800 万円)
- ◎ 地域まちづくり計画の改定支援 125 万円 (600 万円)
- ◎ 市民センター内フリースペースの環境整備
10 万円 (50 万円)

◎ 重点戦略2 「地域づくり」

1 安全・安心な生活環境の確保

- (新) 中央公園の防災公園化 600 万円 (4.9 億円)
- 基本計画
- (拡) 耐震性防火水槽の整備
市内2か所 2,330 万円 (6,300 万円)
- ・ 雨水対策事業 6 億 800 万円 (15.7 億円)
- 広東地区雨水貯留施設整備, 広雨水1号幹線 (免田川) 整備等
- ・ 道路整備事業 6 億 8,700 万円 (21.7 億円)
横路1丁目白石線, 横路4丁目白石線, 大新開吉松線
- ・ 自主防災組織の結成・育成の促進
862 万円 (4,800 万円)
- ・ 消防団活動の機能強化 1,800 万円 (1,800 万円)
- ・ 消防団詰所の整備 5,310 万円 (1.7 億円)
- ・ 防災・減災知識の普及啓発 320 万円 (700 万円)
- ・ LED 防犯灯設置に対する支援 280 万円 (1,400 万円)
- ・ 防犯カメラ設置に対する支援 600 万円 (3,000 万円)
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 3 億 5,590 万円 (17.8 億円)
- ・ 浸水対策事業 1 億 7,525 万円 (12.1 億円)
- ・ 建築物土砂災害等対策事業 228 万円 (1,100 万円)
- ・ 危険建物対策事業 3,600 万円 (1.7 億円)
- ・ 道路・橋りょう等の維持管理の充実
13 億 9,364 万円 (63.1 億円)
- ・ 防災・防犯情報メールの配信 358 万円 (1,800 万円)

2 産業競争力の更なる強化

- ◎(拡) 産地育成・産地地消の推進 1,487 万円
呉市産酒米の増産等 (4,500 万円)
- ◎(拡) 農水産品のブランド化・6次産業化の推進
900 万円 (4,500 万円)
広カンラン, オニオコゼのブランド化等
- ◎(拡) 周遊・滞在型観光の推進
1,537 万円 (7,300 万円)
宿泊バスポートの発行, 呉海自カレール
- ◎(拡) 商業施設等の活性化支援
2 億 3,222 万円 (11.6 億円)
新たな小売・飲食・サービス業の出店奨励等
- ◎ 農地保全・遊休農地解消の推進 3,608 万円 (1.8 億円)
- ・ 有害鳥獣対策の充実 5,836 万円 (2.8 億円)
- ◎ 積極的な企業誘致活動の展開 600 万円 (3,000 万円)
- ◎ 企業立地の推進 4 億 8,518 万円 (24.3 億円)
- ◎ 企業の本社機能の移転等促進
- ◎ 市内企業による設備投資の促進
- ◎ 産学官連携による新製品・新技術の開発支援
6,468 万円 (3.2 億円)
- ◎ 地域産業の活性化支援 (医工連携の推進等)
2,550 万円 (1.3 億円)
- ◎ 観光資源のブラッシュアップ
2,875 万円 (1.3 億円)
- ◎ 瀬戸内の魅力あふれるスポーツイベントの開催
1,028 万円 (5,600 万円)
- ・ れんがどおりの再整備 1 億 5,000 万円 (1.5 億円)

3 産業を支える人材の確保・育成

- ◎(新) 具の産業PR事業の推進 204 万円 (1,000 万円)
具の産業・企業の魅力紹介等
- ◎ 新規農業就業者への支援 1,592 万円 (8,000 万円)
- ◎ 新規漁業就業者への支援 845 万円 (2,900 万円)
- ◎ 創業支援事業の推進 5,731 万円 (2.9 億円)
- ◎ 実践型地域雇用創造事業
- ◎ 具の産業マイスター表彰 70 万円 (400 万円)
- ◎ 福祉医療人材 (介護・看護・保育) の確保・養成
- ◎ 障害者就労施設による共同活動の支援
330 万円 (1,700 万円)

◎ 重点戦略3 「都市づくり」

1 高次都市機能の強化・充実

- ◎(新) 戦艦「大和」のふるさと・くれブランドの向上 1 億円 【27年度補正予算】 (1 億円)
大和ミュージアム魅力向上構想, 宝町～幸町エリア整備構想の策定, 戦艦「大和」の潜水調査等
- (新) 証明書 (住民票等) コンビニ交付の導入 1,937 万円 (1,937 万円)
住民票の写し, 印鑑登録証明書, 所得・課税証明書
- (拡) 拠点スポーツ施設の整備 3 億 2,740 万円 (36.0 億円)
呉市営プール: 屋内温水プール (公認 25m プール等)・子どもプールの整備等, 呉市体育館: 大規模改修実施設計
- ◎ 日本遺産登録に向けての取組 (旧軍港4市間の連携)
- ・ 休山新道 4 車線化 (国事業), 東広島・呉自動車道阿賀 IC 立体交差化 (国事業), 呉平谷線 (県事業) の整備促進
- ・ 消防局・西消防署新庁舎の整備 600 万円 (29.9 億円)
- ・ 市役所本庁舎の整備 (周辺整備) 3 億 600 万円 (11.2 億円)
- ◎ 基幹バス路線, 生活バス路線, 地域主導型交通サービス等の運行支援 4 億 8,910 万円 (24.5 億円)
- ・ 生活バスのバリアフリー化 4,000 万円 (2.0 億円)
- ◎ 「呉広島空港線」の運行支援 1,200 万円 (6,000 万円)
- ・ JR 新広駅の機能強化 1 億 7,462 万円 (1.7 億円)

2 魅力ある住生活環境の確保

- ◎(新) 子育て世帯の定住支援 2,000 万円 (1 億円) 中古住宅取得に対する助成 (親世帯との近居加算)
- ◎(新) 移住希望者の住宅取得支援 2,000 万円 (1 億円) 中古住宅取得に対する助成 (親世帯との近居等加算)
- ◎(新) 空き家家財道具等処分支援 500 万円 (2,500 万円) 搬出・処分費用に対する助成
- ◎(新) 学生シェアハウス支援 336 万円 (400 万円) リフォーム費用及び家賃に対する助成
- ◎(新) 呉市版生活活躍のまち (CCRC) 構想の検討 500 万円 (500 万円) 構想のとりまとめ, 基本計画の検討
- ・ (新) 家庭用燃料電池 (エネファーム) の普及促進 400 万円 (2,000 万円) 機器設置に対する助成
- ◎(新) シティプロモーションの推進 3,608 万円 (1.1 億円) 戦略的な情報発信等
- ◎ 空き家バンクの充実 230 万円 (230 万円)
- ・ 廃棄物の適正処理 90 万円 (400 万円)
- ・ くれ絆プロジェクトの推進・活用 1,855 万円 (9,300 万円)

(参考) 重点プロジェクトの見方

重点プロジェクト名

この重点プロジェクトの基となる基本戦略名と併せて記載しています。

プロジェクトの推進方針

この重点プロジェクトに関する社会背景や呉市における現状と課題、プロジェクト推進に向けての方向性などについて記載しています。

関連データ等

この重点プロジェクトに関するデータや資料を掲載しています。

計画期間中に重点的に取り組む事業

重点プロジェクトの推進に向けての具体的な取組の方向性及びその考え方を掲載しています。

重点戦略1 人づくり ～ 市民主体のまちづくりの展開 ～

第1項 未来を担う人材の育成

1 プロジェクトの推進方針

少子化、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子育てや教育を取り巻く環境が変化していることから、地域社会全体で、子育てや教育に関する様々な取組を推進し、未来を担う子どもたちの育成を図っていく必要があります。

こうした中、母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するための拠点となる子育て世代包括支援センター（呉市版ネウボラ）の開設や、子育て家庭の応援を始め、小中一貫教育など特色ある呉の教育を更に充実させ、郷土を愛し、豊かな心を育むため、文化・芸術・スポーツや、地域産業などの優れた人材から直接学ぶ本物体験を推進していくなど、未来を担う人材の育成に重点的に取り組んでいきます。

図1 合計特殊出生率の推移

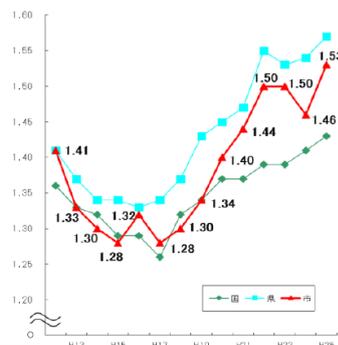
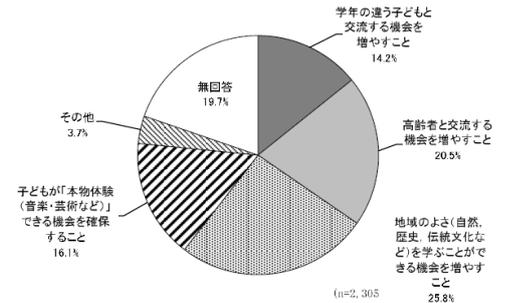


図2 豊かな心を育むために必要な取組 (平成26年度呉市民意識調査結果)



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

若者の結婚についての希望を応援するとともに、子育て世代包括支援センターを開設・運用し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---|---------|-----------|
| 結婚の応援 | H28～H32 | 1,300万円 |
| 妊娠から出産・育児までの包括支援 | H28～H32 | 5,200万円 |
| 不妊治療の支援 | H28～H32 | 2億2,000万円 |
| 子育て支援センターの充実 (「くれくれ・ば」、「ひろひろ・ば」の充実等) | H28～H32 | 1億400万円 |

(2) 健やかに育つ子育て環境の整備

保護者ニーズに対応した保育サービスの提供など、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------|---------|-----------|
| ファミリーサポートセンター事業の充実 | H28～H32 | 4,500万円 |
| 保育サービスの充実 | H28～H32 | 4億6,600万円 |
| 放課後児童会会の充実 | H28～H32 | 1億円 |

(3) 心豊かでたくましい「呉の子ども」を育てる教育の推進

小中一貫教育を充実させるとともに、子どもたちが社会の中で自立して生きるための基礎と社会の担い手として必要とされる資質を養うことができるよう、様々な分野の人材活用や豊かな感性と郷土愛を育む本物体験を充実させます。また、学校施設の建替や空調設備の設置を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---|---------|------------|
| 特色ある呉の教育の推進 (ふるさと子ども夢実現事業、「ものづくり」体験事業、文化・芸術体験活動(邦楽鑑賞会など)、トップアスリート・チャレンジ事業) | H28~H32 | 7,600万円 |
| 小中一貫教育の推進 | H28~H32 | 1億6,100万円 |
| 大学と連携したアスリートの育成 | H28~H32 | 800万円 |
| 小中学校施設の建替 | H28~H31 | 58億3,900万円 |
| 小中学校普通教室への空調設備の設置 | H28~H30 | 14億5,000万円 |

具体的な取組

平成28~32年度における具体的な取組について、取組名、期間、概算事業費を記載しています。なお、事業費を伴わない取組については、概算事業費欄に-を記載しています。

(4) 高等学校教育の充実

市立呉高等学校において、生徒に安全・安心かつ快適に学ぶ場を提供するため、学習環境の整備を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------|------|-----------|
| 呉高等学校施設の耐震化 | H28 | 1億5,300万円 |
| 呉高等学校選択教室への空調設備の設置 | H28 | 400万円 |

関連写真

具体的な取組に関連する写真を掲載しています。



小学生と中学生の合同授業



高校生の0,1,2才ふれあい体験講座

目指すべき姿(目標)

この重点プロジェクトに積極的に取り組むことにより、市民生活をどう向上させるのかを明確にするため、客観的に把握できるデータに基づく現状及び平成32年度末における目標を掲げています。

3 目指すべき姿(目標)

| 項目 | | 現状 | | 目標 | |
|-----------------------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合 | 小学生 | H26 | 88.3% | H32 | 90% |
| | 中学生 | H26 | 87.4% | H32 | 90% |
| 将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合 | 小学生 | H26 | 92.9% | H32 | 95% |
| | 中学生 | H26 | 78.4% | H32 | 80% |

【用語解説】

- 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を指す。
- 小中一貫教育：小学校と中学校が、義務教育9年間を見通して一貫した方針のもと、子どもたちの発達段階に応じた教育活動を計画的に行う取組のこと。

用語解説

本文中の用語を解説しています。

重点戦略1 人づくり ～ 市民主体のまちづくりの展開 ～

第1項 未来を担う人材の育成

1 プロジェクトの推進方針

少子化，核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより，子育てや教育を取り巻く環境が変化していることから，地域社会全体で，子育てや教育に関する様々な取組を推進し，未来を担う子どもたちの育成を図っていく必要があります。

こうした中，母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するための拠点となる子育て世代包括支援センター（呉市版ネウボラ）の開設や，子育て家庭の応援を始め，小中一貫教育など特色ある呉の教育を更に充実させ，郷土を愛し，豊かな心を育むため，文化・芸術・スポーツや，地域産業などの優れた人材から直接学ぶ本物体験を推進していくなど，未来を担う人材の育成に重点的に取り組んでいきます。

図1 合計特殊出生率の推移

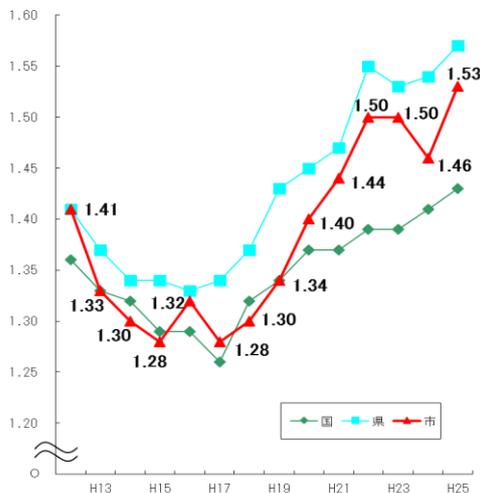
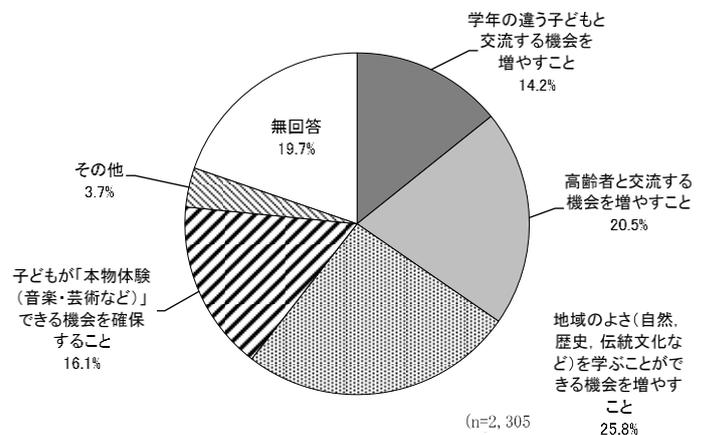


図2 豊かな心を育むために必要な取組
(平成26年度呉市民意識調査結果)



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

若者の結婚についての希望を応援するとともに，子育て世代包括支援センターを開設・運用し，妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--|---------|-----------|
| 結婚の応援 | H28～H32 | 1,300万円 |
| 妊娠から出産・育児までの包括支援 | H28～H32 | 5,200万円 |
| 不妊治療の支援 | H28～H32 | 2億2,000万円 |
| 子育て支援センターの充実 (「くれくれ・ば」, 「ひろひろ・ば」の充実等) | H28～H32 | 1億400万円 |

(2) 健やかに育つ子育て環境の整備

保護者ニーズに対応した保育サービスの提供など，地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------|---------|-----------|
| ファミリーサポートセンター事業の充実 | H28～H32 | 4,500万円 |
| 保育サービスの充実 | H28～H32 | 4億6,600万円 |
| 放課後児童会の充実 | H28～H32 | 1億円 |

(3) 心豊かでたくましい「呉の子ども」を育てる教育の推進

小中一貫教育を充実させるとともに、子どもたちが社会の中で自立して生きるための基礎と社会の担い手として必要とされる資質を養うことができるよう、様々な分野の人材活用や豊かな感性と郷土愛を育む本物体験を充実させます。また、学校施設の建替や空調設備の設置を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---|---------|------------|
| 特色ある呉の教育の推進 (ふるさと子ども夢実現事業、「ものづくり」体験事業、文化・芸術体験活動(邦楽鑑賞会など)、トップアスリート・チャレンジ事業) | H28~H32 | 7,600万円 |
| 小中一貫教育の推進 | H28~H32 | 1億6,100万円 |
| 大学と連携したアスリートの育成 | H28~H32 | 800万円 |
| 小中学校施設の建替 | H28~H31 | 58億3,900万円 |
| 小中学校普通教室への空調設備の設置 | H28~H30 | 14億5,000万円 |

(4) 高等学校教育の充実

市立呉高等学校において、生徒に安全・安心かつ快適に学ぶ場を提供するため、学習環境の整備を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------|------|-----------|
| 呉高等学校施設の耐震化 | H28 | 1億5,300万円 |
| 呉高等学校選択教室への空調設備の設置 | H28 | 400万円 |



小学生と中学生の合同授業



高校生の0,1,2才ふれあい体験講座

3 目指すべき姿(目標)

| 項目 | | 現 状 | | 目 標 | |
|-----------------------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合 | 小学生 | H26 | 88.3% | H32 | 90% |
| | 中学生 | H26 | 87.4% | H32 | 90% |
| 将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合 | 小学生 | H26 | 92.9% | H32 | 95% |
| | 中学生 | H26 | 78.4% | H32 | 80% |

【用語解説】

- 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を指す。
- 小中一貫教育：小学校と中学校が、義務教育9年間を見通して一貫した方針のもと、子どもたちの発達段階に応じた教育活動を計画的に行う取組のこと。

重点戦略1 人づくり ～ 市民主体のまちづくりの展開 ～

第2項 市民の健康づくりの推進

1 プロジェクトの推進方針

少子高齢化が更に進展することが見込まれる中、市民主体のまちづくりを進めていくためには、市民が心身ともに健康で元気な状態を少しでも長く維持していくことが大切です。また、このような取組を進めるに当たっては、個人による取組だけでは限界があることから、家庭や地域、職場など集団での活動が重要となっています。

こうした中、市民の「健康寿命」の更なる延伸に向け、運動習慣や生活習慣の見直し、介護予防、運動環境の整備など、地域ぐるみでの健康づくり活動の支援を行うほか、生活習慣病の重症化予防や、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、地域包括ケアシステムの円滑な運用を図るほか、現在の恵まれた地域医療体制の維持・確保など、市民の健康づくりの推進に重点的に取り組んでいきます。

図1 市民の平均寿命と健康寿命

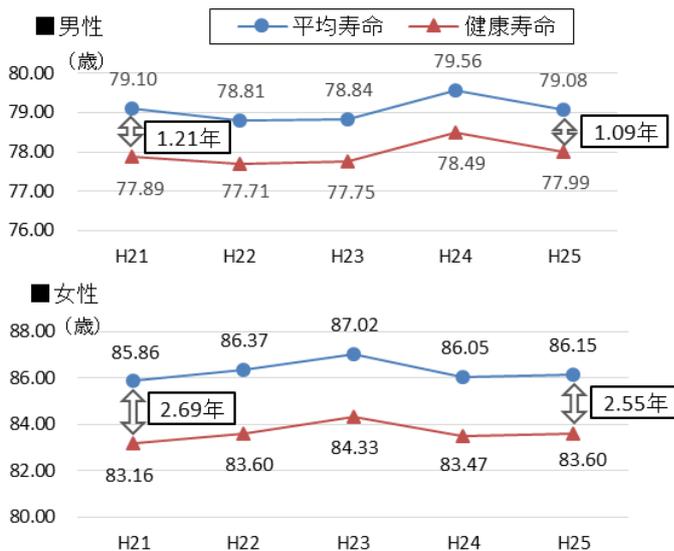
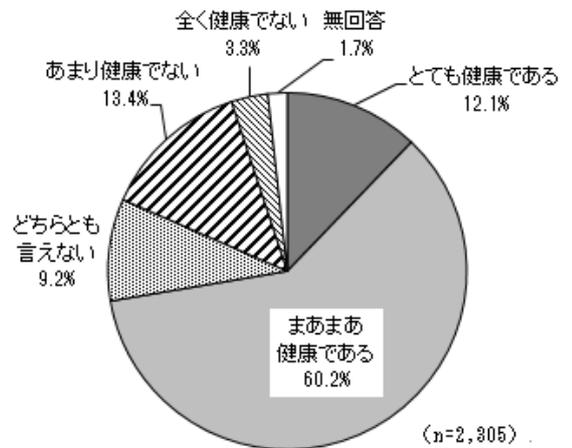


図2 市民の健康状態に関する意識
(平成26年度呉市民意識調査結果)



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 健康づくりを支える地域ぐるみでの運動習慣の定着

市民が普段の生活の中で日常的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域協働による健康づくり活動や、シンボルイベントとして「呉市健康の日」ウォーキング大会を開催するなど、運動習慣の定着に取り組みます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---|---------|---------|
| ウォーキングを柱とした健康づくりの推進 (大学と連携した健康づくり普及促進) | H28～H32 | 1,000万円 |
| 地域に根ざす健康づくりの推進 | H28～H32 | 3,700万円 |

(2) 恵まれた医療環境等を活かした生活習慣病予防・介護予防対策

我が国の死因の6割弱を占める生活習慣病の予防を推進するため、恵まれた医療環境を活かした、健診の受診促進や生活習慣病の重症化予防の推進や、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの円滑な運用を図ります。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------|---------|------------|
| 地域総合チーム医療の推進 | H28~H32 | 1億1,700万円 |
| 地域包括ケアの推進 | H28~H32 | 15億5,300万円 |
| 一般介護予防の充実 | H28~H32 | 4億500万円 |
| 健診の受診促進（特定健康診査・がん） | H28~H32 | 7億6,700万円 |
| 健康つながりサポートの推進 | H28~H32 | 7,500万円 |
| おいしい減塩食による健康生活の推進 | H28~H32 | 4,400万円 |

(3) 地域医療体制の確保

地域医療体制を確保するための財政支援や公立下蒲刈病院の医療環境の充実など、恵まれた医療環境の維持・確保に取り組みます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|------------------|---------|-----------|
| 救急医療体制の確保 | H28~H32 | 3億5,100万円 |
| 医療機器の整備（公立下蒲刈病院） | H28~H32 | 5,000万円 |



「呉市健康の日」ウォーキング大会



健康遊具

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | | 現 状 | | 目 標 | |
|--------------------------|----|-----|--------|-----|---------------------|
| 健康であると感じる市民の割合 | | H26 | 72.3% | H32 | 80% |
| 健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均） | 男性 | H25 | 77.99年 | H32 | 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 |
| | 女性 | H25 | 83.60年 | | |
| 特定健康診査の受診率（国民健康保険加入者） | | H25 | 21.9% | H32 | 45% |

【用語解説】

- 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。市町村は、「日常生活動作が自立している期間の平均」を健康寿命としている。
- 介護予防：高齢者が寝たきりや認知症など介護を必要とする状態とならないように予防すること。主に、運動器の機能向上や栄養改善、認知症予防などがある。
- 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、発症・進行に関与する疾患の総称のこと。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症などが含まれる。
- 地域包括ケアシステム：医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが継続的・一体的に提供され、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる地域の支援体制のこと。
- 特定健康診査：医療保険者が、40~74歳の加入者を対象として毎年度計画的に実施する内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のこと。
- 健康遊具：基本的なストレッチや運動不足の解消、体力の維持・向上といった健康づくりを主な目的とした大人向けの遊具。楽しみながら自分の体力レベルに合わせた適度な運動を行うことができる。

第3項 地域協働によるまちづくりの推進

1 プロジェクトの推進方針

今後見込まれる社会経済情勢に着実に対応していくためには、地域の「つながり」や市民の心の「絆」を大切にしながら、地域の個性や特色を活かしたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

こうした中、「地域力」を更に高めていくため、地域におけるまちづくりリーダーや地域協働をサポートする職員など地域のまちづくりをリードする人材の育成に取り組むとともに、地域まちづくり委員会を中心とした地域の課題解決や活性化・にぎわいづくり、地域おこし協力隊の活用など、地域協働によるまちづくりの推進に重点的に取り組んでいきます。

図1 地域協働によるまちづくり

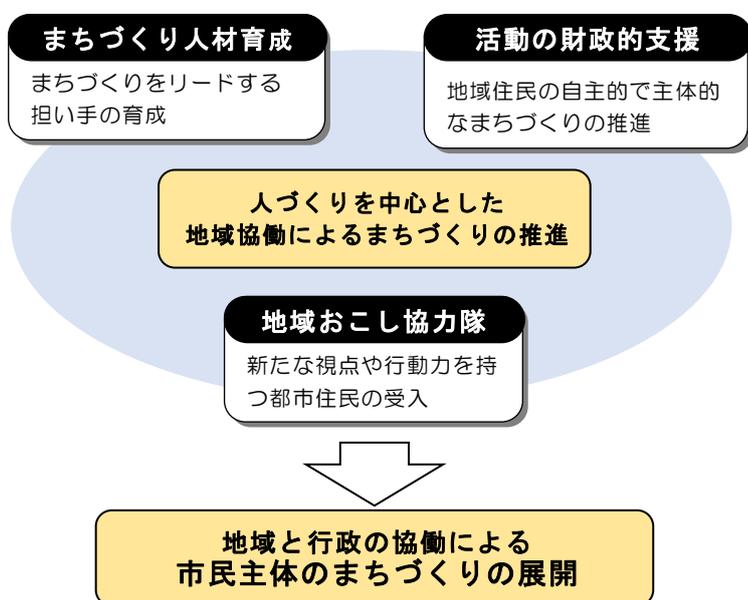
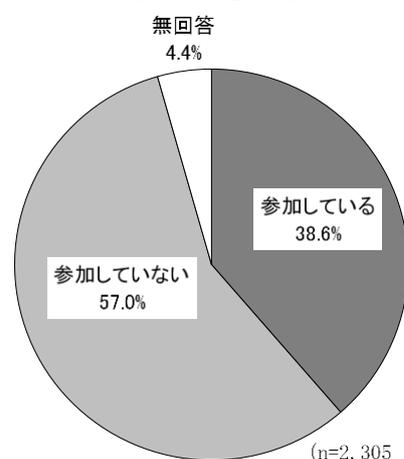


図2 地域活動への参加状況
(平成26年度呉市民意識調査結果)



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 協働によるまちづくりをリードする担い手の育成

地域住民による地域の特色や魅力を最大限に活かしたまちづくりを推進していくため、地域活動の要となる担い手の育成に取り組みます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--|---------|-----------|
| 担い手育成の推進 (まちづくりサポーターの育成、ゆめづくりフォローアップ、まちづくりセンター人材活用、地域デビュー応援講座等) | H28～H32 | 500万円 |
| 協働型職員(市民公務員)の育成 | H28～H32 | — |
| まちづくりセンターの指定管理者制度移行 | H28～H32 | 1億9,100万円 |
| 市民協働センターの運用 | H28～H32 | 1億3,200万円 |

(2) 地域住民によるまちづくり活動の支援

地域固有の課題解決や特色ある地域資源を活かした地域の活性化・にぎわいづくりに向けて、地域まちづくり計画に基づく自主的で自立した地域活動を支援します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------------|---------|-----------|
| 地域まちづくり計画に基づく地域活動の支援 | H28～H32 | 2億3,300万円 |
| 市民まち普請事業の推進 | H28～H32 | 5,000万円 |
| 市民ゆめ創造事業の推進 | H28～H32 | 3,800万円 |
| 地域まちづくり計画の改定支援 | H28～H32 | 600万円 |
| 市民センター内フリースペースの環境整備 | H28～H32 | 50万円 |

(3) 地域外からの人材の確保・活用

地域おこし協力隊員等の新たな視点や若者の行動力による地場産品の開発、PRなどの地域おこし活動により、地域の活性化を図っていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------|---------|-----------|
| 地域おこし協力隊の受入れ推進 | H28～H32 | 1億2,500万円 |



地域おこし協力隊員の活動（地場産品の開発）



ゆめづくりフォローアップ事業
（まちづくり事例発表）

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現 状 | | 目 標 | |
|-------------------|-----|-------|-----|------|
| 地域活動に参加している市民の割合 | H26 | 38.6% | H32 | 60% |
| 地域活動に参加している市職員の割合 | H26 | 39.3% | H32 | 60% |
| 呉市に愛着を感じている市民の割合 | H26 | 69.7% | H32 | 80% |
| まちづくりサポーターの人数 | H26 | 17人 | H32 | 28人 |
| 市民まち普請事業の延べ実施件数 | H26 | 62件 | H32 | 110件 |

【用語解説】

- 地域協働：自治会などの地縁型組織と行政（呉市）とが力を合わせ、住民本位の自立した地域社会の形成を図るための推進手法のこと。
- 地域力：地域自らが自立した存在として、誇りを持って安心して暮らせる地域とするため、地域住民が連携しながら、地域課題を解決する力のこと。
- まちづくり委員会（協議会）：地域内の各種団体を包括し、協働・連携を図るために組織された地域包括型の住民自治組織のこと。地区自治会連合会、地区内の各種団体、NPO、ボランティア団体などで構成。
- 地域おこし協力隊：一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ゆめづくりフォローアップ事業：スキルアップ研修（パソコン講座）の実施や防災、高齢者支援、地域活性化などに取り組むまちづくり委員会等の事例発表を行うことにより、地域人材のレベルアップや新たな担い手を育成する事業。
- 地域デビュー応援講座：地域活動初心者を対象に、その楽しさややりがいを伝え、地域活動に一步踏み出すきっかけを作るとともに、地域活動情報の収集方法等も学べる講座のこと。
- まちづくりセンター：地域住民、団体等が集い、協議や作業、交流、情報発信などのまちづくり活動や地域が連携した課題解決への取組、生涯学習活動などを行う拠点として、平成26年4月に公民館等から移行した施設のこと。
- 地域まちづくり計画：地域の共有する夢（地域の将来像・地域課題の克服等）の実現に向け、おおむね5～10年間で取り組むべき地域の構想のこと。市内全域の28のまちづくり委員会等で策定済。
- 市民まち普請事業：市民、市民公益活動団体などが身近な公共施設の整備を自らが主体となって企画・実施する事業に対し、交付金の交付又は必要物品・原材料の現物支給など行う事業のこと。
- 市民ゆめ創造事業：行政との協働事業の提案や地域間連携の推進などソフト事業を基本とする先駆的な取組を行うまちづくり委員会に対して交付金を交付する事業のこと。

第1項 安全・安心な生活環境の確保

1 プロジェクトの推進方針

呉市は、地形的な特性から、これまで多くの災害を経験してきており、この教訓を踏まえ、防災に対する啓発活動や防災対策工事に重点的に取り組んでいます。しかし、高齢化が進展する中、また、発生する災害が複雑多様化する中、更にきめ細かい対応が重要となっています。また、学校や住宅が連立し、比較的歩行者が多いにもかかわらず、歩道がなく、車両の離合も困難な道路の整備を進めていく必要があります。

こうした中、市の危機管理機能の強化や災害防止施設の整備、安全な道路環境の整備などはもちろんのこと、地域と一体となった防災・減災対策に取り組むとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するなど、市民の安全・安心な生活環境の確保に重点的に取り組んでいきます。

図1 呉市の急傾斜地崩壊対策の状況

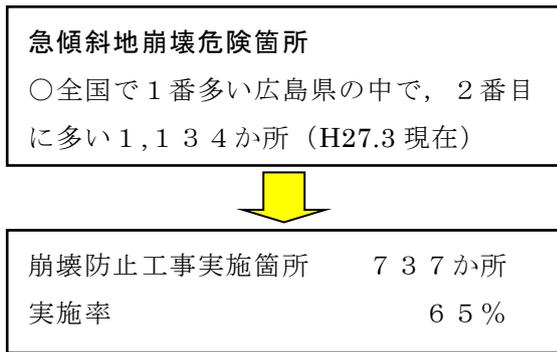
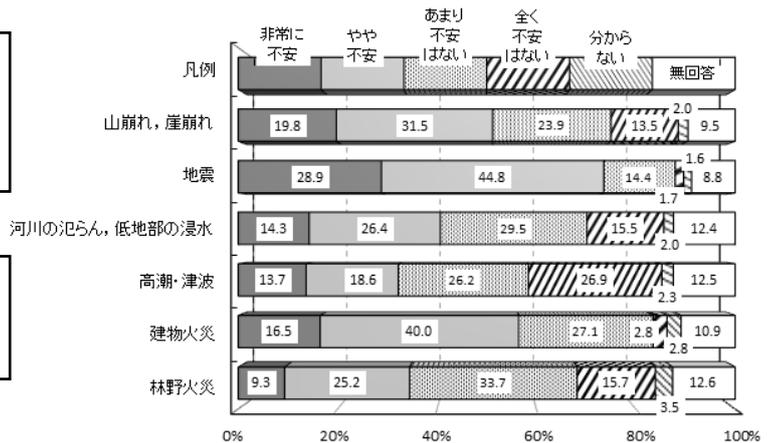


図2 災害に対する市民の不安
(平成26年度呉市民意識調査結果)



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 地域防災力・防犯力の強化・充実

自治会などを中心とした自主防災組織の結成促進、リーダー育成などによる組織力の向上や、消防団活動の機能強化とともに、自治会による防犯灯、防犯カメラ設置の支援などにより、地域の防災力・防犯力を高めていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-----------------|---------|-----------|
| 自主防災組織の結成・育成の促進 | H28～H32 | 4,800万円 |
| 消防団活動の機能強化 | H28 | 1,800万円 |
| 消防団詰所の整備 | H28～H32 | 1億7,300万円 |
| 防災・減災知識の普及啓発 | H28～H32 | 700万円 |
| LED防犯灯設置助成 | H28～H32 | 1,400万円 |
| 防犯カメラ設置助成 | H28～H32 | 3,000万円 |

(2) 災害防止施設の整備，浸水対策の強化等

災害に対する市民の不安感を軽減するため，地震・台風・豪雨などによるがけ崩れや水害等の防止策として，急傾斜地崩壊防止工事や浸水対策，雨水対策などを着実に進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------------|---------|------------|
| 急傾斜地崩壊対策 | H28～H32 | 17億8,000万円 |
| 浸水対策（海岸高潮対策，河川・水路整備） | H28～H32 | 12億1,300万円 |
| 雨水対策 | H28～H32 | 15億7,300万円 |
| 建築物土砂災害等対策 | H28～H32 | 1,100万円 |
| 危険建物対策 | H28～H32 | 1億7,400万円 |

(3) 市民が安心して利用できる安全な公共インフラの整備

慢性的な道路渋滞を解消するとともに，安全・安心な生活空間を確保するため，道路・橋りょうなどを着実に維持・整備していきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|------------------|---------|------------|
| 道路・橋りょう等の維持管理の充実 | H28～H32 | 63億1,400万円 |
| 道路整備 | H28～H32 | 21億6,600万円 |

(4) 市民の安全・安心を守るための危機管理機能の強化

消防・防災に係る情報発信・情報共有や，迅速な災害対応を行う機能の強化とともに，災害種別ごとの避難所標識の設置や耐震性防火水槽の整備など，市民の安全・安心を守る機能を強化していきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---------------|---------|-----------|
| 防災・防犯情報メールの配信 | H28～H32 | 1,800万円 |
| 中央公園の防災公園化 | H28～H32 | 4億9,300万円 |
| 耐震性防火水槽の整備 | H28～H32 | 6,300万円 |



自主防災組織の訓練状況



急傾斜地崩壊防止工事（施工後）

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現 状 | | 目 標 | |
|------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 災害（山・がけ崩れ）に不安を感じる市民の割合 | H26 | 51.3% | H32 | 45% |
| 自主防災組織の活動カバー率 | H26 | 80.2% | H32 | 91% |

【用語解説】

□ 自主防災組織：災害が発生したときに被害を最小限に防止し，又は軽減するため地域住民が必要な防災資器材等を利用して初期消火，避難誘導，救護等の活動を行うための組織のこと。

第2項 産業競争力の更なる強化

1 プロジェクトの推進方針

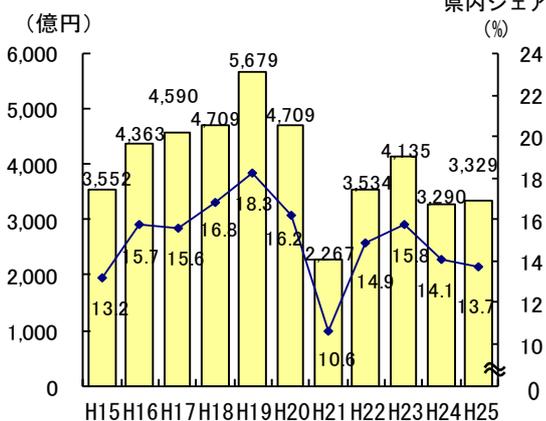
呉市は、歴史的に製造業を中心に発展してきたまちであり、今後も、都市としての発展基盤を強化するとともに、近隣都市を含めた圏域全体をけん引していくためには、「ものづくり産業」の持続的な発展による経済の活性化が必要となっています。

また、発展余地の大きい第3次産業については、観光や商業の活性化に取り組み、地域のにぎわいと消費の拡大に結びつけていく必要があります。

さらに、島しょ部を中心とした地域では、みかん、レモンやかきに加え、新たなブランド商品による特色ある農水産物の生産・加工や、自然環境や歴史、文化などを活用した観光振興など、多彩な地域資源を活かした活性化を図っていく必要があります。

こうした中、企業誘致・留置や成長産業の事業化などによる「ものづくり産業」の発展支援、特色ある地域資源を活かしたブランド化・6次産業化などによる農水産業の振興や、観光資源のブラッシュアップ、新規出店者への支援による観光・商業の振興など、産業競争力の更なる強化に重点的に取り組んでいきます。

図1 付加価値額の推移



※付加価値額：事業所の活動により、新たに生み出される価値。
 ※資料出所 広島県の工業（工業統計調査結果報告）
 H23は経済センサスの結果

図2 平成26年 目的別観光客数の状況

| 区分 | 博物館等 | | 祭・行事 | |
|----|------|-----------|--------|-----------|
| | 市町名 | 観光客数 (千人) | 市町名 | 観光客数 (千人) |
| 1 | 広島市 | 6,418 | 広島市 | 3,561 |
| 2 | 呉市 | 2,239 | 尾道市 | 1,523 |
| 3 | 福山市 | 2,026 | 福山市 | 1,094 |
| 4 | 廿日市市 | 748 | 廿日市市 | 1,073 |
| 5 | 尾道市 | 176 | 三原市 | 797 |
| | | | (8位)呉市 | 620 |

| 区分 | 自然探勝 | | ショッピング等 | | |
|----|------|-----------|---------|-----------|-----|
| | 市町名 | 観光客数 (千人) | 市町名 | 観光客数 (千人) | |
| 1 | 尾道市 | 828 | 尾道市 | 1,854 | |
| 2 | 廿日市市 | 560 | 広島市 | 1,530 | |
| 3 | 福山市 | 381 | 府中町 | 1,274 | |
| 4 | 庄原市 | 375 | 福山市 | 904 | |
| 5 | 世羅町 | 358 | 安芸高田市 | 739 | |
| | | (8位)呉市 | 247 | (13位)呉市 | 196 |

※資料出所 平成26年 広島県観光客数の動向

2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 特色ある資源を活かした農水産業の振興

特色ある資源を活かしたブランド化・6次産業化や農地の有効活用を積極的に進め、農水産業の振興を図っていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---------------------|---------|-----------|
| 農水産品のブランド化・6次産業化の推進 | H28～H32 | 4,500万円 |
| 産地育成・地産地消の推進 | H28～H32 | 4,500万円 |
| 農地保全・遊休農地解消の推進 | H28～H32 | 1億8,000万円 |
| 有害鳥獣対策の充実 | H28～H32 | 2億7,700万円 |

(2) ものづくり産業の振興

雇用創出・確保に向けた企業誘致・留置の推進や、成長産業分野への支援などを行い、呉市の強みであるものづくり産業を活かした経済の活性化を図っていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------------|---------|------------|
| 積極的な企業誘致活動の展開 | H28～H32 | 3,000万円 |
| 企業立地の推進 | H28～H32 | 24億2,600万円 |
| 企業の本社機能の移転等促進 | H28～H32 | — |
| 市内企業による設備投資促進 | H28～H32 | — |
| 産学官連携による新製品・新技術の開発支援 | H28～H32 | 3億2,300万円 |
| 地域産業の活性化支援（医工連携の推進等） | H28～H32 | 1億2,800万円 |

(3) 観光・商業振興によるにぎわいの創出

瀬戸内海の魅力や呉ならではの特色ある観光資源の活用により観光地としての魅力向上を図るとともに、商業活動の活性化を促進することにより、地域のにぎわい創出と消費の拡大を図っていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-----------------------|---------|------------|
| 周遊・滞在型観光の推進 | H28～H32 | 7,300万円 |
| 観光資源のブラッシュアップ | H28～H32 | 1億2,700万円 |
| 瀬戸内の魅力あふれるスポーツイベントの開催 | H28～H32 | 5,600万円 |
| 商業施設等の活性化支援 | H28～H32 | 11億6,100万円 |
| れんがどおりの再整備 | H28 | 1億5,000万円 |



呉海自カレーグランプリ



呉まるごとマルシェ

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現状 | | 目標 | |
|---|-----|--------|-----|--------|
| 新たな産業団地の従業員数（苗代・阿賀マリノ・天応2期） | H26 | 1,166人 | H32 | 1,700人 |
| 新たな産業団地の立地企業数 | H26 | 6社 | H32 | 18社 |
| 新技術等の開発件数及び新サービス・システムの開発件数（インキュベーション施設） | H26 | 175件 | H32 | 235件 |
| 農水産品のブランド数 | H26 | 3件 | H32 | 8件 |
| 年間入込観光客数 | H26 | 308万人 | H32 | 340万人 |
| 大和ミュージアム来館者の市内回遊率 | H26 | 14.8% | H32 | 18% |

【用語解説】

- 産地育成：生産・流通・販売の各段階での構造改革等を進めることにより、消費者から支持され、競争力のある産地として自立・発展できるようにすること。
- 地産地消：地域で生産された農水産物を、その地域（地元）で消費すること。「地元生産・地元消費」の略。
- 観光資源のブラッシュアップ：観光資源をいろいろな角度から見直して磨きをかけることにより、観光ニーズに対応した魅力ある観光資源として活用すること。

第3項 産業を支える人材の確保・育成

1 プロジェクトの推進方針

呉市は、産業基盤の発展の礎となったものづくりを始め、島しょ部を中心とした農水産、美しい自然や歴史、文化などを背景とした観光や、恵まれた福祉・医療環境など、多彩な産業資源を有しています。

地域にとっての大きな誇りであり、にぎわいの源でもあるこれらの地域資源を、将来に渡って維持・発展させていくためには、産業を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要があります。

こうした中、新規農業・漁業就業者の定着の推進、ものづくり産業分野における人材の育成支援、福祉・医療人材の養成・確保、さらには女性や障害者等の就労支援など産業を支える人材の確保・育成に重点的に取り組んでいきます。

図1 産業3部門別就業者数の推移（呉市全体）

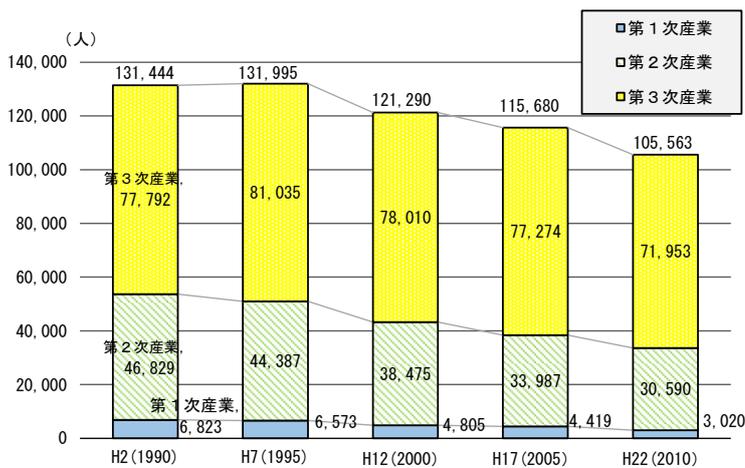
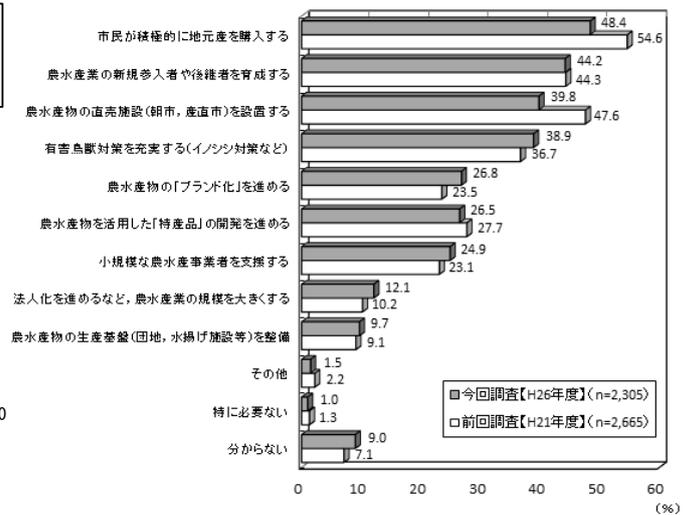


図2 農水産業を維持するために必要な取組（平成26年度呉市民意識調査結果）



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 農業・漁業への就労支援

農業・漁業の技術習得や経営安定化の支援、地域への定住支援などを行い、新規農業・漁業就業者の定着に結び付けていきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-------------|---------|---------|
| 新規農業就業者への支援 | H28～H32 | 8,000万円 |
| 新規漁業就業者への支援 | H28～H32 | 2,900万円 |

(2) ものづくり人材の育成支援

くれ産業振興センター等との連携による創業支援や、企業の事業拡大のためのセミナー等の開催、呉の産業PRなどにより、ものづくり人材の育成を支援していきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------|---------|-----------|
| 創業支援事業の推進 | H28~H32 | 2億8,700万円 |
| 実践型地域雇用創造事業の推進 | H28~H32 | — |
| 呉の産業PR事業の推進 | H28~H32 | 1,000万円 |
| 呉の産業マイスター表彰 | H28~H32 | 400万円 |

(3) 福祉・医療スタッフの確保

高齢化の進展により、医療、介護サービスを必要とする人が増加する中、介護・看護・保育など福祉産業人材を養成・確保するための奨学基金制度の創設を、大学や施設と連携して検討していきます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-----------------------|---------|-------|
| 福祉医療人材(介護・看護・保育)確保・養成 | H28~H32 | — |

(4) 障害者等の就労支援

障害者就労施設における工賃向上のための取組を支援し、障害者の経済的自立を促進します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-------------------|---------|---------|
| 障害者就労施設による共同活動の支援 | H28~H32 | 1,700万円 |



漁業就業者の研修風景



溶接訓練

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現状 | | 目標 | |
|--------------------|------|------|------|------|
| | H26 | H32 | H26 | H32 |
| 新規農業就業者数 | 12人 | 28人 | 12人 | 28人 |
| 新規漁業就業者数 | 11人 | 29人 | 11人 | 29人 |
| 実践型地域雇用創造事業による就職者数 | 274人 | 568人 | 274人 | 568人 |

【用語解説】

□ 実践型地域雇用創造事業：地域の実情に応じ、雇用創造効果が高いと国から認められた事業。

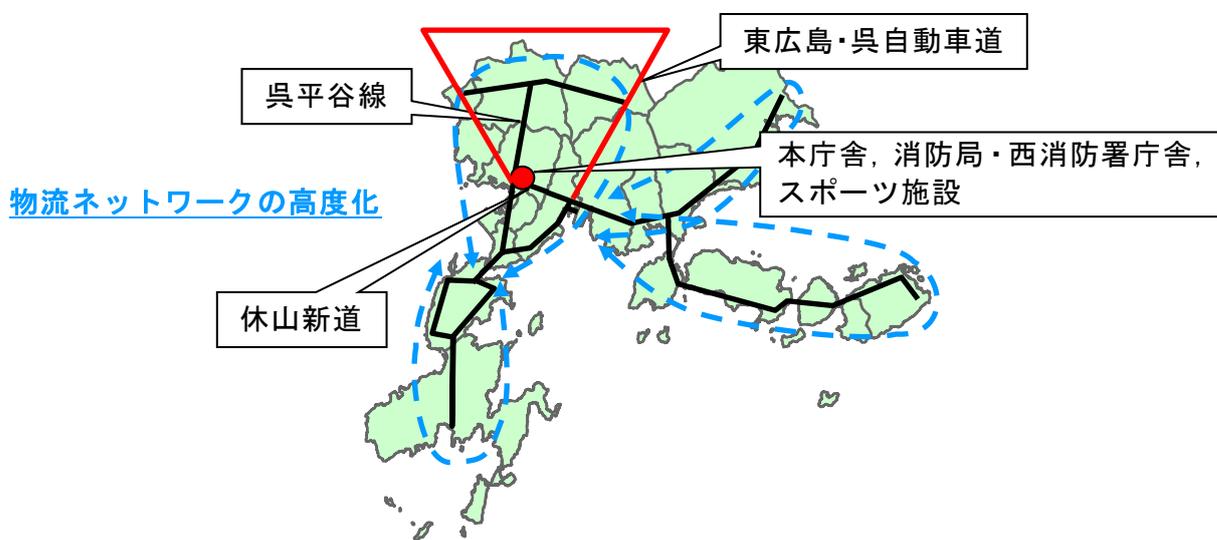
第1項 高次都市機能の強化・充実

1 プロジェクトの推進方針

呉市の都市機能はおおむね整っていますが、中核市として芸南地域において中心的な役割を果たしていくためには、都市機能の更なる強化・充実を図っていくとともに、都市の魅力を更に高めていく必要があります。

こうした中、幹線道路網の整備促進や公共交通の維持・確保、拠点公共施設の計画的な整備を推進するとともに、都市ブランド力の向上など高次都市機能の強化・充実に重点的に取り組んでいきます。

トライアングルネットワーク（広島市、呉市、東広島市）



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 都市ブランド力の向上

若者を始め、より多くの人に「住んでみたい」「行ってみたい」「働いてみたい」という都市イメージを持ってもらうため、大和ミュージアムを中心としたエリアの魅力の向上や日本遺産登録に向けた取組など、都市ブランド力の向上に取り組めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------------------|------|-------|
| 戦艦「大和」のふるさと・くれブランド向上事業 | H28 | 1億円 |
| 日本遺産登録に向けての取組（旧軍港4市間の連携） | H28 | — |

(2) 高速交通体系を結ぶ幹線道路網の整備促進

新幹線、空港、高速道路といった高速交通体系へのアクセス強化を図るため、休山新道の4車線化や東広島・呉自動車道阿賀ICの立体交差化、呉平谷線の整備を促進することにより、市域を結ぶ幹線道路の整備を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|------------------------------|---------|-------|
| 休山新道（国事業）4車線化の整備促進 | H28～H32 | — |
| 東広島・呉自動車道阿賀IC立体交差化（国事業）の整備促進 | H28～H32 | — |
| 呉平谷線（県事業）の整備促進 | H28～H32 | — |

(3) 拠点となる公共施設の整備

消防・救急活動の拠点となる消防局・西消防署新庁舎を始め、拠点スポーツ施設など都市機能の中核を担う公共施設の機能向上に取り組みます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------------|---------|------------|
| 消防局・西消防署新庁舎の整備 | H28～H31 | 29億8,500万円 |
| 拠点スポーツ施設の整備（呉市営プール等） | H28～H30 | 36億600万円 |
| 市役所本庁舎の整備（周辺整備） | H28～H30 | 11億1,600万円 |
| 証明書（住民票等）コンビニ交付の推進 | H28 | 1,900万円 |

(4) 市民生活に欠かせない公共交通の維持・確保

将来にわたって市民の移動手段を確保していくため、基幹バス、生活バス、生活航路といった公共交通機関の運行支援を行うとともに、JR新広島駅周辺のターミナル機能の向上を図るなど、効率的かつ効果的な公共交通体系の確保に取り組みます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|---------------------------------|---------|------------|
| 基幹バス路線、生活バス路線、地域主導型交通サービス等の運行支援 | H28～H32 | 24億4,600万円 |
| 生活バスのバリアフリー化 | H28～H32 | 2億円 |
| 「呉広島空港線」の運行支援 | H28～H32 | 6,000万円 |
| JR新広島駅の機能強化 | H28 | 1億7,500万円 |



市役所新庁舎



休山新道4車線化工事 起工式

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現状 | | 目標 | |
|------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 休山新道の所要時間（西口交差点～東口交差点） | H27 | 約7分 | H32 | 約3分 |
| 十分な都市機能が備わっていると思う市民の割合 | H26 | 13.6% | H32 | 20% |
| 交通体系に対する市民の満足度 | H26 | 16.2% | H32 | 25% |

【用語解説】

- 中核市：人口20万人以上の要件を満たす規模や能力などが比較的大きな都市（政令指定都市を除く。）の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度のこと。
- 都市ブランド力：都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。
- 日本遺産：地域の歴史的の魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを認定し、国内外への魅力発信や地域活性化を図る事業のこと。
- 基幹バス：事業者が自主運行する路線バスを指す。
- 生活バス：事業者が自主運行するバス路線がない区間や既存のバス路線が廃止された区間において、呉市が事業者に依頼して運行しているバスのこと。
- 生活航路：離島と本土・本島を結ぶ離島航路や既存の航路が廃止された区間において、呉市が事業者に依頼して運行している航路などのこと。
- 地域主導型交通サービス：既存のバス路線が廃止された地域や、斜面住宅地などの公共交通の利用が不便な地域において、地元の住民組織が事業者に依頼して運行する路線バスなどのこと。

第2項 魅力ある住生活環境の確保

1 プロジェクトの推進方針

人口減少・少子高齢化の更なる進展に伴う人口構造の変化は、地域の社会・経済活動に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

こうした懸念を払拭し、将来にわたり市民が安心して安全・快適に暮らしていく社会の維持・発展のためには、市内外を問わずより多くの人に来て、見て、住んでみることを選択するような、魅力的な生活・活動空間を構築していく必要があります。

こうした中、環境に配慮した生活空間の整備、空き家の有効活用や定住・移住を支援するとともに、「呉らしさ」の積極的な情報発信など、魅力ある住生活環境の確保に重点的に取り組んでいきます。

図1 呉市の社会増減と転入・転出数の推移

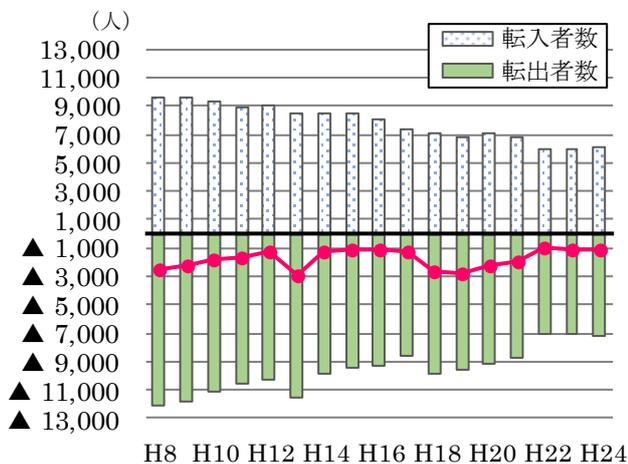
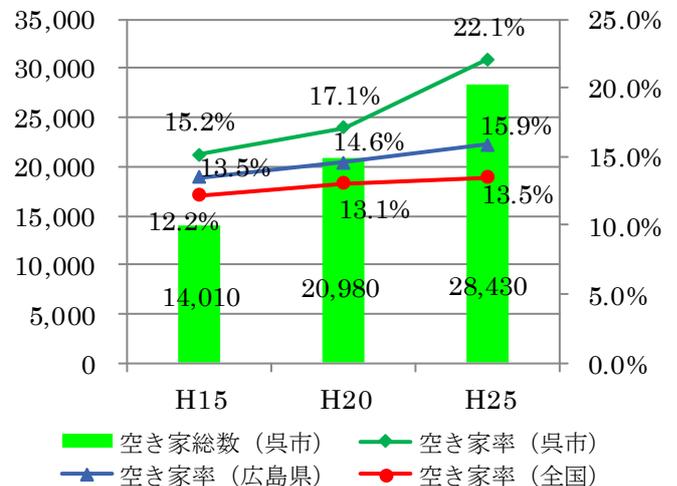


図2 空き家率の推移



2 計画期間中に重点的に取り組む事業

(1) 定住・移住の促進

定住・移住についての総合的なサポート体制を充実するとともに、市内での住宅取得や賃貸借に対する支援制度を拡充します。また、呉市版CCRCの導入に向けた検討を進めます。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-----------------------|---------|-------|
| 子育て世帯の定住支援 | H28～H32 | 1億円 |
| 移住希望者の住宅取得支援 | H28～H32 | 1億円 |
| 呉市版生涯活躍のまち（CCRC）構想の検討 | H28 | 500万円 |

(2) 空き家の有効活用

空き家の流通促進を通じた、定住・移住人口の増加を図るため、空き家バンクの充実や空き家の利活用に対する支援を行います。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|--------------|---------|---------|
| 空き家家財道具等処分支援 | H28～H32 | 2,500万円 |
| 学生シェアハウス支援 | H28～H32 | 400万円 |
| 空き家バンクの充実 | H28 | 230万円 |

(3) 環境に配慮した生活空間の整備

環境への負荷が少ない快適で魅力的な生活空間を創出するため、家庭用燃料電池（エネファーム）設置に対する助成を行うなど、省エネルギー化の推進と廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|----------------------|---------|---------|
| 家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進 | H28～H32 | 2,000万円 |
| 廃棄物の適正処理 | H28～H32 | 400万円 |

(4) 「呉らしさ」の情報発信

より多くの人から選ばれる都市となるため、温暖な気候や多様な自然、歴史や文化などの特色ある地域資源や、教育、産業、医療などの充実した都市機能など、呉市の持つ魅力「呉らしさ」の情報発信を積極的に推進します。

| 具体的な取組 | 取組期間 | 概算事業費 |
|-----------------|---------|-----------|
| シティプロモーションの推進 | H28～H32 | 1億1,000万円 |
| くれ絆プロジェクトの推進・活用 | H28～H32 | 9,300万円 |



定住フェア（東京）



くれコレ
（広島ブランドショップ（東京）での特産品販売）

3 目指すべき姿（目標）

| 項目 | 現状 | | 目標 | |
|-------------------------|-----|---------|-----|------------|
| 空き家バンク登録物件の成約件数（累計） | H26 | 52件 | H32 | 140件 |
| 定住サポートセンターへの問い合わせ件数（累計） | H26 | 294件 | H32 | 1,500件 |
| 家庭用燃料電池設置件数（累計） | H27 | 124件 | H32 | 524件 |
| 一般廃棄物の排出量 | H25 | 80,153t | H32 | H27年度比5%削減 |

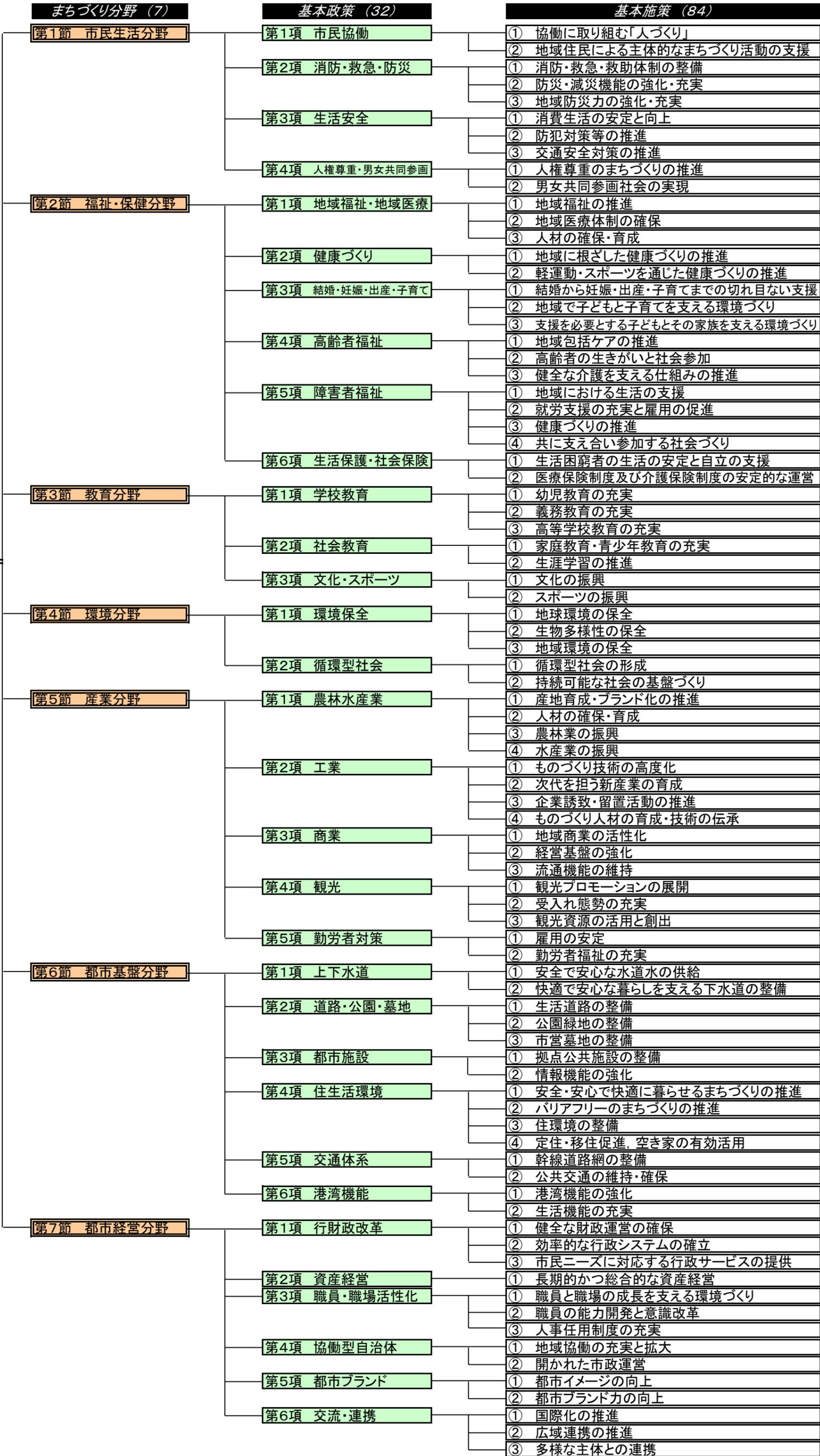
【用語解説】

- CCRC：東京圏をはじめとする地域から移り住んだ高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」のこと。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）：都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステム。
- シティプロモーション：観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
- 定住サポートセンター：移住定住についての相談窓口であり、移住に関する総合支援を行う。

基本政策

第4次呉市長期総合計画 後期基本計画 基本政策体系図

「絆」と「活力」を創造する都市・くれ



(参考) 基本政策の見方

基本政策名

基本政策が属するまちづくり分野と併せて記載しています。

現状及び課題

この基本政策に関する社会背景や呉市における現状と課題について記載しています。

政策の基本方針

現状及び課題を踏まえ、基本政策をどう推進していくのか、基本的な考え方を示しています。

関連写真・データ等

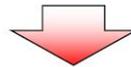
この基本政策に関連する写真やデータ、資料を掲載しています。

第1節 市民生活分野

第1項 市民協働

1 現状及び課題

- (1) 地域の特色や魅力を最大限に活用したまちづくりを推進するため、ゆめづくり地域協働プログラムに基づき、まちづくり委員会（協議会）をはじめとする地域の各種団体が取り組んでいる地域活動を更に推進していくためには、若い世代を始め多くの市民が、「協働」を身近なものとして捉え、地域活動の担い手となっていくことが求められています。
- (2) 市民協働の担い手である自治会などの市民公益活動団体は、活動拠点の確保や活動資金の不足など様々な悩みを抱えていることから、活動基盤を強化していくための支援を行っていく必要があります。



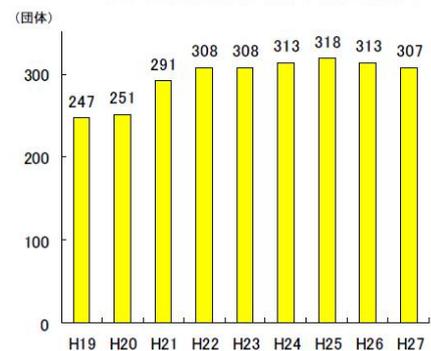
2 政策の基本方針

- (1) 地域活動に取り組む人材の育成や、市民協働やボランティアに関する情報の積極的な発信など、協働に取り組む「人づくり」を推進します。
- (2) まちづくり活動の拠点の充実や、ゆめづくり地域交付金、市民まち普請事業、市民ゆめ創造事業などの活動支援とともに、地域おこし協力隊の計画的受入れなど、地域住民による主体的なまちづくり活動の支援を推進します。



市民まち普請事業（子ども遊具整備）

市民公益活動団体数の推移（年度当初現在）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 協働に取り組む「人づくり」

(1) 市民協働を担う人材の育成

- ゆめづくりフォローアップ事業
- テーマ別合同研修の実施
- まちづくりサポーターの育成
- まちづくりセンター人材活用
- 地域デビュー応援講座の実施

(2) 情報発信の推進

- 市民協働に関するホームページやボランティア情報紙の充実
- くれ協働センター情報コーナーの活用
- CATVの活用

2 地域住民による主体的なまちづくり活動の支援

(1) まちづくり活動の支援

- ゆめづくり地域交付金
- 呉市市民公益活動支援基金の運用
- 市民まち普請事業
- 市民ゆめ創造事業
- 自治会等に対する各種支援事業
- 「地域まちづくり計画」の改定・実践支援

(2) 活動拠点の充実

- くれ協働センター、ひろ協働センターの充実
- まちづくりセンターの活用
- まちづくりセンターの指定管理者制度移行

(3) サポート体制の更なる充実

- 協働型職員（市民公務員）の育成
- 地域おこし協力隊の活用

計画期間中に取り組む代表的な施策

基本政策の推進に向けての代表的な施策（基本施策）や、基本施策を実現するための主な取組・事業について、体系的に記載しています。

【用語解説】

- 市民協働：市民、市民公益活動団体、事業者及び行政（呉市）が、その自主的な行動の下に、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むこと。
- ゆめづくり地域協働プログラム：まちづくり委員会等との協働による「地域協働型」のまちづくりを積極的に推進していくための考え方を体系的に整理し、取組事項をまとめたものこと。
- まちづくり委員会（協議会）：P19参照
- 市民公益活動団体：不特定かつ多数者の利益の増進に寄与することを目的とした活動を自主的かつ自発的に行う非営利の団体のこと。
- ゆめづくり地域交付金：地域住民等が主体的に地域課題を解決するために行う活動を支援し、住民自治及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的として交付する補助金のこと。
- 市民まち普請事業：P19参照
- 市民ゆめ創造事業：P19参照
- 地域おこし協力隊：P19参照
- ゆめづくりフォローアップ事業：P19参照
- テーマ別合同研修：防災、高齢者支援、地域活性化などに取り組むまちづくり委員のレベルアップや意見交換などを行うための研修のこと。
- 地域デビュー応援講座：P19参照
- 地域まちづくり計画：P19参照
- まちづくりセンター：P19参照

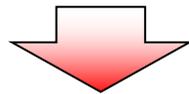
用語解説

本文中の用語を解説しています。

第1項 市民協働

1 現状及び課題

- (1) 地域の特色や魅力を最大限に活用したまちづくりを推進するため、ゆめづくり地域協働プログラムに基づき、まちづくり委員会（協議会）をはじめとする地域の各種団体が取り組んでいる地域活動を更に推進していくためには、若い世代を始め多くの市民が、「協働」を身近なものとして捉え、地域活動の担い手となっていくことが求められています。
- (2) 市民協働の担い手である自治会などの市民公益活動団体は、活動拠点の確保や活動資金の不足など様々な悩みを抱えていることから、活動基盤を強化していくための支援を行っていく必要があります。



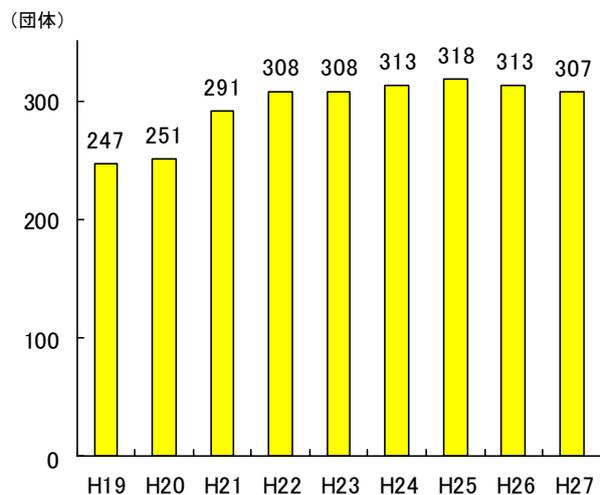
2 政策の基本方針

- (1) 地域活動に取り組む人材の育成や、市民協働やボランティアに関する情報の積極的な発信など、協働に取り組む「人づくり」を推進します。
- (2) まちづくり活動の拠点の充実や、ゆめづくり地域交付金、市民まち普請事業、市民ゆめ創造事業などの活動支援とともに、地域おこし協力隊の計画的受入れなど、地域住民による主体的なまちづくり活動の支援を推進します。



市民まち普請事業（子ども遊具整備）

市民公益活動団体数の推移（年度当初現在）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 協働に取り組む「人づくり」

(1) 市民協働を担う人材の育成

- ゆめづくりフォローアップ事業
- テーマ別合同研修の実施
- まちづくりサポーターの育成
- まちづくりセンター人材活用
- 地域デビュー応援講座の実施

(2) 情報発信の推進

- 市民協働に関するホームページやボランティア情報紙の充実
- くれ協働センター情報コーナーの活用
- CATVの活用

2 地域住民による主体的なまちづくり活動の支援

(1) まちづくり活動の支援

- ゆめづくり地域交付金
- 呉市市民公益活動支援基金の運用
- 市民まち普請事業
- 市民ゆめ創造事業
- 自治会等に対する各種支援事業
- 「地域まちづくり計画」の改定・実践支援

(2) 活動拠点の充実

- くれ協働センター、ひろ協働センターの充実
- まちづくりセンターの活用
- まちづくりセンターの指定管理者制度移行

(3) サポート体制の更なる充実

- 協働型職員（市民公務員）の育成
- 地域おこし協力隊の活用

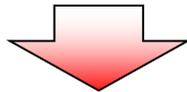
【用語解説】

- 市民協働：市民、市民公益活動団体、事業者及び行政（呉市）が、その自主的な行動の下に、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むこと。
- ゆめづくり地域協働プログラム：まちづくり委員会等との協働による「地域協働型」のまちづくりを積極的に推進していくための考え方を体系的に整理し、取組事項をまとめたものこと。
- まちづくり委員会（協議会）：P19参照
- 市民公益活動団体：不特定かつ多数者の利益の増進に寄与することを目的とした活動を自主的かつ自発的に行う非営利の団体のこと。
- ゆめづくり地域交付金：地域住民等が主体的に地域課題を解決するために行う活動を支援し、住民自治及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的として交付する補助金のこと。
- 市民まち普請事業：P19参照
- 市民ゆめ創造事業：P19参照
- 地域おこし協力隊：P19参照
- ゆめづくりフォローアップ事業：P19参照
- テーマ別合同研修：防災、高齢者支援、地域活性化などに取り組むまちづくり委員のレベルアップや意見交換などを行うための研修のこと。
- 地域デビュー応援講座：P19参照
- 地域まちづくり計画：P19参照
- まちづくりセンター：P19参照

第2項 消防・救急・防災

1 現状及び課題

- (1) 市民が安全・安心に生活していくために、緊急時における消防力や救急・救助体制を更に充実させる必要があります。
- (2) 局地的な集中豪雨の増加や潮位の上昇、台風の大型化などにより、浸水被害や土砂災害、高潮・波浪被害の危険性が増しており、被害の拡大防止に向け、防災・減災施設の整備を着実に進める必要があります。
- (3) 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域住民による防災力の強化が重要となっており、市民と協働しながら、生命、身体、財産等の被害を最小限にとどめるための取組を更に推進していく必要があります。



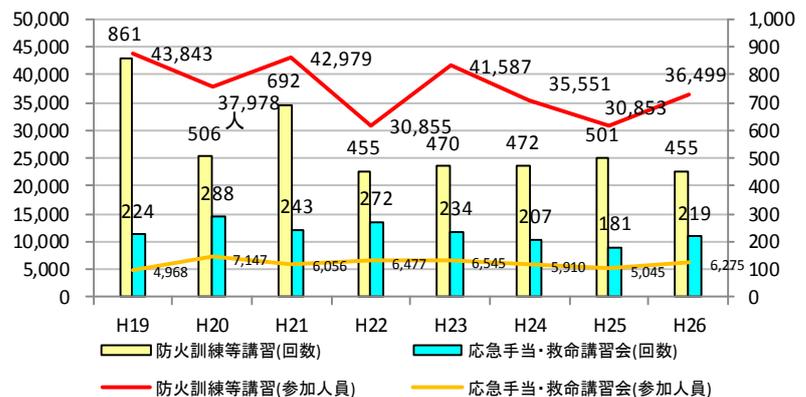
2 政策の基本方針

- (1) 老朽化が著しい消防局・西消防署の建替えや、耐震性防火水槽の整備、消防資機材の充実、救急・救助業務の高度化など、消防・救急・救助体制の整備を進めます。
- (2) 防災公園として中央公園を整備するとともに、急傾斜地崩壊防止施設、浸水被害防止施設、高潮・波浪防止施設等の整備を、緊急度や優先度の高いものから順次実施するなど、防災・減災機能の強化・充実を図ります。
- (3) 災害危険箇所等の周知を徹底するとともに、自主防災組織の結成・育成の促進や大規模災害対応訓練を始めとする危機管理体制の強化や防災に関する情報伝達手段の充実など、地域防災力の強化・充実を図ります。



呉市消防団員による応急手当・救命講習

防火訓練、応急手当・救命講習の実施状況



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 消防・救急・救助体制の整備

(1) 消防力の充実

- 消防局・西消防署新庁舎の整備
- 耐震性防火水槽の整備
- 消防資機材の充実
- 消防団詰所の整備と適正配置
- 消防団活動の機能強化

(2) 救急・救助体制の強化

- 救助業務高度化推進計画の策定
- 応急手当等普及啓発活動の推進
- 高度救助隊の整備

2 防災・減災機能の強化・充実

(1) 防災・減災施設の整備

- 防災公園としての中央公園の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備
- 浸水被害防止施設の整備
- 高潮・波浪防止施設の整備
- 河川・水路の整備
- 雨水対策の推進

3 地域防災力の強化・充実

(1) 危機管理体制の強化

- 自主防災組織の結成・育成の促進
- 大規模災害対応訓練
- 避難所標識の設置

(2) 防災・減災知識の普及啓発

- 各種ハザードマップの作成・周知
- 防災・減災知識の普及啓発

(3) 情報提供体制の充実

- 防災・防犯情報メールの配信
- 防災情報システムの活用
- 防災行政無線の機能強化

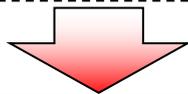
【用語解説】

- 消防資機材：消防隊員が消火、救急及び救助に係る活動のために使用する資機材のこと。消火活動では消防車やホース、防火服など、救急活動では患者監視装置やストレッチャーなど、救助活動ではロープや油圧救助器具などを使用する。
- 高度救助隊：通常の消防力では対応が困難な救助事象に迅速に対応し、市民の生命・身体を災害から守るため、最新の高度救助資機材を装備した人命救助のエキスパートからなる救助隊。
- 自主防災組織：P 21 参照
- 防災情報システム：南海トラフ巨大地震などの大規模災害や大型台風、ゲリラ豪雨などの突発的な災害に対応するため、災害情報の収集・配信・共有など一元的に管理し、災害対策本部の意思決定を支援するシステムのこと。
- 防災行政無線：災害の発生時又は発生するおそれがある場合などに、気象情報や避難情報などの防災情報や緊急情報を放送する無線設備のこと。

第3項 生活安全

1 現状及び課題

- (1) 高齢者をターゲットとする悪質商法や、電子商取引上のトラブル、多重債務問題など、広範多岐にわたる消費者トラブルが増加しており、市民が安心して暮らせる社会の構築に向け、より一層の取組が必要となっています。
- (2) 犯罪の起こりにくい、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域ぐるみの防犯活動や、被害が増加している特殊詐欺を未然に防ぐ活動を推進していく必要があります。また、犯罪被害者等は、生命や身体への直接的被害だけでなく、心身や経済的問題など、様々な二次的被害にも苦しめられており、支援していく必要があります。
- (3) 高齢者による交通事故の割合の増加や、子どもの事故、放置自転車の増加などが課題となっており、交通安全活動の推進や、全ての市民が安心して安全に通行できる道路環境の整備を着実に進めていく必要があります。

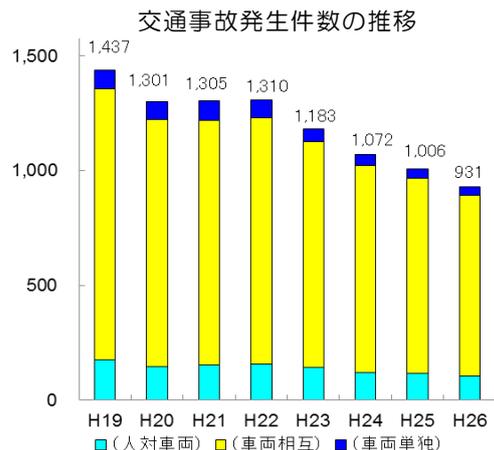


2 政策の基本方針

- (1) 消費生活相談員のレベルアップや関係機関との連携強化、消費者への情報提供などを行うとともに、消費者団体の自主的な活動を支援するなど、消費生活の安定と向上に取り組めます。
- (2) 自分の身は自分で守り、地域の安全確保は地域で取り組むことを念頭に、意識啓発や自主的な防犯活動への支援、振り込め詐欺防止に向けての啓発活動や犯罪被害者等の支援など、防犯対策等を推進します。
- (3) 交通事故の撲滅に向け、関係機関・団体と連携・協力しながら、子ども・高齢者への交通安全教育や、市民の通行の妨げになる放置自転車等の撤去、交通安全施設の整備など、交通安全対策を推進します。



地域での防犯活動（防犯パレード）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 消費生活の安定と向上

(1) 消費者被害の未然防止

- 市政だより、ホームページ等による情報提供の推進
- 相談機関の連携強化
- 消費生活相談員の専門知識向上
- 表示及び計量の適正化

(2) 消費者の自立支援と消費者団体の育成

- 消費者団体の活動に対する支援
- 消費者教育の機会の充実

2 防犯対策等の推進

(1) 防犯意識の啓発

- 防犯パトロールの実施
- 広報・啓発活動の推進
- 振り込め詐欺等から高齢者を守る対策の充実

(2) 自主的な防犯活動の支援

- 防犯情報の発信
- 防犯ボランティアの交流支援
- LED防犯灯設置に対する助成
- 防犯カメラ設置に対する助成

(3) 犯罪被害者等の支援

- 相談及び情報提供
- 啓発活動の推進
- 一時的な住居の提供
- 見舞金の支給

3 交通安全対策の推進

(1) 子ども・高齢者への指導・啓発の充実

- 就学前の子ども及び新入学児童への交通安全指導の充実・強化
- 高齢者を対象とした交通安全啓発事業への取組

(2) 放置自転車等の対策

- 放置自転車等の撤去・保管

(3) 交通安全施設等の整備

- 交通安全施設の整備
- 道路照明施設の整備

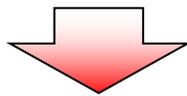
【用語解説】

- 多重債務問題：貸金業者からの借入れ者が、借金返済に追われて新たな借入れを繰り返す多重債務状態になり、生活状況を悪化させることで、自殺や家庭崩壊を引き起こしてしまうなど、本人や家族などが不幸な事態に陥ってしまう問題のこと。
- 特殊詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の「振り込め詐欺」に加え、近年増加している金融商品等取引名目の詐欺等の総称。
- 消費生活相談員：消費生活上の契約トラブルなど消費生活に関する相談の受付、商品サービスに関する苦情の受付及びあっせんを行う消費生活に関しての広範な知識を有する、消費者のための相談員のこと。
- 消費者団体：消費生活に関する情報の収集・提供や、消費者に対する啓発・教育、消費者被害の防止・救済のための活動など、消費者の消費生活の安定及び向上を図るために活動する団体のこと。
- 交通安全施設：交通の安全と円滑を目指して道路管理者や公安委員会が整備する施設のこと。防護柵（ガードレール）や路面標示（区画線）、道路照明灯、カーブミラー、視線誘導標などがある。

第4項 人権尊重・男女共同参画

1 現状及び課題

- (1) 人権課題の解決に向けた様々な取組にもかかわらず、社会経済状況や人々の意識の変化を背景に、インターネットなどの匿名性を悪用したトラブルが増加するなど、人権尊重の意識が希薄化する傾向が見受けられることから、人権についての正しい理解と認識を浸透させていくための人権教育・啓発活動を継続的に実施していく必要があります。
- (2) 男女共同参画を更に推進していくため、性別に関係なく個性や新しい発想、多様な能力を発揮し、男女ともあらゆる年代において仕事と家事・育児・介護や地域活動などが両立できる社会となるよう、社会全体で環境の整備を進めていく必要があります。



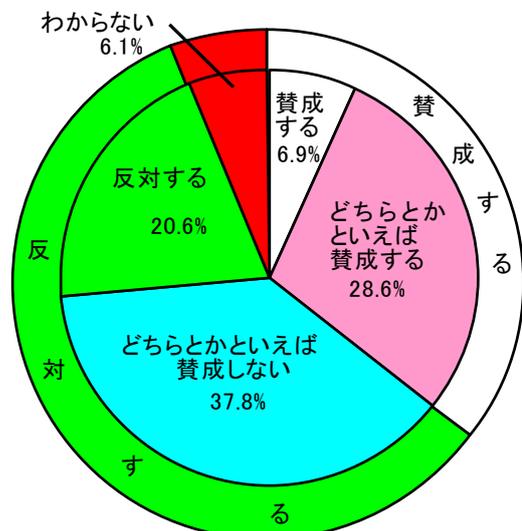
2 政策の基本方針

- (1) 人権擁護関連団体との連携を図りながら、人権啓発のための各種イベントや人権教育の充実を図るとともに、啓発・広報活動や地域交流の総合的な拠点となる隣保館の更なる活用に取り組み、全ての市民の基本的な人権が尊重される人権尊重のまちづくりを推進します。
- (2) 「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、男性にとっての男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進などを重点課題とし、女性がより社会参加しやすい男女共同参画社会の実現に取り組みます。



くれ男女共同参画セミナー
～パパと簡単クッキング～
キャラホットケーキにチャレンジ

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する市民の意識（平成23年度男女共同参画市民アンケート調査）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 人権尊重のまちづくりの推進

(1) 人権教育・啓発の推進

- 人権擁護関連団体との連携・支援
- 人権啓発イベントの開催
- 人権教育・啓発活動の実施・支援

(2) 隣保館の管理・運営

- 隣保館事業の推進

2 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画に対する意識の向上

- 広報・意識啓発活動の推進
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習による人づくりの推進
- 男性にとっての男女共同参画の促進

(2) 社会活動や意思決定過程への参画促進

- 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 社会・地域活動への男女共同参画の促進

(3) 仕事と生活をバランスよく送れる環境の整備

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 男女がいきいきと働くことができる職場づくりの支援
- 女性の職業生活における活躍の推進

(4) 男女の人権を尊重し、安心して暮らせる環境の整備

- 男女の人権が尊重される取組の推進
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進
- 健康で安定した暮らしの支援

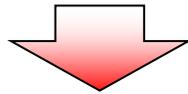
【用語解説】

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことにより、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生み、活力ある社会が形成されると考えられている。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、身体的・精神的・経済的・性的暴力をいう。

第1項 地域福祉・地域医療

1 現状及び課題

- (1) 少子高齢化，核家族化の進展や個人の価値観の多様化などにより，地域でお互いに支え合う機能が弱まるなど，社会的なつながりが希薄化する中，子どもから高齢者まで，誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- (2) 医療従事者の確保が困難な状況の中，高齢化の進展やコンビニ受診などにより医療機関の負担が増大していることから，地域医療の維持・確保のために，医療機関などと連携して取り組んでいく必要があります。
- (3) 高齢化の進展や働き方が多様化する中，医師・看護師・介護士など，福祉現場で働く人材や医療従事者の安定的な確保が大きな課題となっていることから，地域の福祉や医療を維持していくために，福祉・医療分野における人材の確保・育成を図っていく必要があります。

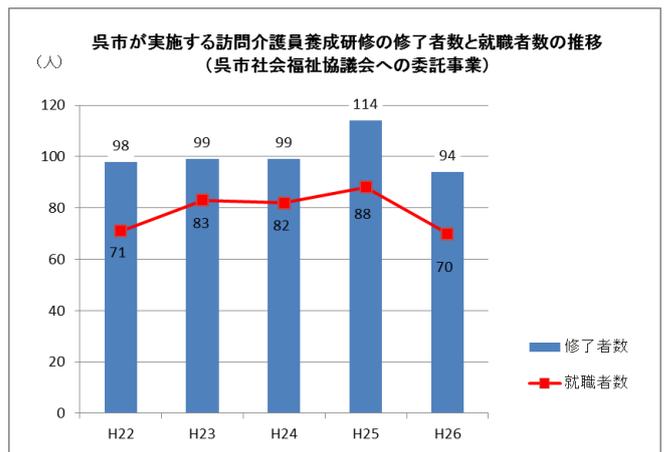


2 政策の基本方針

- (1) 地域に根ざしたボランティア活動，地域に密着した相談・支援などの地域福祉活動を行っている呉市社会福祉協議会や呉市民生委員児童委員協議会などの活動を支援することにより，**地域福祉を推進**します。
- (2) 「かかりつけ医制度」の普及・救急医療の確保・高等教育機関との連携などによる医療体制の充実，医療機関相互の機能分担と連携体制の確立など，**地域医療体制の充実**を図ります。
- (3) 福祉施設，医療機関，大学等と連携して，看護師，介護士，保育士など，福祉・医療分野の**人材の確保・育成**に取り組みます。



訪問介護員養成研修（呉市社会福祉協議会に委託）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の支援

- 呉市社会福祉協議会の活動支援
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 民生委員協力員制度の充実

2 地域医療体制の確保

(1) 医療体制の整備

- かかりつけ医制度の普及促進
- 救急医療体制の確保
- 高等教育機関との連携
- 直営医療施設の医療機器整備，経営改善

(2) 医療機関相互の機能分担と連携体制の確立

- 救急体制の機能分担
- 市民への広報・啓発

3 人材の確保・育成

(1) 福祉人材及び医療従事者の確保・育成

- 福祉人材（介護士・保育士等）の確保と育成
- 医療従事者（医師・看護師等）の復職支援

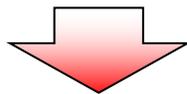
【用語解説】

- コンビニ受診：休日や夜間を問わず，あたかもコンビニに買い物に行くような気軽な気持ちで救急医療機関を訪れること。救急医療崩壊の大きな原因の1つだと言われている。

第2項 健康づくり

1 現状及び課題

- (1) 「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」などの生活習慣病が原因で亡くなる人や介護が必要になる人の数が、全国や広島県の平均よりも高い割合で推移するとともに、食の多様化などにより健全な食生活が失われつつある中、健やかで心豊かに生活できる健康づくりに向け、生活習慣病の予防・改善や食に関する理解を深める取組を進めていく必要があります。
- (2) 自分にあった運動を継続して実践する人は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症リスクが低くなることが実証されていることから、健康寿命延伸に向け、日常生活の中で運動習慣を身につけていくことや、運動ができる環境づくりを進めていく必要があります。

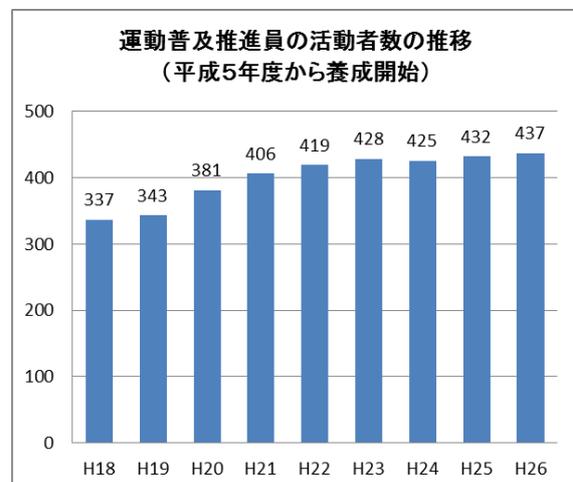


2 政策の基本方針

- (1) 恵まれた医療環境を活かし、医師会や歯科医師会、薬剤師会など関係団体との連携により、食育の推進など一次予防を重視した健康づくりのほか、特定健康診査・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の重症化予防といった二次予防など、**地域に根ざした健康づくりを推進**します。
- (2) 多くの市民が、日常生活の中で気軽に楽しみながら運動ができるよう、運動普及推進員など地域との協働による運動習慣の定着や、大学等との連携による健康づくりに取り組むとともに、**軽運動・スポーツを通じた健康づくりを推進**します。



地域ぐるみの健康づくり活動



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域に根ざした健康づくりの推進

(1) 生活習慣病予防

- 地域総合チーム医療（生活習慣病重症化予防事業）の推進
- 禁煙活動の推進
- おいしい減塩食で健康生活の推進

(2) 特定健康診査・がん検診の受診率向上

- 特定健康診査実施率向上団体の表彰
- がん検診の受診機会の拡充
- 脳血管疾患の検診

(3) 食育の推進

- 朝ごはん食べよう推進事業
- 食生活改善推進員による健康づくりの推進

(4) 予防接種の推進

- ライフステージに応じた各種予防接種の実施

2 軽運動・スポーツを通じた健康づくりの推進

(1) 運動習慣の定着

- ウォーキングを柱とした健康づくりの推進
- 運動普及推進員による健康づくりの推進
- 地域に根ざす健康づくりの推進
- 健康遊具の活用

(2) 大学等と連携した健康づくり

- 大学等の専門性を活かした健康づくりの推進

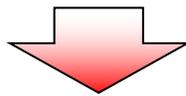
【用語解説】

- 生活習慣病：P17参照
- 特定健康診査：P17参照
- 地域総合チーム医療：保険者である呉市と医師会、歯科医師会、薬剤師会等が連携を強化し、生活習慣病の重症化予防、再発予防を図る取組のこと。平成25年度より、呉市地域保健対策協議会に地域総合チーム医療推進専門部会を設置している。
- 運動普及推進員：地域の人々に健康づくりのための運動を普及し、運動の習慣を日常生活に定着させることを支援するボランティアのこと。現在、約400人が活動している。
- 健康遊具：P17参照

第3項 結婚・妊娠・出産・子育て

1 現状及び課題

- (1) 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに対する負担や不安感の増大、親の孤立化などが問題となっています。妊娠や出産、子育てについての不安や負担を軽減するため、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- (2) 子どもを持つ親が、身近な場所で気軽に相談や交流を行うことができるとともに、安心して働くことができるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- (3) 離婚等により増加しているひとり親家庭に対する相談・支援や、子どもの心身の発達、人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に関する相談など、多様な問題にきめ細かく対応できるよう、支援活動を充実していく必要があります。



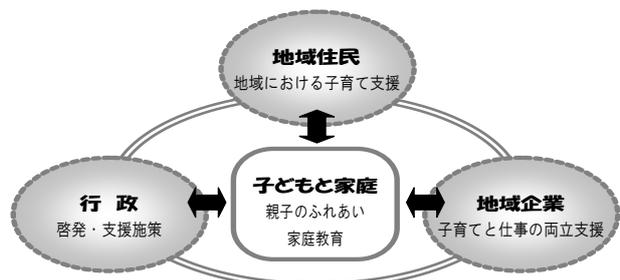
2 政策の基本方針

- (1) 出会いの場の提供など結婚を支援するとともに、妊産婦やその家族などを総合的に支援する「子育て世代包括支援センター」を整備し、妊娠期から子育てに至るまでの悩みなどを気軽に相談できる体制づくりを行うなど、**妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援**を推進します。
- (2) 呉市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援や保育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを支援するなど、**地域で子どもと子育てを支える環境づくり**を推進します。
- (3) 保健、福祉、医療などの関係機関との連携により、児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援に向けた取組を強化するとともに、必要な経済的支援を行うことにより、**支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり**を推進します。



地域サポーター養成講座

呉市子ども・子育て支援事業計画イメージ



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

(1) 結婚の応援

- 結婚出前講座の実施
- 若者交流セミナーの実施

(2) 妊娠期から子育てまでの総合支援

- 子育て世代包括支援センターの開設・運用

(3) 妊娠・出産サポートの充実

- 母子健康手帳交付時の保健指導
- 不妊治療医療費の助成

(4) 親と子の心と体の健康づくり

- 遊育空間（低年齢児用遊具）の設置
- 母子健診の充実
- 妊婦・新生児等訪問指導の推進
- 子どもの心の健康づくり

2 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

(1) 地域における子育て支援の充実

- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- こんにちは赤ちゃん事業の実施
- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 放課後児童会の充実
- 利用者支援事業の実施

(2) 保育サービスの充実

- 効率的な保育所運営の推進
- 延長保育・休日保育，一時預かり事業
- 病児・病後児保育

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- 育児サークル・子育て支援団体の活動支援
- くれ子育てねっとの充実

3 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待防止の啓発
- 子どもを守る地域ネットワーク機能の強化

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等に対する相談・情報提供体制の充実
- 自立支援教育訓練給付金事業，高等職業訓練促進給付金事業等の推進

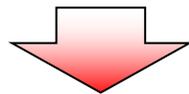
【用語解説】

- 親の孤立化：核家族化や地域との関わりが弱まる中，子育てに対する負担や不安がうまく伝えられずに，自分の殻に閉じこもってしまうこと。
- 児童虐待：保護者とその監護する児童に対して身体に外傷が生じるような暴行を加えたり，わいせつな行為を行ったり（行わせたり），監護を著しく怠ったり（長時間の放置や正常な発達を妨げるような減食をさせる等），心理的外傷を与えるような言動を行うこと。
- ファミリー・サポート・センター：育児や家事の援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員登録し，地域で子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織のこと。
- こんにちは赤ちゃん事業：生後4か月までの乳児がいる家庭を，保健師と民生委員・児童委員が連携して訪問し，子育て支援に関する様々な情報提供を行うこと。
- 放課後児童会：保護者等が就労等のため昼間常時家庭にいない小学校児童を対象に放課後から夕方まで預かり，遊びと生活の指導を通じ児童の健全育成を行うこと。
- くれ子育てねっと：子育てに関する情報をインターネット上で提供する子育て専用サイトのこと。

第4項 高齢者福祉

1 現状及び課題

- (1) おおむね3人に1人が高齢者という状況を迎えている中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域の支え合いでつながり、医療と介護でつながり、自助・互助・共助・公助でつながる環境づくりを進めていく必要があります。
- (2) 介護予防を浸透させていくため、「運動」を始め、社会参加や交流、口腔ケアの重要性に関する認識を高めるとともに、高齢者が健康に暮らし、生きがいを持ち、地域で活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。
- (3) 要支援・要介護認定者数が年々増加し、第1号被保険者及び後期高齢者における認定率も年々高くなっている中、介護が必要になっても、尊厳をもって安心して支えられて生活できる環境づくりを進めていく必要があります。



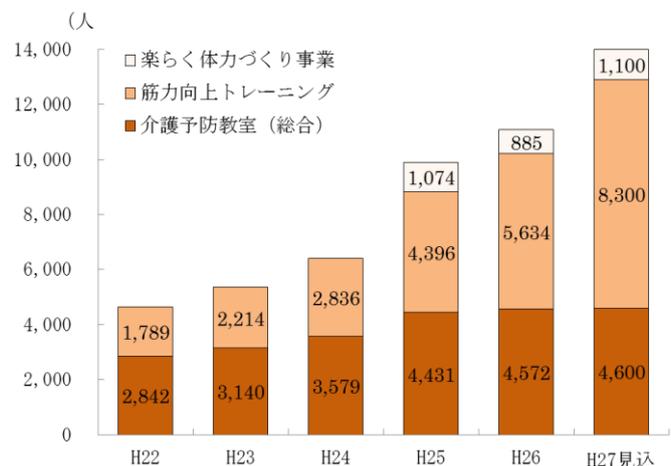
2 政策の基本方針

- (1) 医療、介護、介護予防及び生活支援が包括的に確保される仕組み、地域全体で支える仕組みの構築や在宅医療と在宅介護等の連携など、**地域包括ケアを推進**します。
- (2) 介護予防・重度化予防に重点的に取り組むとともに、元気な高齢者が牽引役となって、一人でも多くの高齢者が社会参加できる環境を創り出すなど、**高齢者の生きがいと社会参加を促進**します。
- (3) 高齢者福祉サービスを効果的・多角的に提供するとともに、地域に密着した介護サービス基盤の整備やケアマネジメントの質の向上など、**健全な介護を支える仕組みを推進**します。



マシントレーニング教室

介護予防事業延参加者数の推移



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 生活支援体制の整備
- 地域包括支援センターへの支援
- 地域ケア会議の推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化

- 総合相談支援業務の強化
- 介護予防ケアマネジメントの充実
- 権利擁護業務の充実
- 地域相談センター

(3) 在宅医療・在宅介護の連携推進

- 在宅医療・介護の連携推進
- アドバンス・ケア・プランニング

(4) 認知症対策の推進と連携

- 早期診断・早期対応に向けた体制の充実
- 認知症医療体制の充実、専門医療機関等との連携強化

2 高齢者の生きがいと社会参加

(1) 介護予防・生活支援の推進

- 介護予防・生活支援サービスの充実
- 一般介護予防の充実

(2) 健康づくり・社会参加の促進

- 社会参加の促進
- ボランティア等との連携体制の構築
- 社会参加活動の支援等の推進
- 第2次健康くれ21との連携推進

3 健全な介護を支える仕組みの推進

(1) 在宅介護の推進

- 生活支援サービスの充実
- 介護者への支援

(2) 権利擁護

- 高齢者の権利を守る成年後見制度の充実強化
- 高齢者虐待防止の推進

(3) 高齢者にやさしいまちづくり

- 地域福祉の推進
- 安心安全な高齢者住まいの支援
- 外出支援の推進
- 見守り活動の充実

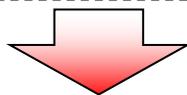
【用語解説】

- 介護予防：P17参照
- 地域包括ケアシステム：P17参照
- 地域包括支援センター：介護予防サービスを含めて保健・医療・福祉に関する様々な相談に対応し、社会福祉士、保健師及び主任介護支援専門員が、専門的な立場から地域で暮らす高齢者やその家族を総合的に支援する機関のこと。市内8か所に設置している。
- 介護予防ケアマネジメント：要介護状態となることを予防するために、参加が望ましい介護予防事業へとつなげるプラン作成や利用調整をすること。
- 地域相談センター：地域における最も身近な相談窓口として、高齢者の心配ごとや悩みごとに応える地域包括支援センターの協力機関のこと。
- アドバンス・ケア・プランニング：本人の医療やケアに対する考え方を家族・医療機関等が共有し、今後進めていく包括的手順のこと。
- 成年後見制度：認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益とならないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。

第5項 障害者福祉

1 現状及び課題

- (1) 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう障害者やその家族等のニーズに応じた総合的な支援を充実していく必要があります。
- (2) 障害者の就労に関するニーズが高まっていることから、働く意欲のある障害者が、その適性に応じた能力を発揮できるよう、総合的な就労支援を充実していく必要があります。
- (3) 医療機関に通院する多くの障害者が、医療費や交通費の負担、専門的な医療機関の不足を訴えていることから、身近な地域における医療体制の整備を進めるとともに、健康診査や保健指導等の周知と利用促進、保健、医療等の連携を強化するなど、障害者の健康づくりを推進する必要があります。
- (4) 障害が地域活動への参加の支障となることがないように、障害者が文化・スポーツ活動に親しむことができる環境づくりや、外出支援の充実など、障害者の社会参加を促進する必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 障害者やその家族のニーズに適切に対応した障害福祉サービス等の提供、相談支援体制の構築など、**地域における生活の支援**を進めます。
- (2) 障害者に対する就労支援の充実や企業に対する障害者雇用の促進など、**就労支援の充実と雇用の促進**を図ります。
- (3) 身近な地域における障害者医療の提供体制の整備促進や、精神障害者や難病患者などの障害特性や病状に応じた療養生活の支援など、**健康づくりを推進**します。
- (4) 障害者の積極的な社会参加ができる環境づくりや、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合いながら共生する社会の実現など、**共に支え合い参加する社会づくり**を推進します。

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域における生活の支援

(1) 福祉サービス等の円滑な提供

- 障害福祉サービス等の充実
- 地域生活支援事業の推進

(2) 発達障害児・者に対する支援の充実

- 相談支援の充実
- 療育体制の充実

(3) 相談支援体制の充実

- 身近な地域における相談支援の充実
- 総合的な相談支援体制の構築

(4) 地域福祉の推進

- 地域福祉活動への支援
- ボランティアの育成、支援

2 就労支援の充実と雇用の促進

(1) 就労支援の充実

- 総合的な就労支援
- 就労支援体制整備の推進

(2) 障害者雇用の促進

- 市役所での雇用促進
- 企業等での雇用促進

3 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

- 疾病等の予防と健康づくりの促進
- 障害の早期発見
- 保健・医療サービスの充実
- 難病患者等の日常生活の支援

(2) 精神保健福祉の推進

- 精神科医療との連携
- 精神障害者の地域生活の支援

4 共に支え合い参加する社会づくり

(1) 地域活動への参加促進

- 文化・スポーツ活動の充実
- 交流・外出の支援

(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進

- 障害に対する理解の促進
- 権利擁護の推進
- 成年後見制度の周知・活用促進
- 虐待の防止

(3) 情報アクセシビリティの向上

- 情報提供の充実
- 意思疎通支援の充実

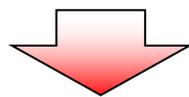
【用語解説】

- 地域生活支援事業：障害者及び障害児が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて行う柔軟な事業形態による支援事業のこと。相談支援、意思疎通支援、移動支援などがある。

第6項 生活保護・社会保険

1 現状及び課題

- (1) 生活保護を必要とする世帯の生活の安定に向け，被保護世帯の動向や実態に即応した生活保護を推進するとともに，生活困窮者が抱える複合的な課題に対応したワンストップ型の相談体制を構築し，自立の促進を図る必要があります。
- (2) 高齢化の進展，生活習慣病などの慢性疾患患者の増加などによる医療費や介護給付費の増加などを見据え，医療保険制度や介護保険制度の安定的な運営に努めていく必要があります。



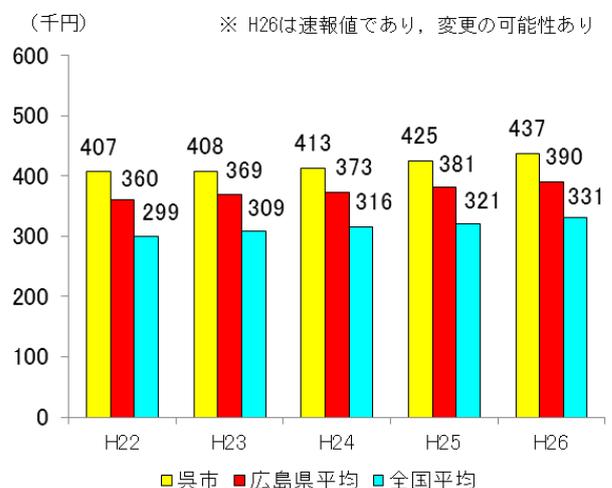
2 政策の基本方針

- (1) 生活保護制度の適正な運用を図るとともに，生活困窮者への包括的な相談支援を通じて居住確保や就労準備など個々の状況に応じた支援に努めるなど，生活困窮者の生活の安定と自立を支援します。
- (2) 健康づくり，健康診査，保健指導，ジェネリック医薬品の普及促進など，医療費の適正化に向けた取組を進めるとともに，介護サービスの利用実績把握や適正なサービス利用に係る普及啓発等により，サービス基盤の計画的整備や質の向上に努めるなど，医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営を図ります。



すこやかサロン

一人当たり医療費の推移（国保ベース）



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 生活困窮者の生活の安定と自立の支援

(1) 生活困窮者の生活の安定と自立の支援

- 生活保護制度の適正な運用
- 自立相談支援事業の実施
- 住居確保給付金の給付
- 就労準備支援事業の実施
- 学習支援事業の実施
- ハローワークとの連携による就労支援

2 医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営

(1) 医療保険制度の安定的な運営

- 医療費の適正化

(2) 介護保険制度の安定的な運営

- 介護サービスの円滑な提供
- 介護サービスの質の向上と給付の適正化

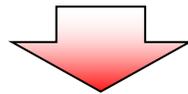
【用語解説】

- 生活習慣病：P 17 参照
- ジェネリック医薬品：新薬開発後、その特許が切れて新薬と同じ主成分で作られた薬のこと。
- 自立相談支援事業：生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、個々の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供に繋いでいく事業。

第1項 学校教育

1 現状及び課題

- (1) 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、基本的な生活習慣や基礎的な体力、人と関わり合う力の育成を図るため、保育・教育内容の充実や家庭・地域・幼稚園等の連携による総合的な幼児教育を行う必要があります。
- (2) 全ての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育を引き続き充実させていくとともに、ものづくり産業の魅力伝承やアスリートによる学習支援など特色ある呉の教育を推進していく必要があります。併せて、子どもたちにとって学習効果が高く学びやすい学校となるよう、適正規模を目指した教育環境の整備や安全・安心な環境づくり、学校施設の整備などを計画的に行う必要があります。
- (3) 市立呉高等学校では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心及び進路希望が多様化する中、郷土の未来を切り拓く心豊かでたくましい人材の育成を図る教育を進める必要があります。

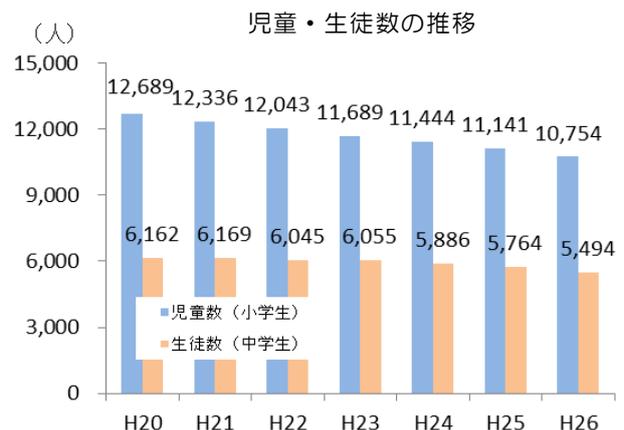


2 政策の基本方針

- (1) 幼児の豊かな心と健やかな体の育成を図るための教育内容の充実や、家庭・地域などと連携した地域ぐるみの教育の推進など、**幼児教育の充実**を図ります
- (2) 小中一貫教育の推進、企業や高等教育機関等との連携による特色ある呉の教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携や学校統合による適正規模を目指した学校教育環境の整備や、安全な環境づくりのための教育環境の整備など、**義務教育の充実**を図ります。
- (3) 市立呉高等学校における総合学科の特性を活かした、個に応じた指導の充実、ボランティア活動への積極的な参加による郷土・社会に貢献できる人づくりの推進や、教育環境の整備など、**高等学校教育の充実**を図ります。



小学生と中学生が一緒に取り組む
地域クリーン活動



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の充実

- 地域ぐるみの教育の推進
- 保幼小連携教育の推進

2 義務教育の充実

(1) 教育内容の充実

- 小中一貫教育の推進
- 教職員研修・研究事業の実施
- 文化・芸術体験活動の推進
- 英語が話せる子どもの育成
- 体力向上・食育の推進
- ふるさと子ども夢実現事業の推進

(2) 特別支援教育の推進

- 特別支援学級指導員・学校教育指導補助員の派遣
- 専門家による巡回相談事業の実施

(3) いじめ・不登校や問題行動等への取組

- 生徒指導員・スクールサポーターの派遣
- 適応指導教室（つばき学級）の運営

(4) 安全・安心な環境づくり

- 遠距離等通学児童生徒に対する支援
- 青少年補導員等による巡視
- 学校メール配信システムの活用
- 地域と連携した防災訓練の実施

(5) 教育環境の整備

- 学校施設の建替，空調設備の設置
- 学校統合の推進

(6) 地域に開かれた特色ある学校づくり

- 学校評価・情報提供の充実

(7) 企業・高等教育機関等との連携

- ものづくりに関する教育・学習の推進
- アスリートによる教育・学習の支援

3 高等学校教育の充実

(1) 学力の向上による進路実現

- 教員の指導力の向上
- 個に応じた指導の推進
- 大学との連携

(2) 地域・社会に貢献する人材の育成

- ボランティア活動への参加
- 全国大会で活躍できる部活動の推進

(3) 教育環境の整備

- 学校施設の耐震化，空調設備の設置

(4) 高等学校教育の振興

- 市内私立学校への助成

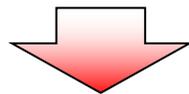
【用語解説】

- 小中一貫教育：P15参照
- 総合学科：幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択して学ぶことを特色とする学科のこと。
- 適応指導教室（つばき学級）：小・中学校の不登校児童・生徒に対し，カウンセリング，集団活動への適応指導，学習の援助等を組織的・計画的に行うことにより，児童・生徒が学校に復帰できるよう支援する教室のこと。
- 学校評価：自校の取組の改善を図り，地域・保護者からの理解と参画を得て，共に学校の教育力を高めていくために行う，学校自らが行う自己評価と学校関係者（保護者，地域の代表等）による評価のこと。

第2項 社会教育

1 現状及び課題

- (1) 家庭教育や青少年教育は、子どもや若者が基本的な生活習慣や倫理観，自立心，社会性などを身に付ける上で重要な役割を果たしていますが，近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などから，子どもの基本的な生活習慣の乱れやコミュニケーション能力不足が社会問題化しているため，家庭・学校・地域が連携して子どもや若者を育てるという環境づくりを推進する必要があります。
- (2) 余暇時間の増大や高齢化の進展などに伴い，生きがいをもって地域で活躍することや心の豊かさ等が求められる時代となっており，多様化した市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動を推進するためには，市民が学び，活動しやすい環境を整備するとともに，学んだことを活かせる社会をつくる必要があります。

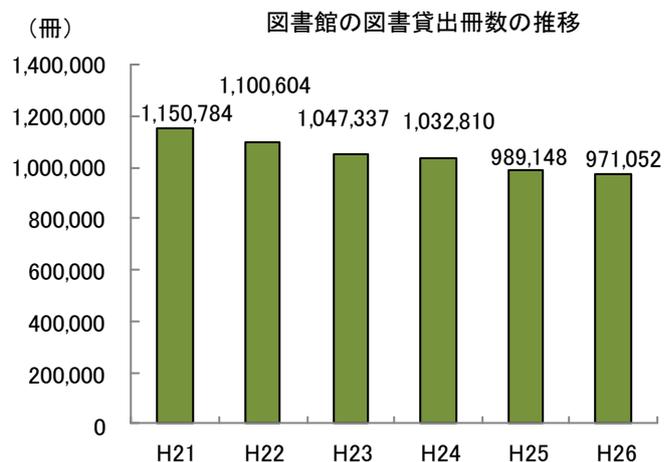


2 政策の基本方針

- (1) 良好な親子関係づくりに向けて学校や地域等が連携して保護者や子どもの相談に応じることができる体制を構築するとともに，地域の教育力を活用したり，地域で青少年の育成に励んでいる市民を表彰するなど青少年育成活動を推進することにより，**家庭教育・青少年教育の充実**を図ります。
- (2) 市，地域住民，団体などが連携した推進体制を構築するとともに，まちづくりセンター等による講座などの生涯学習事業や地域活動の担い手育成，自主サークル活動の支援を行うなど，市民の学習意欲を高め，学習成果を地域に還元できる環境を整備することにより，**生涯学習を推進**します。



講座で学ぶ子どもたち



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 家庭教育・青少年教育の充実

(1) 保護者の教育力の向上

- 保護者等に対する相談体制の構築
- ホームページでの啓発活動の充実
- P T A活動との連携強化

(2) 地域の教育力の活用

- わがまち人材派遣事業

(3) 青少年育成活動の推進

- 青少年の善行等の表彰
- 青少年団体と連携したボランティア活動の推進
- 体験活動を通じた子どもの相互交流や社会参加の促進
- 青少年指導センターによる巡回, 相談等の活動

2 生涯学習の推進

(1) 推進体制の整備

- 呉市生涯学習推進協議会の運営
- 生涯学習センターによる地域の生涯学習活動の支援

(2) 地域に根ざした生涯学習活動の推進

- 住民参画運営体制の構築
- まちづくりセンターによる生涯学習事業の実施
- 生涯学習推進員の育成
- 自主サークル活動の支援
- 地域のまちづくり活動との連携
- 子どものまちづくりセンター活動への参加促進

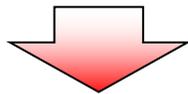
【用語解説】

- まちづくりセンター：P19参照

第3項 文化・スポーツ

1 現状及び課題

- (1) 芸術などの文化活動は、日常生活に潤いや感動を与え、豊かな心を育むことから、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化が進む中、今後は更に市民が質の高い多彩な文化に触れる機会の充実を図るとともに、市民の文化活動を支援する必要があります。
- (2) スポーツは、競技力の向上だけでなく、礼儀作法はもとより、仲間とのコミュニケーションづくりや健康づくりなど、生涯スポーツとして市民の生活にゆとりと豊かさをもたらすことから、健康志向の高まりや高齢化の進展などにより、スポーツに対するニーズも多様化する中、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目の普及・振興を図る必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 美術館や文化ホール、くれ絆ホールなどを活用し、質の高い芸術・文化事業の提供や文化祭等を実施するとともに、伝統的な建造物が多く残る御手洗地区の町並み整備や歴史資料の整理・活用など、**文化の振興**を図ります。
- (2) ジュニア選手の育成・強化など、競技力の向上を目指すとともに、多くの市民が参加することができる市民スポーツ行事の開催、大学等との連携による競技力の向上や健康づくりの推進、市民ニーズに対応した施設整備や既存施設の高機能化など、**スポーツの振興**を図ります。



第61回 呉市体育祭



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 文化の振興

(1) 質の高い文化に触れる機会の拡充

- 財団等との連携・支援による芸術・文化事業の提供
- 学校教育における伝統文化の紹介・指導の促進

(2) 市民文化活動の振興

- 市民の発表機会の提供と市民による自主的創作活動の促進
- くれ文化芸術振興計画の策定

(3) 文化財の保護・保存・活用の推進

- 御手洗地区の町並み整備
- 文化財の公開及び情報の整理・提供
- 文化財学習講座の充実

(4) 歴史資料の整理・研究の推進

- 呉市史の編さん
- 歴史資料の整理・活用

2 スポーツの振興

(1) 本物のスポーツ体験及び競技力の向上

- プロスポーツイベントの開催
- ジュニア選手の育成・強化
- 体育団体育成支援
- 大学等との連携による競技力の向上

(2) 生涯スポーツの普及・促進

- 多くの市民が参加することができる市民スポーツ行事の開催
- ライフスタイルやライフステージに応じた生涯スポーツの普及・振興
- 呉市スポーツ振興計画の改定

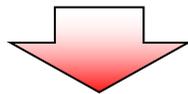
(3) スポーツ施設の整備

- 拠点スポーツ施設の整備（呉市営プール・呉市体育館）
- 市民ニーズに対応した施設整備や既存施設の高機能化

第1項 環境保全

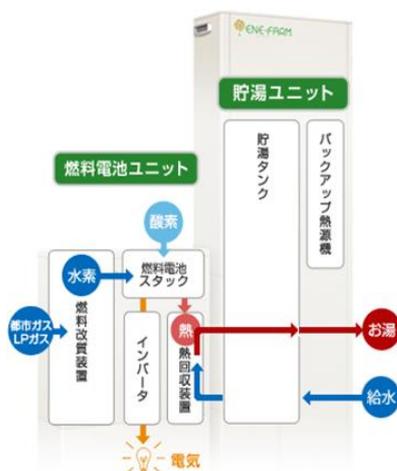
1 現状及び課題

- (1) 将来にわたり市民が恵み豊かな環境の恩恵を受けることができるよう、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し、環境負荷を低減した社会経済活動を実現するため、市民一人ひとりが資源・エネルギーの大量消費を見直していく必要があります。
- (2) 瀬戸内海に臨む豊かな自然環境を守るため、藻場・干潟や森林などが適正に管理され、生物多様性の保全に資する取組を行う必要があります。
- (3) 地域環境の更なる改善のため、大気・水質等の監視・測定や有害化学物質への対応を実施するとともに、緑化や環境美化に対する取組を推進していく必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 環境への負荷が少ない家庭用燃料電池（エネファーム）の設置促進、自家用車から徒歩や自転車、公共交通機関といった、エネルギー消費の少ない移動手段への転換を推進するとともに、オゾン層の保護に向けた啓発活動に取り組むなど、**地球環境の保全**を進めます。
- (2) 「生物多様性地域戦略」の策定、藻場等の整備、沿岸への漂着ごみや堆積物の除去などを行うとともに、自然とのふれあい活動を通じて、身近な自然環境を守ることの大切さを伝えるなど、**生物多様性の保全**を進めます。
- (3) 大気、水質、土壌、騒音・振動などの監視や測定を行うとともに、アスベストやダイオキシン類、PCBといった有害化学物質などへの適正な対応、環境美化を推進するための清掃活動など、**地域環境の保全**を進めます。



家庭用燃料電池（エネファーム）



海浜清掃

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策の推進

- 環境配慮型照明（道路照明・園内灯）への改修
- 家庭用燃料電池（エネファーム）設置に対する助成
- 環境負荷が少ない車（エコカー）の普及
- 徒歩・自転車での移動推進
- 公共交通機関の利用促進
- 木材利用の促進

(2) オゾン層の保護

- 特定フロンに対する啓発

2 生物多様性の保全

(1) 生物生息環境の保全

- 生物多様性地域戦略の策定
- 藻場の創出
- ごみや海底堆積物の定期的な除去
- 海浜清掃活動の拡充及び啓発
- 森林保全活動の推進

(2) 自然とのふれあい活動の推進

- 河川・水路の整備
- エコツーリズムの推進

3 地域環境の保全

(1) 生活環境の保全

- 大気汚染常時監視の実施
- 有害大気汚染物質監視の実施
- 公共用水域水質測定の実施
- 自動車騒音地域評価・環境騒音測定の実施

(2) 有害化学物質等への対応

- アスベスト・ダイオキシン類対策
- PCB廃棄物の適正処理

(3) 緑化の推進

- 「緑のカーテン」の普及

(4) 環境美化の推進

- 清掃活動の推進
- 公衆衛生思想の普及

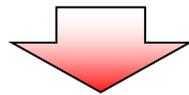
【用語解説】

- 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素などのガスのこと。
- 藻場：海草・海藻が群生している場所のこと。多種多様な生物が生息し、魚の幼稚魚のすみ家になる。また、窒素やリンを吸収し、水質の浄化作用も有している。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）：P29参照
- オゾン層：オゾンは酸素原子3個からなる物質で、地上10~50km上空のオゾン濃度の高い部分をオゾン層と呼んでいる。太陽から届く有害な紫外線を吸収し、地球の生物を守る働きをしている。
- 生物多様性地域戦略：呉市における生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本方針や、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を地域戦略としてまとめたもの。
- アスベスト：昭和40年代に建築材料などとして多く使用された鉱物繊維であり、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあるとして、現在では原則として製造・使用等が禁止されている。
- ダイオキシン類：主にごみ等の焼却過程で非意図的に発生する環境汚染物質のこと。200以上の種類があり、強い発がん性、奇形性などがある。
- PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。電気設備の絶縁油や潤滑油などに使用されてきたが、有害性があるため、現在は製造が禁止されている。
- 環境配慮型照明：少ない消費電力で従来型と同等の明るさを確保することによりエネルギーの有効利用を図るとともに、長寿命化により廃棄物の削減にも資する地球環境に配慮した照明のこと。
- 特定フロン：オゾン層を破壊する原因となる5種類の化合物。日本では平成7年までに生産が全廃された。
- エコツーリズム：地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、ふれあう観光形態のこと。
- 緑のカーテン：朝顔やゴーヤなどの植物を建物の外側に育成させることにより、室内温度の上昇を抑える手法。
- 公衆衛生：地域での清掃活動や健康づくり等、住みよい社会をつくるための環境保全や住民の健康保持・向上を目的とする活動のこと。

第2項 循環型社会

1 現状及び課題

- (1) 大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会システムが形成されてきたことにより、様々な環境問題が発生したことから、環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、効率的で適正なごみ処理が求められています。
- (2) 持続可能な生活様式や経済社会システムを実現させるため、各主体の自主的・積極的な行動がより重要になってきています。環境教育や啓発活動等に取り組むとともに、新たな環境産業の創出を図る必要があります。

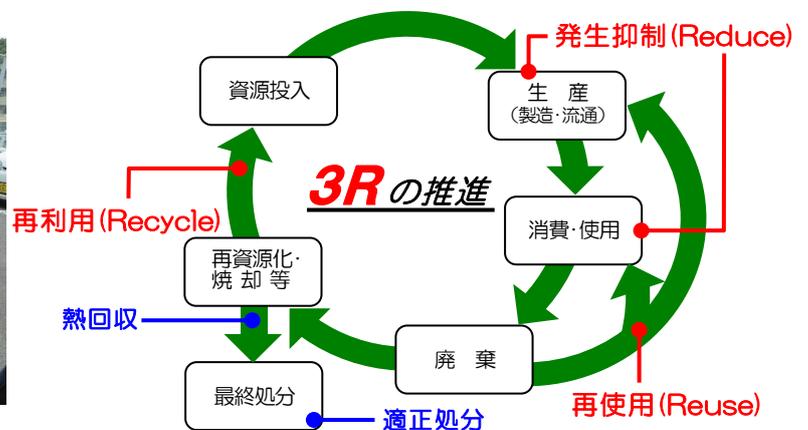


2 政策の基本方針

- (1) 更なるごみの減量化に向け、分別資源化や食品廃棄物のリサイクル、溶融スラグや浄水・汚水処理から発生する汚泥の有効活用などを推進するとともに、事業系廃棄物の適正処理や廃棄物処理施設の適正配置の推進など、**循環型社会の形成**を進めます。
- (2) 「環境講座」など、子どもたちへの環境教育を推進するとともに、ホームページ等を活用した環境情報の提供やボランティア活動団体等と連携した環境美化活動、公益財団法人くれ産業振興センター等を活用した環境産業の起業促進など、**持続可能な社会の基盤づくり**を進めます。



子どもたちの環境学習（ごみの分別）



資源の循環的利用（イメージ）

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 循環型社会の形成

(1) ごみの減量（3Rの推進）

- ごみ減量化事業の実施
- 産業廃棄物の排出抑制
- ごみ処理手数料の適正化

(2) 廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物最終処分場及びクリーンセンターくれの安定的な管理運営
- 事業系廃棄物の適正処理
- ごみ処理施設の適正配置
- 不法投棄及び野焼き対策
- し尿処理施設の適正配置
- 浄化槽設置に対する助成

2 持続可能な社会の基盤づくり

(1) 環境教育・学習の推進

- 環境講座の実施
- 環境学習の推進

(2) 環境情報の提供

- 正確な情報の提供・共有
- 環境関連行事の開催
- ホームページの活用

(3) 市民協働による取組

- ボランティア活動団体との連携
- 地域リーダーの養成

(4) 環境産業の振興

- 環境産業の起業促進
- 優良事例の情報発信

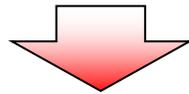
【用語解説】

- 循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的な利用を促進することで、天然資源の消費量を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
- 溶融スラグ：焼却灰を約 1,300℃で溶融処理した後に排出されるガラス状の物質のこと。
- 公益財団法人くれ産業振興センター：中小企業等の経営基盤の強化、技術の向上、地域産業の振興及び発展に資する事業を行う公益財団法人のこと。

第1項 農林水産業

1 現状及び課題

- (1) TPPの基本合意や価格低迷などにより、農林水産業を取り巻く環境は更に厳しさを増すと見込まれることから、呉市の特色ある地域資源を活かした農水産品のブランド力向上や6次産業化の推進により、所得や生産意欲の向上につなげていく必要があります。
- (2) 農・漁業従事者の後継者不足が深刻な問題となっていることから、新たな担い手を育成・確保していく必要があります。
- (3) 呉市の農業は、遊休農地の拡大、農産物価格の低迷といった数多くの課題を抱えており、「農のある豊かな生活、活力ある産地づくり」に向けて「呉市農業振興ビジョン」に基づき、農業経営の安定・高度化を促進していく必要があります。
- (4) 沿岸・島しょ部では、水産業が地域の重要な産業であることから、持続的に維持・発展させていくため、「呉市水産振興ビジョン」に基づき、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

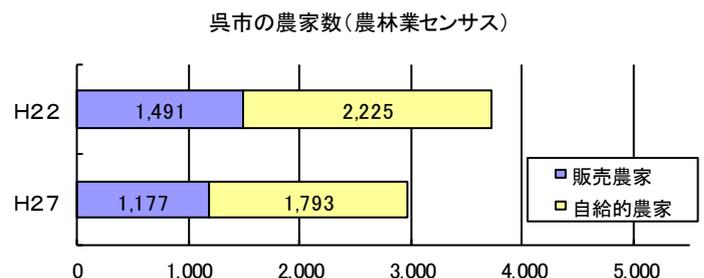


2 政策の基本方針

- (1) レモンやかきを始め、広カンラン、オリーブなど新たな特色ある地域資源を活かした6次産業化や従来品との差別化による販路拡大など、産地育成・ブランド化を推進します。
- (2) 農・漁業の新規就業者に対する様々な支援に取り組むことにより、人材の確保・育成を図ります。
- (3) 産地育成・地産地消の推進、地域を中心とした遊休農地対策などを着実に実施するとともに、森林の管理・基盤整備など、**農林業の振興**を図ります。
- (4) 放流種苗の安定供給に対する助成など漁業資源の維持・増大に向けた取組や、漁港や漁場といった生産基盤の整備など、**水産業の振興**を図ります。



JR大阪駅前での農水産品のPR活動



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 産地育成・ブランド化の推進

(1) 農水産品のブランド化の推進

- 農水産品のブランド化の推進
- 6次産業化の推進
- 産地育成の推進
- 呉の産業マイスター表彰

(2) 農水産品の販路拡大

- 農水産品のPR推進
- 地産地消の推進

2 人材の確保・育成

(1) 新規農業・漁業就業者への支援

- 新規就農者、認定農業者、定年帰農者等の多様な担い手の確保・育成
- 漁業の担い手の育成・確保
- 新規就業者の定住支援

3 農林業の振興

(1) 農業経営の安定・高度化

- 農業の基盤の充実
- 農道の保全、橋梁・トンネルの計画的な維持管理
- 農村環境の保全
- 有害鳥獣被害への対策

(2) 農地の効率的な利用

- 農地保全・遊休農地対策の推進
- かんきつ園地の集積と整備

(3) 農業の多面的公益機能の維持・発揮

- 農業体験機会の提供

(4) 豊かな森林の形成

- 適正な森林管理と基盤整備

4 水産業の振興

(1) 漁業資源の維持・増大及び安定的な養殖業の推進

- 栽培漁業の積極的な展開
- 資源管理型漁業の推進
- 高品質な養殖物生産体制の構築

(2) 漁業生産基盤の整備

- 漁港施設の整備
- 効率的な漁場の整備
- 漁場環境の維持・修復

(3) 漁業経営体の強化・育成

- 漁業経営の安定化
- 漁協合併の推進

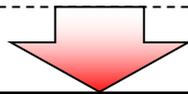
【用語解説】

- 広カンラン（広甘藍）：明治時代から広地区で栽培され、最盛期の昭和時代には約200ヘクタールで栽培されていたといわれるキャベツのこと。40年ほど前に市場から消えたが、平成22年に「広カンラン生産組合」が設立され、農業振興センターと連携した地域ブランド化の取組が進められている。
- 産地育成：P23参照
- 地産地消：P23参照
- 放流種苗：とるだけの漁業から増やしながるとる漁業に移行することを目指し、漁業者を中心に魚や貝などの稚魚の放流に取り組んでおり、その稚魚のこと。
- 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村に提出して認定を受けた農業者のこと。認定農業者には、低利融資制度などの各種施策が重点的に実施される。

第2項 工業

1 現状及び課題

- (1) 経済の活性化やグローバル化に対応した経営基盤を確立するため、新技術・新製品の開発など企業の競争力強化につながる支援を行っていく必要があります。
- (2) 多様性のある産業構造への転換を図るため、今後の成長が見込まれる産業分野への起業やベンチャー企業等の育成を促進する必要があります。
- (3) 将来にわたる発展のために、新たな雇用の創出に向けた企業誘致に加え、地元企業の成長支援による企業留置に取り組んでいく必要があります。
- (4) ものづくり産業において、これまで培われてきた高度な技術・ノウハウを次の世代に継承し、安定した成長を支えるため、ものづくり人材の育成に取り組んでいく必要があります。

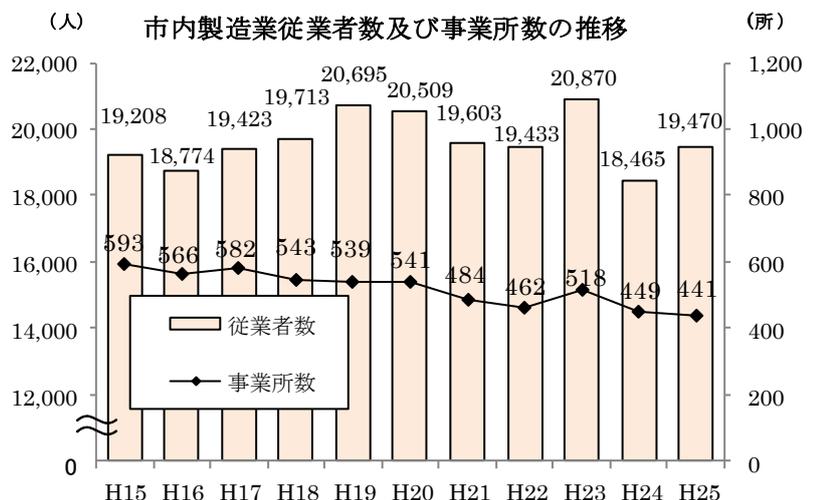


2 政策の基本方針

- (1) 公益財団法人くれ産業振興センターによる新技術・新製品開発、販路拡大等の支援など、ものづくり技術の高度化を図ります。
- (2) インキュベーション施設の運営や農商工連携・異業種交流の支援などにより、環境、エネルギー、航空、医療・健康関連産業といった次代を担う新産業の育成を図ります。
- (3) トップセールスや、産・学・官が連携した呉市企業誘致推進協議会による首都圏での積極的な誘致活動の展開とともに、本市の産業を支えてきた市内企業が行う設備投資を支援するなど企業誘致・留置活動を推進します。
- (4) 技術を伝えるための技能講習等の実施や、学校でのものづくり体験など、ものづくり人材の育成と技術の伝承を進めます。



公益財団法人くれ産業振興センター（広島県立総合技術研究所西部工業技術センター内）



(資料出所) 経済産業省「工業統計調査」

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 ものづくり技術の高度化

(1) 新技術・新製品の開発と販路拡大の支援

- 産学官連携の推進
- 新技術・新製品の開発支援
- ITを活用した販路拡大支援

(2) 既存技術の高度化

- 技術コーディネーターによる技術支援

(3) 金融支援の充実

- 呉市中小企業融資制度
- セーフティネット保証の認定

2 次代を担う新産業の育成

(1) 創業・起業化の支援

- インキュベーション施設の運営
- 異業種交流の支援
- 医工連携

3 企業誘致・留置活動の推進

(1) 企業誘致・留置活動の推進

- トップセールスの実施
- 呉市企業誘致推進協議会による誘致活動
- 首都圏における積極的な誘致活動の展開
- 企業立地推進本部によるワンストップサービスの実施
- 呉市企業立地条例に基づく助成制度の活用
- 本社機能の移転等促進
- 市内企業の設備投資促進

4 ものづくり人材の育成・技術の伝承

(1) ものづくり人材の育成・技術の伝承

- 技術訓練・講習及び製造業への就職支援
- 呉の産業PR
- 「ものづくり」に関する教育・学習の推進
- 実践型地域雇用創造事業
- (再掲) 呉の産業マイスター表彰

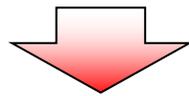
【用語解説】

- 経済のグローバル化：国内の制度や規格の違いが消滅してモノ・カネ・ヒトが国境を越えて自由に移動できるようになり、その結果として制度や規格などが世界標準にまとまり、市場などの統合が進むこと。
- ベンチャー企業：高い志と成功意欲の強い起業家を中心とした新規事業への挑戦を行う中小企業で、商品・サービス・経営システム等に技術革新に基づく新規性があり、社会性・独自性・普遍性を持った企業のこと。
- 公益財団法人くれ産業振興センター：P65参照
- インキュベーション施設：創業者や創業間もない中小企業者を支援する目的で作られた施設のこと。
- 呉市企業誘致推進協議会：産学官が一丸となって企業誘致活動を積極的に推進し、呉市における産業の多様化と集積、雇用の場の創出などを図ることを目的とした組織のこと。呉市のほか、34団体で構成。
- セーフティネット保証：取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度のこと。
- 企業立地推進本部：企業立地に関する諸課題等をワンストップ体制で迅速に協議・決定していくための庁内組織のこと。
- 呉市企業立地条例：呉市内に工場等を新設又は移転・増築する者に対して助成金の交付を行うことにより、本市経済の発展と雇用機会の拡大に寄与することを目的とした条例のこと。
- 実践型地域雇用創出事業：P25参照

第3項 商業

1 現状及び課題

- (1) 商店街などの商業地域の活力低下が進む中，商業の活性化に向けた空き店舗となっている大型商業施設の有効活用や新規創業支援によるにぎわいの創出が必要となっています。また，島しょ部地域では，商店の廃業などによる市民生活への影響を最小限に食い止める必要があります。
- (2) 地域商業を担う人材が不足していることから，資金面でのサポート，個店単位での経営指導や後継者等の人材育成，市内特産品の販路拡大といった経営改善を支援していく必要があります。
- (3) 大規模量販店などの進出で流通形態が多様化し，全国的に市場流通が疲弊傾向にあります。消費者に生鮮食料品等を安定的に供給するため，卸売市場の機能を維持する必要があります。

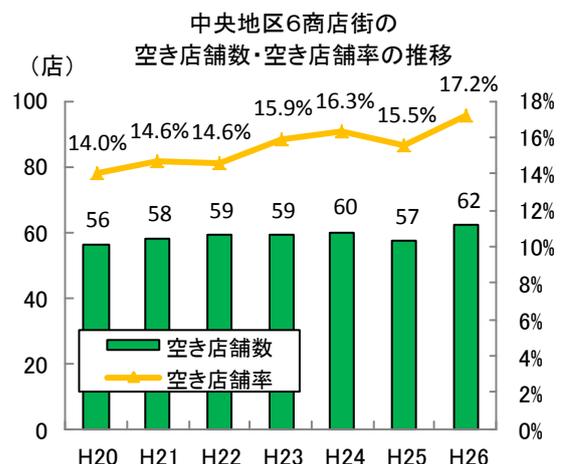


2 政策の基本方針

- (1) 商店街の顧客吸引力を高める事業に対する奨励金の交付や，にぎわいの創出に向けた事業の実施，商店街を含む商業・近隣商業地域の空き店舗や大型空き店舗の活用促進とともに，島しょ部の新規出店者や新たなサービスを提供する事業者への支援など，**地域商業の活性化**を図ります。
- (2) 経営安定資金融資制度などの各種融資制度の拡充や，中小企業支援センターなどによる経営相談を行うとともに，呉広域商工会など関係機関と連携した新規開発商品や地元特産品の販路拡大に向けた取組の支援など，**経営基盤の強化**を図ります。
- (3) 地方卸売市場の運営について，より一層の効率化を進めるとともに，市場開放による流通の活性化など，**流通機能の維持**を図ります。



中通商店街のにぎわい創出イベント
「12月だよ！れんがどおりに全員集合」



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域商業の活性化

(1) 各商店街の活性化に向けた支援

- 商店街の活性化事業に対する奨励金の交付
- 中央地区商店街の活性化を目的とした新たな組織の設立に向けた取組
- 地域商店街活性化法に基づく事業計画策定支援等

(2) 商業地域での新規創業への支援

- 商店街など商業・近隣商業地域の空き店舗などへの新規出店支援
- 空き店舗となっている大型商業施設の有効活用

(3) 島しょ部の活性化に向けた支援

- 島しょ部での新規出店者や買い物支援などの新たなサービス等を提供する事業者への支援

2 経営基盤の強化

(1) 中小企業融資による資金面での支援

- 経営安定資金融資制度等の融資制度の拡充

(2) 個店経営指導や人材育成研修の充実

- 中小企業支援センター等による経営相談
- (再掲) 実践型地域雇用創業事業

(3) 市内特産品の販路の拡大

- 特産品の掘り起こし、新商品の開発、全国へのPR活動
- 地域ブランド化の推進

3 流通機能の維持

(1) 地方卸売市場の運営

- 市場機能維持による生鮮食料品等の安定供給
- 効率的な市場運営
- 市場開放等による流通の活性化

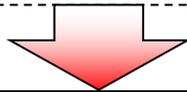
【用語解説】

- 地域商店街活性化法：ソフト事業等の商店街活動、空き店舗対策や人材育成等地域のコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化させるための国の支援などを定めた法律のこと。「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の略。
- 経営安定資金融資制度：長期・短期や連鎖倒産防止など、中小企業者の経営安定を図るための融資制度のこと。
- 中小企業支援センター：窓口相談、専門家派遣、事業可能性評価、情報提供等の事業を実施し、中小企業者の多様な課題に対して専門的な解決策を提供する機関のこと。
- 実践型地域雇用創業事業：P25参照

第4項 観光

1 現状及び課題

- (1) 「大和ミュージアム」の開館を契機として観光客が飛躍的に増大しましたが、その効果を地域に幅広く普及させるためには、多様化する観光ニーズに的確に対応した情報を全国に発信する戦略的な観光プロモーションや積極的な誘致活動を推進していく必要があります。
- (2) 近年、地域において観光客を温かく迎える「おもてなしの心」が誘客の大きな要因となっており、より一層の受け入れサービスの充実に向け、官民一体となって観光客に対するきめ細かな受け入れ態勢を整備する必要があります。
- (3) 呉市への観光は、大和ミュージアムを中心とした通過型の観光スタイルが顕著なため経済効果が限定的となっていることから、滞在時間の延長につながる新たな魅力の創出が求められています。

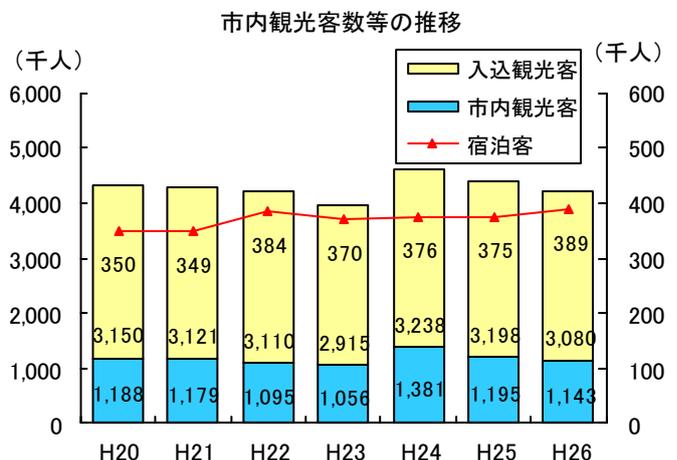


2 政策の基本方針

- (1) 映像やパンフレットを活用して「呉らしさ（呉の魅力）」を含めた観光情報を積極的に発信していくとともに、広島、宮島、松山などの国際的な観光地と連携した教育旅行の誘致や、観光客に対する安芸灘大橋の通行券助成に取り組むなど、**観光プロモーションの展開**を図ります。
- (2) 「おもてなしの心」を幅広く浸透させ、観光客を温かく迎える人づくりを進めるとともに、観光案内板や標識の計画的な整備など、**受け入れ態勢の充実**を図ります。
- (3) 周遊型観光や産業観光・体験型観光など、各種観光メニューの充実や大和ミュージアム、音戸の瀬戸などの観光資源の更なる魅力アップを進めるとともに、「呉海自カレー」を始め食をテーマとした魅力向上を図るなど、**観光資源の活用と創出**を進めます。



観光ボランティア



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 観光プロモーションの展開

(1) 観光プロモーションの強化

○ 戦略的な観光プロモーションの展開

(2) 誘致活動の推進

○ 教育旅行誘致の推進
○ 広域連携による誘致活動の強化
○ 安芸灘大橋の通行券助成

2 受入れ態勢の充実

(1) おもてなしの態勢づくり

○ 観光ホスピタリティの向上

(2) おもてなしの環境整備

○ 観光案内板・案内標識等の整備

3 観光資源の活用と創出

(1) 観光資源の活用

○ 周遊・滞在型観光の推進
○ 「呉海自カレー」など食をテーマとした魅力の向上
○ 海を活かした観光メニューの充実

(2) 観光資源の創出

○ 戦艦「大和」潜水調査、調査データの活用
○ 産業観光、体験型観光の推進
○ 新たな観光スポットの創出

(3) 観光資源の更なる魅力アップ

○ 大和ミュージアムの機能強化
○ 宝町～幸町エリアの魅力向上
○ 音戸・倉橋エリアの整備
○ 安芸灘エリアの整備
○ 川尻・安浦エリアの整備
○ 観光資源の適切な維持管理

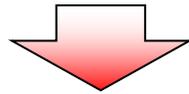
【用語解説】

- 産業観光：歴史的・文化的価値のある産業文化財（機械器具、工場遺構等）、生産現場（工場、工房等）及び製品などを観光資源とし、それらを通してものづくりの心にふれる観光のこと。
- 体験型観光：漁業体験や農業体験、ものづくり体験など、様々な体験を通して地域の自然、歴史、文化などにふれる観光のこと。
- 観光ホスピタリティ：観光客が安心して快適に観光できるよう、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客を温かく迎えること。
- 周遊・滞在型観光：複数の観光地・観光スポットを周遊するルートの整備を行い、観光客の滞在時間の延長を図る。

第5項 勤労者対策

1 現状及び課題

- (1) 世界同時不況の影響などにより悪化した雇用情勢は回復基調にあるものの、呉地域の有効求人倍率は全国や広島県を下回っており、雇用情勢の改善に向けて雇用の確保及び就業機会の拡充を図るとともに、呉市の中心的産業である「ものづくり産業」や「商業分野」において、技術・技能人材を育成するなど、職業能力を開発していく必要があります。
- (2) 高齢化の進展や女性の社会進出など、労働に関する社会状況が大きく変化する中で、市としてはこれまでも中小企業における福利厚生事業の支援を行っていますが、中小企業と大企業とでは依然としてその格差が大きく、勤労者一人ひとりが十分に能力を発揮できる職場環境を整備するための支援が必要となっています。



2 政策の基本方針

- (1) 「呉しごと相談館」による求職者への相談事業を実施するとともに、新規学卒者向けの合同会社説明会の開催など、各対象者に応じたきめ細かな就労支援や、技術・技能習得に向けた職業能力の開発を行うことにより、雇用の安定を図ります。
- (2) 「一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター」や「呉市きんろうプラザ」を活用した福祉事業を展開することにより、勤労者福祉の充実を図ります。



合同会社説明会



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 雇用の安定

(1) 雇用の確保・就業機会の拡充

- 求職者への相談事業の推進
- 若年者への就職支援
- 女性労働者への支援
- 障害者への就労支援
- 呉市雇用促進協議会による地域雇用の創出支援

(2) 職業能力の開発

- 技術訓練・講習及び製造業や商業分野への就職支援
- 広島県立呉高等技術専門校との連携

2 勤労者福祉の充実

(1) 勤労者福祉の推進

- 一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンターの活用
- 呉市きんろうプラザの活用

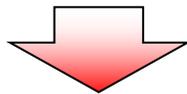
【用語解説】

- 呉しごと相談館：仕事や就職に対して不安や悩みを持つ者を対象に、専門のカウンセラーが職業適性診断や面接指導、就職関連情報の提供などを行う施設のこと。呉市きんろうプラザ（ビュー・ポートくれ内）2階に設置。
- 一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター：呉市内の中小企業勤労者に対して総合的な福祉事業を行い、勤労者の福祉の向上と中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することなどを目的として平成9年に設立された財団法人のこと。旧呉地域産業振興センターと平成17年に統合した後、公益法人制度改革に伴う改編により、現在の名称となった。
- 呉市きんろうプラザ：勤労者福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設のこと。ビュー・ポートくれ内に平成8年に開設。大ホール、大・中・小会議室、和室等の貸出しを行っている。
- 呉市雇用促進協議会：市内中小企業の労働力確保や、雇用の安定を図ることを目的に、呉市・呉商工会議所・広島県西部総務事務所呉支所・広島文化学園大学・(公財)くれ産業振興センターにより構成され、合同会社説明会・面接会や、雇用機会の拡大を図るためのセミナー等を開催している組織のこと。

第1項 上下水道

1 現状及び課題

- (1) 水道は、人口減少や節水意識の浸透などから水需要が減少傾向にある中で、施設の老朽化が進んでおり、将来にわたって安定的に運営していくため、水道施設の計画的な更新、基幹施設や管路の耐震化対策などを行う必要があります。
- (2) 下水道などの汚水処理施設は、社会動向や人口動態を見据えて整備手法や運営方法の見直しに取り組むなど効率的な経営を進めるとともに、これまでに整備した施設の耐震化や老朽化対策などを行う必要があります。

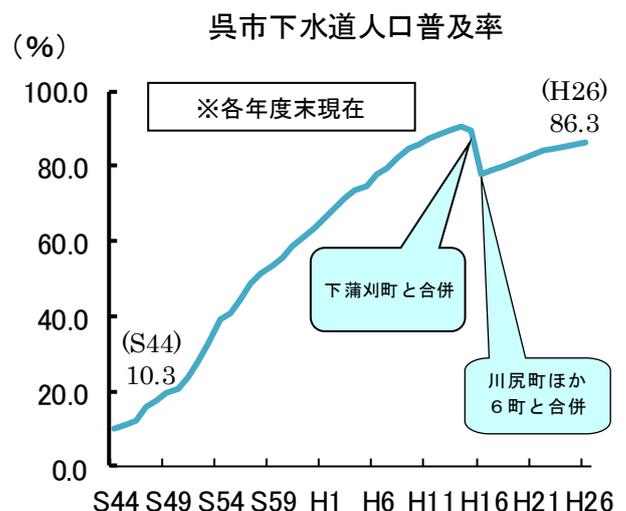


2 政策の基本方針

- (1) 水源などの水質監視体制の充実、長期的な視点に立った水道施設の計画的な更新や災害等に対する危機管理対策の強化など、**安全で安心な水道水の供給**を図ります。
- (2) 下水道の未普及地区について、地域に適した最も効率的な方法で整備を進めていくとともに、老朽化した下水道施設の計画的な改築更新や災害対策など、**快適で安心な暮らしを支える下水道の整備**を進めます。



上下水道局宮原浄水場



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 安全で安心な水道水の供給

(1) 水道水の安全性の確保

- 水質管理体制の充実
- 安全な水道水の供給

(2) 水道施設の適切な維持管理

- 漏水対策の推進
- 水道施設情報の効率的な活用

(3) 水道施設の最適化

- 水源利用の最適化
- 水需要予測に応じた施設規模の最適化
- 水道アセットマネジメント計画の活用

(4) 水道施設の計画的な改築更新

- 管路更新計画に基づく配水管の更新
- 重要な施設の改築更新

(5) 災害等に対する危機管理対策の強化

- 主要な配水施設の耐震化
- 応急給水・復旧体制の強化
- 宮原浄水場新管理棟の整備

2 快適で安心な暮らしを支える下水道の整備

(1) 生活排水対策の推進

- 未普及地区への効率的な公共下水道・集落排水処理施設の整備
- 下水道利用の普及促進

(2) 下水道施設の適切な維持管理

- 定期的な施設機能の点検・調査，維持補修
- 下水処理場・ポンプ場の運転の最適化

(3) 下水道施設の計画的な改築更新，災害対策

- 長寿命化計画に基づく下水管の機能維持
- 二河川ポンプ場・新宮浄化センター内設備の老朽化対策
- 下水道施設の耐震化の推進

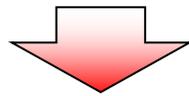
【用語解説】

- 水道アセットマネジメント計画：「持続可能な水道事業」を実現するために、中長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための計画。
- 集落排水処理施設：農業集落や漁業集落において、生活排水を処理するために整備されたミニ下水道のこと。

第2項 道路・公園・墓地

1 現状及び課題

- (1) 市道は、地形的な特性から狭い箇所が多く、消防・救急活動に支障を来しているため、狭い道路の拡幅に努めるとともに、機能性や安全性の向上に向け、生活道路の更なる整備を進める必要があります。
- (2) 公園には、レクリエーション活動を始め、健康づくり、ふれあいの場、都市環境の改善、災害時の避難地など多様な機能が求められていることから、引き続き安全・安心で魅力あふれる公園整備を進める必要があります。
- (3) 市営墓地の多くは、大正から昭和初期にかけて山間部の急傾斜地に階段状に設置されていることから、参道が狭く高低差があることに加え、近年では老朽化が進行しているため、利用者にとって安全な墓地整備を進める必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 官民一体となって狭い道路の解消を図るとともに、生活道路の計画的な整備や通行空間の快適性の確保などを目的とした無電柱化の検討や、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修を始めとする道路の維持管理の計画的推進など、**生活道路の整備**を進めます。
- (2) 地域に密着した街区公園における市民協働による公園づくりの推進とともに、遊具などの計画的な整備・修繕、樹木管理の充実や防災機能の向上など、**公園緑地の整備**を進めます。
- (3) 転落防止柵や階段手摺りを設置し、利用者の転落・転倒の危険性の軽減を図るなど、**市営墓地の整備**を進めます。



大型遊具を設置した公園



狭い道路整備事業のイメージ

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 生活道路の整備

(1) 道路の整備

- 狭あい道路の拡幅
- 生活道路の整備
- 電柱類地中化（無電柱化）の検討

(2) 道路の維持管理

- 道路の維持補修
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの維持補修

2 公園緑地の整備

(1) 身近に利用できる公園の整備・維持管理

- ワークショップ手法による整備
- 公園管理人制度の継続・充実

(2) 安全・快適に利用できる公園の確保

- 公園施設の安全点検及び更新・改修
- 公園施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 公園施設の防災機能の強化

3 市営墓地の整備

(1) 安全な墓地管理

- 墓地利用者の安全対策

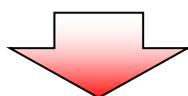
【用語解説】

- 橋りょう長寿命化修繕計画：道路橋の老朽化が進む中、橋りょうの長寿命化や修繕・架け替えに要する費用の縮減を図るため、中長期的・予防的な視野に立った修繕及び架け替えの計画のこと。
- 街区公園：主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とした公園のこと。1か所当たり0.25ヘクタールを標準としている。
- 市民協働：P37参照
- ワークショップ手法：地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法のこと。公園では、参加者が計画づくりから携わるため、完成後も地域の人々による積極的な管理が行われている。
- 公園管理人：公園の維持管理や市との連絡窓口となることを目的として、地区の住民の中から市が委嘱した人のこと。
- ユニバーサルデザイン化：全ての人にとって利用しやすく、利用に困難を伴わない施設とサービスを実現していくため、常に利用者の動向や要請を把握し、更に進化したデザインにしていく取組のこと。

第3項 都市施設

1 現状及び課題

- (1) 老朽化が著しい消防局・西消防署や拠点スポーツ施設について、更新や機能強化を図る必要があります。
- (2) 地域イントラネットなどの情報通信基盤を地域活性化のために有効活用するとともに、マイナンバー制度を活用した新たな住民サービスの提供を進めていく必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 消防・救急・防災の拠点である消防局・西消防署新庁舎の整備を進めるとともに、市民スポーツや健康づくり、交流の拠点である拠点スポーツ施設など**拠点公共施設の整備**を進めます。
- (2) 地域イントラネットの有効活用、新しい技術の導入やセキュリティーの更なる向上など業務システムの最適化を進めるとともに、マイナンバー制度活用の拡大や公共データのオープンデータ化の推進など、**情報機能の強化**を図ります。



消防局・西消防署新庁舎イメージ図



呉市営プール 屋内温水プールイメージ図

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 拠点公共施設の整備

(1) 拠点公共施設の整備

- 市役所本庁舎の整備（周辺整備）
- （再掲）消防局・西消防署新庁舎の整備
- （再掲）拠点スポーツ施設の整備（呉市営プール・呉市体育館）

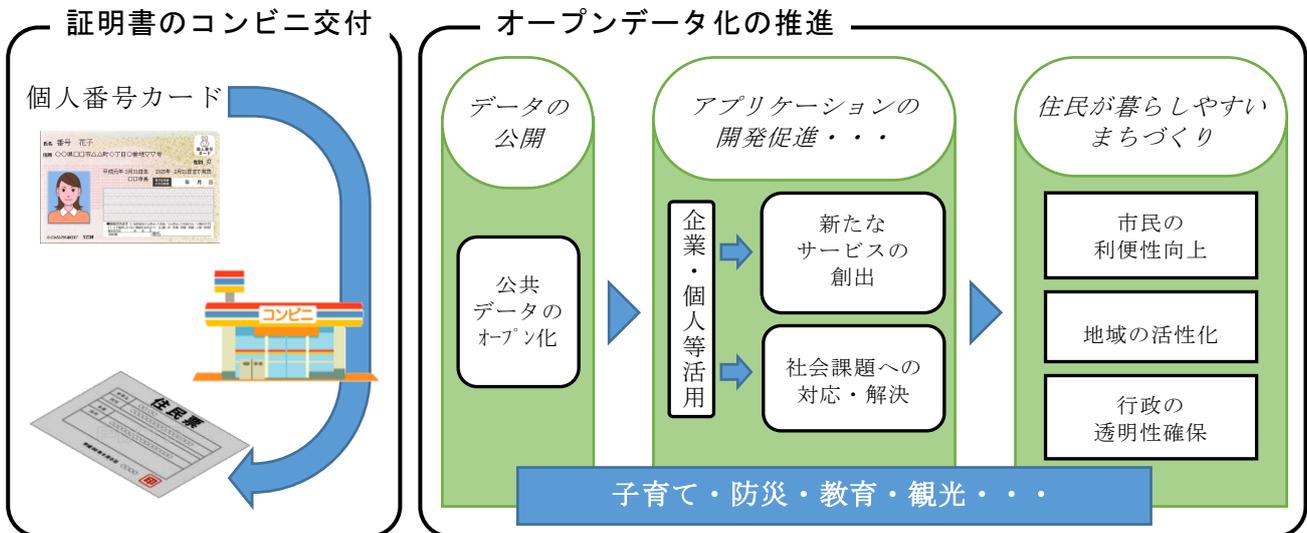
2 情報機能の強化

(1) 電子自治体の構築

- マイナンバー制度の啓発
- マイナンバー制度の活用拡大
- 証明書（住民票等）のコンビニ交付の導入
- オープンデータ化の推進

(2) ICTの積極的な活用

- 地域イントラネットの有効活用
- 業務システムの最適化



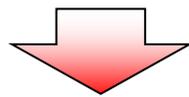
【用語解説】

- 地域イントラネット：地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設間を光ファイバで高速接続する地域公共ネットワークのこと。
- マイナンバー制度：住民票を有する全ての方に番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理を行い、住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的に導入された制度のこと。社会保障・税番号制度ともいう。
- 業務システムの最適化：組織ごとに作られてきたシステムを集中化・一元化し、経費や業務時間の削減を図ること。
- オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能なルールで公開されたデータのこと。
- 電子自治体：情報通信技術の導入により、業務を効率化し、行政サービスの利便性を目指す地方自治体のこと。
- ICT：情報通信技術の略称で、IT（情報技術）の概念を一步進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した概念のこと。

第4項 住生活環境

1 現状及び課題

- (1) 少子高齢化の進展に伴い、長期的な視点に立った都市機能の適正配置による、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- (2) 呉市の公共空間には、未だに数多くの障壁（バリア）が残っており、公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、サポートを必要とする人への声かけや手助けの実施など、互いに理解・協力し合う心のバリアフリー化に向けて取り組んでいく必要があります。
- (3) 「住みつづけたいまち・くれ」の実現に向けて、住環境の整備を着実に実施していく必要があります。
- (4) 人口の社会減が課題となる中、市内への定住・移住を促進するための住宅取得等への支援や空き家の有効活用に取り組んでいく必要があります。

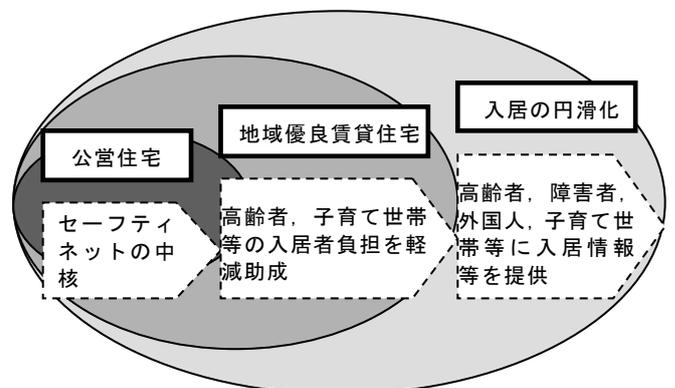


2 政策の基本方針

- (1) 都市計画マスタープラン等に基づく、人口減少下における都市計画や住宅政策など各種施策の展開など、**安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進**します。
- (2) 道路や公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」の啓発など、ハード・ソフト両面による**バリアフリーのまちづくりを推進**します。
- (3) 良質な住宅のストックの形成や、密集市街地等における居住環境の整備を進めるとともに、住宅セーフティネットを構築するなど、**住環境の整備を促進**します。
- (4) 定住サポートセンターの充実や若年層などの住宅取得等への支援など、**定住・移住を促進**します。また、定住・移住の受け皿として**空き家の有効活用を促進**します。



土地区画整理事業により整備された町並み



住宅セーフティネットの概念

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの推進

(1) 持続可能なまちづくりの推進

- 都市計画マスタープランの改定
- 立地適正化計画の策定

(2) 良好なまち並み景観の形成

- 特色ある景観の維持・保全・創出

2 バリアフリーのまちづくりの推進

(1) 公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化

- 歩道空間、公共建築物などのバリアフリー化
- 公共交通機関のバリアフリー化（ノンステップバスの導入）

(2) 心のバリアフリー

- バリアフリー学習、現地調査会等の開催

3 住環境の整備

(1) 良質な住宅ストックの形成

- 良質な持ち家ストックの形成
- 良質な民間賃貸住宅ストックの形成

(2) 良好な住宅地の形成

- 都市計画によるまちづくり（土地区画整理事業、用途地域、地区計画等）
- 密集市街地等における住環境の整備促進
- 都心部における居住促進

(3) 住宅セーフティネットの構築

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の支援
- 市営住宅の適切な管理と活用

4 定住・移住促進、空き家の有効活用

(1) 定住・移住の促進

- 定住サポートセンターの充実
- 子育て世帯の定住支援
- 移住希望者の住宅取得支援
- 呉市版CCRCの検討

(2) 空き家の利活用促進

- 空き家バンクの充実
- 学生シェアハウス支援
- 空き家家財道具等処分支援
- 危険な空き家の除却促進

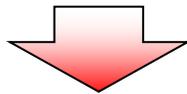
【用語解説】

- 心のバリアフリー：高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活が送れるよう、高齢者や障害のある人に対する誤解をなくして、多様な人々をお互いに理解し支え合う考え方・行動のこと。
- 住宅のストックの形成：ストックは蓄積された既存住宅の意味。「住生活基本計画」では、住宅の量を増やすより住宅の質を向上させ、次世代に継承できる「社会的資産」とすることを第一の目標としている。
- 住宅セーフティネット：高齢者や障害者、子育て世帯など、独力ではニーズに合う住宅を確保することが困難な人に対して、安全で良質な住まいを提供するための制度や各種住宅施策の総称のこと。
- 土地区画整理事業：土地の区画を整えることで宅地の利用増進を図るとともに、道路、公園、下水道などの公共用地及び施設を整備・改善する総合的なまちづくり事業のこと。
- 用途地域：異なる用途の建物が混在することによる生活環境の悪化と都市機能の低下を防ぐため、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途・形態・容積等についての守るべき最低限のルールのこと。
- 地区計画：ある一定の地区を対象に、その地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、実情にあったよりきめ細かい規制（ルール）を定め、良好な環境を整備・保全していく計画のこと。
- CCRC：P29参照
- 空き家バンク：空き家・空き地の情報を定住希望者等にホームページ上で紹介する制度のこと。

第5項 交通体系

1 現状及び課題

- (1) 都市機能の高度化，合併により拡大した市域の一体的な発展や交流人口の拡大を図る上で，幹線道路網の整備は必要不可欠であり，高速交通体系へのアクセス強化とともに，市域内幹線道路の整備を進める必要があります。
- (2) 公共交通機関を将来にわたって維持・確保していくため，効率的かつ効果的な交通体系の維持・確保や，利便性の向上に取り組んでいく必要があります。



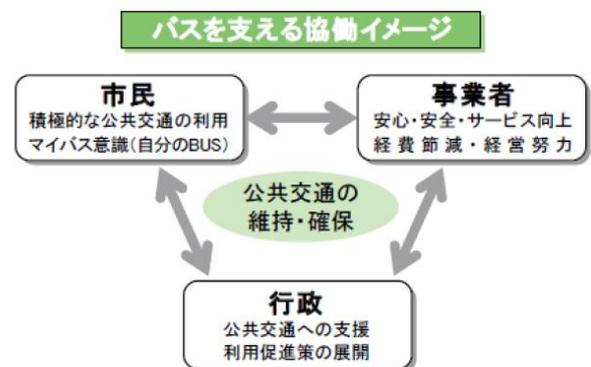
2 政策の基本方針

- (1) 休山新道4車線化の早期完成や，東広島・呉自動車道阿賀インターチェンジ立体交差化，主要地方道呉平谷線（上二河～此原間，焼山北）の整備促進，国道185号（広～安浦間）の早期事業化に取り組むとともに，交通の円滑化推進など，幹線道路網の整備を進めます。
- (2) 公共交通体系の再編や生活バス，生活航路，地域主導型交通サービス等への運行支援を行うとともに，JR呉線の利用促進や交通結節点の環境整備など，公共交通の維持・確保を図ります。



(広島国道事務所提供)

東広島・呉自動車道



市民・事業者・行政の役割分担（イメージ）

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 幹線道路網の整備

(1) 高速交通体系へのアクセス強化

- 東広島・呉自動車道阿賀ICの立体交差化
- 東広島・呉自動車道と広島呉道路（クレアライン）の連結の検討

(2) 市域の交通体系の強化

- 休山新道の4車線化
- 国道185号の整備
- 国道487号の整備
- 主要地方道呉平谷線の整備
- 主要地方道呉環状線の整備

(3) 交通円滑化の推進

- 交通容量の拡大
- JR呉線連続立体交差化の検討

2 公共交通の維持・確保

(1) 持続可能な交通体系づくりの推進

- 公共交通体系の再編（基幹バス・生活バス・生活航路等）
- 基幹バス，生活バス，生活航路等への支援
- 地域主導型交通サービスへの支援
- 生活バス等のサービス水準の見直し
- マイカーから公共交通利用への転換促進
- 地域公共交通網形成計画の策定

(2) 利便性の向上

- JR呉線の利用促進
- JR駅及び駅周辺施設の整備
- 公共交通に関する情報提供の充実
- JR新広島駅エリアのターミナル機能の向上
- 「呉広島空港線」の運行支援
- バスのバリアフリー化の推進
- バスロケーションシステムの整備

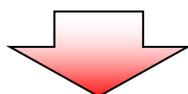
【用語解説】

- 生活バス：P27参照
- 生活航路：P27参照
- 地域主導型交通サービス：P27参照
- 交通容量：道路がどれだけ自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力のこと。
- 連続立体交差化：線路を高架化することにより、踏切をなくし、交通渋滞の解消や線路により分断されている市街地の一体化を図る事業のこと。
- 基幹バス：P27参照
- バスロケーションシステム：リアルタイムでバスの運行位置や到着予定時刻などをバス停表示器，スマートフォン及びパソコンで確認できるサービスのこと。

第6項 港湾機能

1 現状及び課題

- (1) 呉港は、呉市発展の礎を築くとともに、産業・経済活動の基盤であることから、今後のまちづくりを進める上で、より一層の利活用を図る必要があります。
- (2) 港湾には、産業・物流機能だけでなく、親水空間や防災拠点としての機能、更には他港との交流拠点などの多様な活用が期待されているため、社会情勢、市民ニーズや採算性を適切に把握し、計画的な施設整備を進める必要があります。

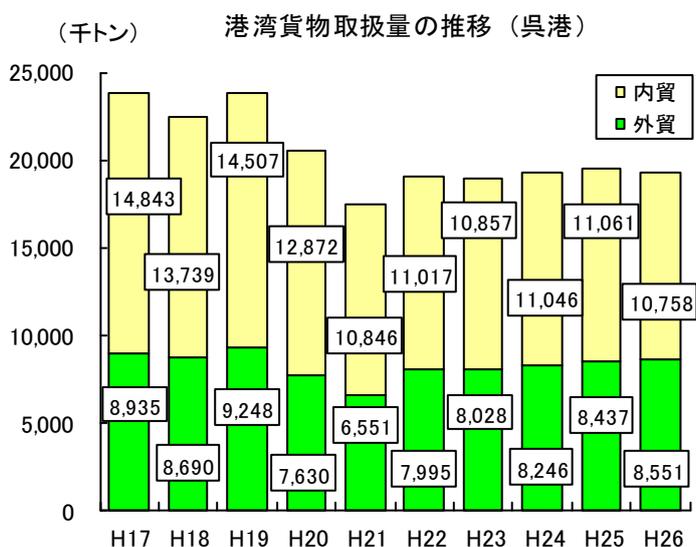


2 政策の基本方針

- (1) 呉港の将来構想を検討するとともに、阿賀マリノポリス地区ふ頭用地の物流拠点や船だまりなど港湾施設の整備、既存港湾施設の適切な維持・管理や、広多賀谷埋立地の有効活用など、**港湾機能の強化**を図ります。
- (2) 災害発生時において、港湾機能が可能な限り発揮できるよう呉港全体の災害体制の構築を進めるとともに、阿賀マリノポリス地区のマリーナ計画の適正規模への見直しや、港湾機能を活用した交流促進、にぎわいの創出など、**生活機能の充実**を図ります。



川原石南ふ頭



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 港湾機能の強化

(1) 呉港への国直轄事業の重点投資

○ 「港湾計画」の見直しを視野に入れた呉港の将来構想の検討

(2) 物流拠点の整備

○ 阿賀マリノポリス地区ふ頭用地の保安対策やインフラ・貨物上屋整備

(3) 港湾施設の整備

○ 船だまり整備
○ 老朽化施設の改修整備

(4) 既存港湾施設の延命化

○ 呉市港湾施設等総合管理計画の策定
○ 計画的な維持管理の実施

(5) 既存港湾施設の有効活用

○ 待合所、浮き栈橋等の活用策の検討
○ 広多賀谷埋立地を活用したスポーツ・レクリエーション需要への対応

2 生活機能の充実

(1) 防災拠点港湾の充実

○ 災害時に機能を発揮できる体制づくり（港湾BCPの策定）

(2) 港湾機能の魅力向上

○ 宝町地区の魅力向上
○ 阿賀マリノポリス地区のボートパークの検討

(3) 他港との交流・連携

○ クルーズ誘致に向けた他港との交流・連携・協働活動の実施

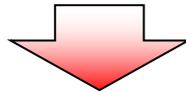
【用語解説】

- 阿賀マリノポリス地区：広島中央テクノポリス圏域の物流・交流拠点として、内貿ターミナル、臨海産業用地、海洋レクリエーション施設など、46.4ヘクタールの埋立てを行った区域のこと。
- 港湾計画：港湾法に規定された法定計画であり、おおむね10～15年の将来を目標年次として、港湾空間の開発や利用、港湾施設の規模や配置等の方針を定めた「港湾の基本構想」となる計画のこと。
- ふ頭用地：旅客船の乗客の乗降が行われるフェリーターミナル（旅客施設）や貨物船等の貨物の荷役が行われる荷さばき施設等がある区域のこと。
- 船だまり：船舶が安全に航路から出入りし、荷役作業や係留を行うために必要とされる静穏性や水深が確保された水域のこと。
- 港湾BCP：大地震等の自然災害等が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、自然災害等の発生後に行う具体的な対応と、平時に行うマネジメント活動等を示した計画のこと。
- ボートパーク：放置艇の大部分を占める小型モーターボートを主たる対象として、必要最小限の施設や機能を備えた簡易な係留・保管施設のこと。

第1項 行財政改革

1 現状及び課題

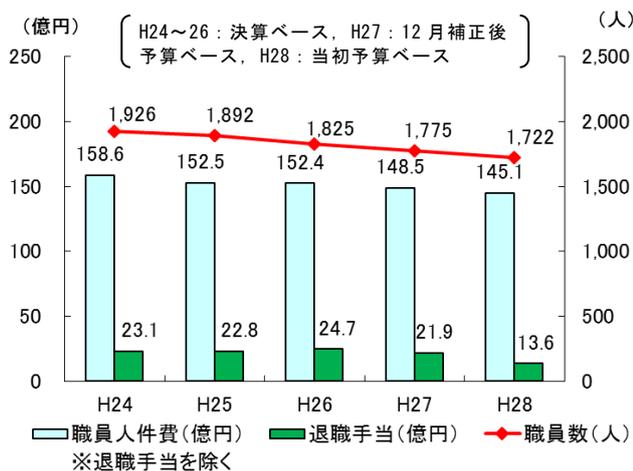
- (1) 「呉市財政集中改革プログラム」(平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度))の実践により、財政基盤は一定程度強化されたものの、歳出面における退職手当・公債費の高止まりや扶助費の増による義務的経費の増加、歳入面における就業人口の減少や地価の下落等による市税収入の減少、地方交付税の減額等も見込まれていることから、引き続き厳しい財政見通しとなっており、更なる財政改革を推進していく必要があります。
- (2) 国を取り巻く厳しい社会経済状況や、分権型社会の更なる進展への対応が求められる中、地域にとって何が必要かを地域が自ら考え、優先されるべき事業を選択して実施していくために、行政システムの更なる効率化を図っていく必要があります。
- (3) 多様化する市民ニーズに的確に対応する行政サービスを確実に提供していくために、組織体制の見直しを行うとともに、中核市にふさわしい行政サービスの充実を図っていく必要があります。



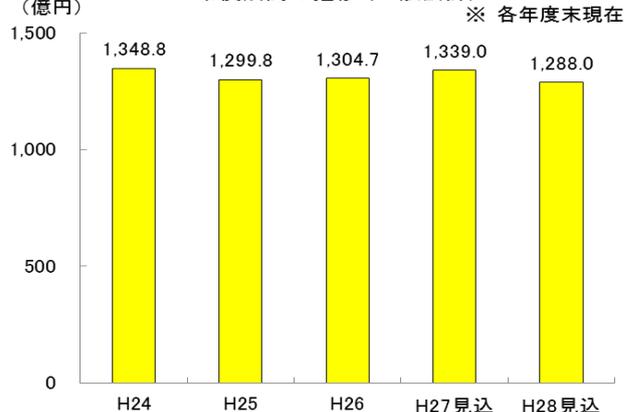
2 政策の基本方針

- (1) 引き続き、歳入の確保、将来負担の抑制等に取り組む中で、これまでのような短期集中的な改革から未来志向の改革へシフトし、健全な財政運営の確保に最大限努めます。
- (2) 民間委託等の積極的な推進や、行政評価を活用した施策・事業の選択と集中、経営感覚を持った戦略的でスピーディーな市政運営を行うための政策決定システムの運用など、効率的な行政システムの確立に取り組みます。
- (3) 中核市移行による行政権限の拡大を踏まえ、多様化する市民ニーズに対応する行政サービスの提供を進めます。

職員数、人件費の推移(一般会計)



市債残高の推移(一般会計)



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 健全な財政運営の確保

(1) 歳入の確保

- 受益者負担の適正化
- 利用予定のない市有地の売却
- 有料広告制度の推進
- 収納率向上に向けた取組の推進

(2) 将来負担の削減

- 建設地方債の計画的活用などによる市債残高の縮減
- 有利な地方債の活用
- 臨海土地造成事業に係る債務の計画的削減

(3) 歳出規模の縮減

- 定員の適正化などによる義務的経費の削減
- 事務事業の見直し
- 投資的事業の計画的執行

2 効率的な行政システムの確立

(1) 民間委託等の推進

- 民営化、指定管理、業務委託、多様な任用形態の活用

(2) 経営感覚を持った戦略的な行政運営

- 政策決定システムの運用

(3) 施策・事業の選択と集中

- 行政評価の活用

3 市民ニーズに対応する行政サービスの提供

(1) 中核市としての行政サービスの提供

- 権限移譲による行政サービスの充実

【用語解説】

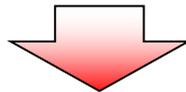
- 呉市財政集中改革プログラム：平成20年3月に策定した呉市の財政健全化に向けた計画のこと。平成20年度から24年度までの5年間で、財源不足384億円を人件費の削減や市有地の積極的処分、施策の見直しなどで解消した。
- 地方交付税：地方公共団体の財源の不均衡を調整し、全国どこに住んでいる人にも標準的な行政サービスを提供できるよう、国から配分される財源のこと。
- 行政評価：行政活動における政策、施策及び事務事業を一定の基準・視点で客観的に評価し、その結果を改善に結びつける手法のこと。
- 建設地方債：市が借り入れる地方債のうち、建設事業や災害復旧など、特定の目的に充てられるものこと。将来に多額の負担を残さないよう、計画的な借入れが必要となる。
- 投資的事業：道路・公園・学校・公営住宅などの社会資本を整備する事業のこと。建設のほか維持管理にも多額の経費を要することから、計画的に整備する必要がある。
- 権限移譲：住民に最も身近な自治体である市町村が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施するために、国や県から必要な事務事業や権限の移譲を受けること。

第2項 資産経営

1 現状及び課題

(1) まちの発展とともに市民サービスの向上を図るために整備した公共施設が、今後一斉に老朽化の時期を迎えます。呉市では、これまでも公共施設再配置計画を策定し、住民ニーズや地域の特性などに配慮しつつ、統合や廃止など施設の再配置に取り組んできましたが、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の改修・更新費用の増加が課題となっています。

一方、人口減少、生産年齢人口の減少、少子高齢化が進む中、住民の利用や需要の変化に対応しつつ、将来の人口規模、財政規模を踏まえた行政サービスを安全かつ継続的に提供していくため、公共施設等の合理的で効率的な資産経営（ファシリティマネジメント）を進めていく必要があります。



2 政策の基本方針

(1) 「呉市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定、計画終了年度：平成52年度）」の基本方針を踏まえ、道路や橋りょう等のインフラを含めた全ての公共施設等について、人口動向等を踏まえた「量」の適正な管理を進めるとともに、計画的な保全、耐震化、長寿命化による安全の確保や、社会ニーズの変化に対応した複合化・集約化などにより「質」の向上を図るなど、**長期的かつ総合的な資産経営を推進**します。

公共施設保有量の推移



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 長期的かつ総合的な資産経営

(1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理

- 施設の総延べ床面積の縮減
- 施設の規模の適正化，統廃合・複合化計画の策定と実行
- 合理的で効率的な資産経営

(2) インフラの総合的かつ計画的な管理

- 計画的・効率的な長寿命化の推進
- 安全・防災・需要を考慮した適正な整備
- 最新技術の導入や社会ニーズへの対応

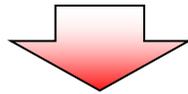
【用語解説】

- ファシリティマネジメント：日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）は、「企業、団体等が、組織活動のためにその施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義している。土地、建物、設備などの資産を、全体最適化により最大限活用する経営活動をいう。

第3項 職員・職場活性化

1 現状及び課題

- (1) 限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、多様化する市民のニーズに応え、様々な行政課題を解決していくためには、「何が呉市の将来のために最も良いのか」という高い価値観を共有できるような風通しの良い職場風土が必要とされています。
- (2) これまで「小さな市役所の実現」・「市民協働によるまちづくりの推進」を念頭に、「市民のため」・「呉市のため」という強い気持ちを持った職員の育成を進めてきましたが、社会の大きな転換期にあって、先行きが不透明な状況にある中、職員の更なる意識改革やスキルアップが急務となっています。
- (3) 時代の変化に対応できる強い組織を構築していくためには、それぞれの年代の職員の経験や能力が最大限に発揮され、相互に良い影響を与え合うような人事配置が必要不可欠となっています。

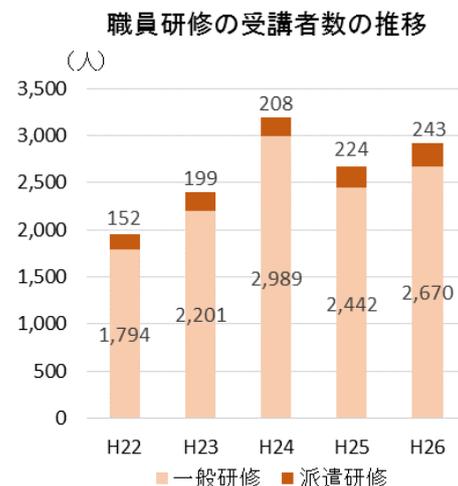


2 政策の基本方針

- (1) 「目指すべき職員像」を基本理念とする、将来都市像の実現に向けた担い手（職員・職場）の育成指針「(第2期) 呉市人材育成基本方針」に基づき、職場における職員相互の信頼感やつながりを強化するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に真剣に取り組むなど、職員の能力を育成し、発揮させていくための基礎となる、**職員と職場の成長を支える環境づくり**を推進していきます。
- (2) 職員の全体の奉仕者としての自覚と「市民のために」という強い意欲を醸成するとともに、職員の研修カリキュラム・研修メニューの強化や、職場内でのフォローアップ体制の充実など、潜在能力を余すことなく発揮できる**職員の育成**に取り組みます。
- (3) 人事考課や給与体系、昇任・昇格に関する制度等の再構築とともに、職員の適性・能力に応じた人事ルートの確保など、**人事任用制度の充実**を図っていきます。



職員研修の風景



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 職員と職場の成長を支える環境づくり

(1) 職場内における信頼関係の強化

- 目標による管理と情報の共有化
- 職員のマネジメント能力の育成と階層ごとの責任の明確化

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

- メリハリのある働き方の実現

2 職員の能力開発と意識改革

(1) 職員の潜在能力の活用

- 協働型職員（市民公務員）の育成
- 研修カリキュラムの改善，研修メニューの充実
- 職場内研修（OJT）の強化，自主研修への奨励・助成

3 人事任用制度の充実

(1) 職員のモチベーションの向上

- 人事考課制度の本格実施
- 庁内公募制度の更なる充実
- 昇級・昇任に関する制度の改善

(2) 人財（材）の効果的な活用

- 職員の適性や能力に応じた人事ルート確保
- 人事異動や職場内におけるジョブローテーション（担当替え）の実施
- 自己申告制度の活用

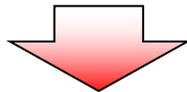
【用語解説】

- 市民協働：P37参照
- 目指すべき職員像：行政を取り巻く環境が大きく変化する中，市民に満足される行政サービスを提供していくために，職員が常に市民の視点に立って考え，効果的で効率的な行政サービスを提供していくことが必要であるとの考えのもと，平成18年3月に呉市の人材育成の基本理念として定めた3つの職員像「市民の立場で考え行動する職員」「常に改革・改善に取り組む職員」「市民に信頼される職員」のこと。
- （第2期）呉市人材育成基本方針：職員を全体の奉仕者として，長期的かつ総合的な人材育成・組織力の強化を図っていくため，平成25年4月に策定した方針のこと。
- ワーク・ライフ・バランス：P43参照
- 職場内研修（OJT）：職場の上司等が，職員の能力開発・育成のために，日々の業務を通じたあらゆる機会を利用して，知識・技能・能力・態度等の向上について計画的に部下等を指導すること。
- 人事考課制度：組織の能率的運営を確保するために，職員の能力・実績をできる限りの確に把握する仕組みのこと。その考課結果を適材適所の人事配置，人材育成等へ反映させることにより，広く職員の勤労意欲や能力の向上あるいは組織全体の活性化に役立っている。
- 自己申告制度：職員個々の意見や希望等を吸い上げ，適材適所の人事配置に活用することにより，組織の活性化・事務の円滑化を図る仕組みのこと。所属長が職員の現在の職務の状況や今後の目標等について把握し，職員との意思疎通や相互理解を深めることで，その能力をさらに活用し，資質向上や能力開発など，職員の人材育成を図ることを目的としている。

第4項 協働型自治体

1 現状及び課題

- (1) 市民主体のまちづくりの実現に向けて、市が単独で担っている個々の行政サービス・事務事業を市民・地域との協働によるものへと改善するとともに、各地域で策定された「地域まちづくり計画」に基づく様々な取組を市がバックアップしていくなど、新しい公共（協働領域）の拡大を図っていく必要があります。
- (2) 市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、情報公開制度・個人情報保護制度等に基づき公正・透明な市政の推進に努めていますが、制度の趣旨などについての理解が充分でない面が見られ、制度の適切な運用に向け、更に取り組んでいく必要があります。

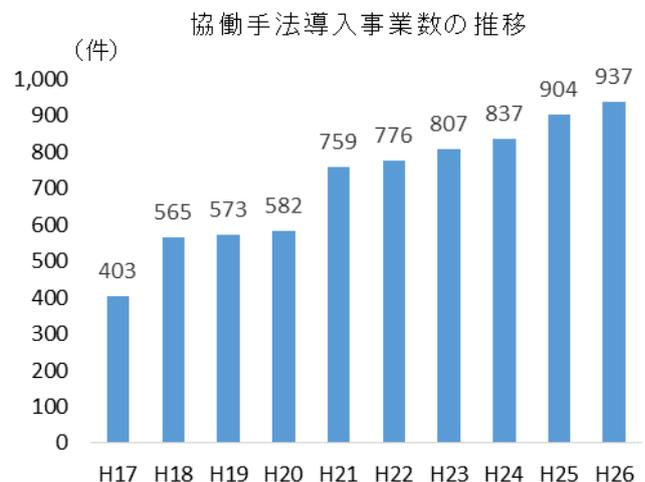


2 政策の基本方針

- (1) 庁内各課等で協働手法による事業を実施・推進し、市民公益活動団体等と行政との協働事業を拡大するとともに、地域における「地域まちづくり計画」の改定・実践、「地域力の再生」の支援や、市民との協働を担う職員の育成など、**地域協働の充実と拡大**に取り組みます。
- (2) 市政情報の積極的な提供や、「公益通報制度」、「特定要求行為への対応」などコンプライアンス意識に根ざした新しい職場風土の構築、広報広聴の推進など、**開かれた市政運営**に努めます。



まちづくり現場視察「市長ふれあい まち巡り」
(安浦漁協青年部)



3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 地域協働の充実と拡大

(1) 協働事業の実践

○ 協働手法による事業の拡大

(2) 住民自治を促進する基本ルールの整備・実践支援

○ 「地域まちづくり計画」の改定・実践支援

(3) 市民視点を持った協働型職員の育成

○ 「市民公務員」の育成・能力向上
○ 職員の地域グループ化の推進

(4) サポートの充実

○ 地域おこし協力隊の活用
○ 市民協働のハンドブックの作成
○ 自治会への加入促進
○ 新しい公共に対応できる人材の育成

2 開かれた市政運営

(1) 政策決定への市民参画の推進

○ 市民意見公募手続（パブリックコメント）制度の運用

(2) 呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の適正な運用

○ 制度の周知
○ 職員研修等の実施
○ 呉市情報公開審査会及び呉市個人情報保護審議会の運営

(3) コンプライアンスの推進（公益通報制度・特定要求行為への対応）

○ 法令遵守審査会の運営
○ 研修の実施

(4) 広報広聴の推進

○ 市政だより、ホームページ等による情報発信の充実
○ 市民との対話の実施

【用語解説】

- 協働型自治体：地域住民が公共サービスの担い手として、自主的に活動するような地域社会のこと。この協働型自治体への移行（小さな市役所の実現）を、ゆめづくり地域協働プログラムの基本的な施策目標の1つとして掲げている。
- 地域まちづくり計画：P19参照
- 新しい公共：公共サービスを、行政（呉市）だけが担うのではなく、市民と行政（呉市）が一緒になって提供し、地域や社会を支えていくという考え方のこと。
- 情報公開制度：市が保有する公文書を公開することにより、市政に対する理解と信頼を深め、市民に関われた市政を推進することを目的とする制度のこと。
- 個人情報保護制度：市民の個人情報を守るために適正な取扱いのルールを定めるとともに、自分の情報の開示などを請求する権利を保障し、個人の権利や利益の侵害を防ぎ、基本的人権を守ろうとする制度のこと。
- 市民公益活動団体：P37参照
- 地域力：P19参照
- 地域協働：P19参照
- 公益通報制度：公正な市政運営を維持するため、職員等による違法・不当行為等について、当該職員以外の職員等が法令遵守審査会へ通報する制度のこと。
- 特定要求行為：職員以外の者が職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他のものと比べて有利に扱うなど特別な扱いをすることを求めるよう働き掛ける行為のこと。
- コンプライアンス：法令遵守のこと。呉市の目指すコンプライアンスは、公務員として、法令の目的を理解した上で、市民・社会からの要請にどうこたえるべきか考え、行動することとしている。
- 市長ふれあい まち巡り：まちづくり活動を行う団体の活動現場を市長が訪問。
- 地域おこし協力隊：P19参照
- 市民意見公募手続（パブリックコメント）制度：市民生活に大きく影響する計画等について、事前に素案を公表し、市民の意見を参考にするとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する制度のこと。

第5項 都市ブランド

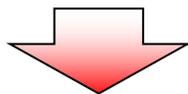
1 現状及び課題

(1) 人口減少に歯止めをかけ、にぎわいと活力あるまちづくりを実現していくためには、市内外を問わずより多くの人に呉市に「住んでみたい」、「行ってみたい」、「働いてみたい」という都市イメージを持ってもらうことが重要です。

こうした中、自然・歴史・文化・子育て・教育・健康・観光・雇用など、多分野にわたる呉の魅力を総合的に取りまとめ、様々なチャンネルを通じ幅広く情報発信することにより、都市イメージを向上させていく必要があります。

(2) 多くの人が集い交流するまちづくりを推進していくためには、都市の歴史的な背景や強みなどを活かして、将来にわたって選ばれる都市を目指していくことが重要です。

こうした中、都市の魅力や価値を向上させ、良好な都市イメージを創出することにより、都市ブランド力を高めていく必要があります。



2 政策の基本方針

(1) 呉らしさ（呉市の特性）や暮らしやすさ、呉市の観光・産業の魅力などを分かりやすく情報発信する総合的なシティプロモーションやくれ絆プロジェクトの推進など、都市イメージの向上を推進していきます。

(2) 大和ミュージアムを中心として、宝町から幸町に至る地域をより魅力的なエリアとして整備するための検討や呉市の歴史的な魅力として海軍がもたらした技術や文化などの遺産を日本遺産として登録することを目指す取組など、都市ブランド力の向上を推進していきます。



大和ミュージアム



日本遺産登録に向けた旧軍港4市の連携イメージ

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 都市イメージの向上

(1) 呉の魅力・呉らしさの発信

- 総合的なシティプロモーションの促進
- (再掲) 呉の産業PR
- (再掲) 戦略的な観光プロモーションの展開
- (再掲) 定住サポートセンターの充実

(2) くれ絆プロジェクトの推進

- 呉の魅力再発見事業
- 呉市ふるさと納税制度の充実

2 都市ブランド力の向上

(1) 都市ブランド力の向上

- 戦艦「大和」のふるさと・くれブランド向上事業
- 日本遺産登録に向けての取組

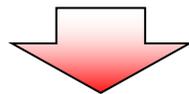
【用語解説】

- 都市ブランド力：P27参照
- シティプロモーション：P29参照
- 呉市ふるさと納税制度：呉市へ寄付した市外住民に対し、呉市の特産品等を送付することにより、呉市との絆を感じてもらうとともに呉市の魅力を全国に発信する制度。
- 日本遺産：P27参照

第6項 交流・連携

1 現状及び課題

- (1) 経済・文化のグローバル化を受け、呉市在住の日本人と外国人がお互いに文化や価値観の違いを理解し、認め合いながら、ともに安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいく必要があります。
- (2) 中核市への移行により、芸南地域を牽引する中核都市としての役割が増してくる中、近隣市町との都市間連携を強化し、地域全体の活性化や住民サービスの向上等地域が抱える課題の解決に取り組んでいく必要があります。
- (3) 分権型社会への対応や地方創生の実現には、オール呉市で取り組んでいくことが重要であり、市民や地域、高等教育機関、金融機関など多様な主体との連携を深めながら、市民生活の向上や賑わいの創出に結びつくような取組を進めていく必要があります。



2 政策の基本方針

- (1) 国際感覚豊かな人材の育成や姉妹都市・友好港との交流を始め、国際交流・国際協力に取り組むとともに、外国人住民が暮らしやすく、外国人観光客が訪問しやすい環境を整えるなど、**国際化を推進**します。
- (2) 近接市町等との都市間連携を更に深め、圏域全体の活性化や魅力の向上、住民サービスの向上等につながる施策を連携・協力して取り組むとともに、旧軍港四市の連携による取組を充実させるなど、**広域連携を推進**します。
- (3) 包括連携協力協定に基づく施策の展開や呉地域オープンカレッジネットワーク会議などを通じた取組など、**多様な主体との連携**を図ります。



国際交流イベント



呉地域オープンカレッジネットワーク会議の構成

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

1 国際化の推進

(1) 国際感覚豊かな人材の育成

- 国際理解のための教室・講座の実施
- 国際交流団体への支援とボランティアの育成

(2) 国際交流・国際協力の推進

- 姉妹都市・友好港との交流促進
- 国際協力に関する情報提供と意識啓発

(3) 多文化共生社会の実現

- 外国人住民も暮らしやすい地域づくり
- 外国人住民の社会参加の促進

2 広域連携の推進

(1) 近隣市町との交流・連携の推進

- 呉地方拠点都市地域推進協議会
- 広島広域都市圏協議会
- 連携中枢都市圏の形成

(2) 旧軍港四市との連携の推進

- 旧軍港四市との連携
- 日本遺産登録に向けての取組

3 多様な主体との連携

(1) 高等教育機関・金融機関等との連携

- 呉地域オープンカレッジネットワーク会議
- 学生の地域活動への参加の促進
- 大学・高専や金融機関などとの包括連携協力協定に基づく施策推進

【用語解説】

- 中核市：P27参照
- 包括連携協力協定：行政や大学、企業などが、地域の活性化や人材の育成、研究開発などに対してそれぞれが持つ豊富な資源を活かしていくため連携することを約束した協定のこと。
- 呉地域オープンカレッジネットワーク会議：呉市及び坂町並びに8つの高等教育機関が一体となって、それぞれの持つ資源を有効活用し、呉地域を活性化することを目的として平成12年に設立された組織のこと。
- 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。
- 呉地方拠点都市地域推進協議会：呉市と江田島市で構成され、地方拠点都市地域の一体的な整備促進を図るために設置された協議会のこと。
- 広島広域都市圏協議会：広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、岩国市、柳井市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町及び坂町の11市6町で構成され、圏域全体の発展に向け、様々な交流と連携を促進するために設置された協議会のこと。
- 連携中枢都市圏：圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法第252条の2第1項）を締結することにより、連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想のこと。
- 日本遺産：P27参照

